

令和 5 年

三川町議会会議録

第 6 回議会定例会

令和 5 年 12 月 5 日 開会

令和 5 年 12 月 8 日 閉会

三川町議会事務局

令和 5 年

第 6 回 三川町議会定例会会議録

令和 5 年 12 月 5 日 開 会

令和 5 年 12 月 8 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 12月5日(火) 会議録第1号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 議員派遣報告	
三川町議会議員行政視察研修の報告	4
山形県町村議会議員研修会の報告	5
荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	5
議第56号 令和5年度三川町一般会計補正予算(第6号)	6
議第57号 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	6
議第58号 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	6
議第59号 令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	6

第 2 日 12月6日(水) 休 会

第 3 日 12月7日(木) 会議録第2号

一般質問 5名	23
---------	----

第 4 日 12月8日(金) 会議録第3号

一般質問 1名	87
議第60号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	100
議第61号 三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	102
議第62号 三川町下水道事業の設置等に関する条例の設定について	104
議第63号 三川町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について	108
選挙第3号 三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について	109

令和5年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年12月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 飯鉢 凜 書記
渡部 貴裕 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 1 日 12月5日(火) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般報告

・ 議員派遣報告

三川町議会議員行政視察研修の報告

山形県町村議会議員研修会の報告

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

日程第 4 議第56号 令和5年度三川町一般会計補正予算(第6号)

日程第 5 議第57号 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第 6 議第58号 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議第59号 令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） ただいまから令和5年第6回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 小林茂吉議員、
4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議長（志田徳久議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る11月28日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和5年度各会計補正予算4件、条例設定及び条例改正3件、人事案件1件、以上8件があり、この他に諸般報告3件、一般質問が6名、選挙1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日5日から8日までの4日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程を申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、令和5年度の各会計補正予算4件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の6日は、本会議は休会となります。

第3日目の7日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日8日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問について1名の議員が行います。

次に、町長提案の条例設定及び条例改正が3件それぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、人事案件1件が上程され、質疑、採決となります。その次に選挙1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質問、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月8日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間に決定しました。
- 議長(志田徳久議員) 日程第3、「諸般報告」を行います。
「三川町議会議員行政視察研修」「山形県町村議会議員研修会」「荘内地方町村議会議長会議員後期研修会」について、派遣議員からその報告を求めます。9番 町野昌弘議員。
- 9番(町野昌弘議員)

三川町議会議員行政視察研修の報告

1. 目的

本町議会議員は、国内の先進自治体等の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに議会活動の活性化を図るため、行政視察を実施した。

2. 研修日程 令和5年10月11日(水)～13日(金)

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 千葉県千葉市
千葉県船橋市

5. 研修内容 幕張メッセ
・農業WEEKセミナー受講及び展示視察
千葉市
・ICTを活用したまちづくり～ちばレポの取り組みについて
船橋市
・子どもたちの放課後居場所対策について

以上のおり研修したので報告いたします。

令和5年12月5日

三川町議会

副議長 町野昌弘

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和5年10月20日(金)

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 山形国際交流プラザ

5. 研修内容 講演「今後の日本農業の課題～食料・農業・農村基本法の改正」
講師 東京大学教授 鈴木 宜 弘 氏

講演「町村議会のあり方～議員のなり手不足問題」
講師 大正大学教授 江 藤 俊 昭 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和5年12月5日

三川町議会

副議長 町 野 昌 弘

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと

議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和5年10月27日(金)
3. 参加者 議員全員
4. 研修地 庄内町 余目第二まちづくりセンター
5. 研修内容 講演「庄内総合支庁における主な取組みについて」
講師 庄内総合支庁長 村山朋也氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和5年12月5日

三川町議会

副議長 町野昌弘

- 議長(志田徳久議員) 以上で、諸般報告を終わります。
- 議長(志田徳久議員) お諮りします。日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。
- 議長(志田徳久議員) 日程第4、議第56号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第6号)」、日程第5、議第57号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第6、議第58号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、日程第7、議第59号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第56号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第6号)」、議第57号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、議第58号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」及び議第59号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第56号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第6号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,522万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を55億982万9,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。職員の給料、手当及び共済費にかかる人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、人件費以外の主なものを申し上げますと、2款総務費については、一般管理費、電子計算費、防犯費、町営バス運営費、税務総務費及び戸籍住民基本台帳費の追加補正、3款民生費については、障害者福祉費、福祉医療費及び保育費の追加補正であります。

6款農林水産業費については、農政対策費及び農村総合整備事業費の追加補正、7款商工費については、いろり火の里施設費、8款土木費については、道路維持費、除雪対策費及び住宅管理費の追加補正、下水道費の減額補正であります。

9款消防費については、消防施設費の追加補正、10款教育費については、事務局費、スクールバス運営費、小学校費の学校管理費、教育振興費、中学校費の学校管理費及び学校給食費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第57号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を9,529万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。3款保健事業費について、健康診査等事業費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。5款諸収入について、健康診査等受託料に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第58号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億7,329万円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、一般管理費の減額補正及び施設管理費の追加補正であります。

次に、歳入であります。3款繰入金について、一般会計繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第59号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万5,000円を減額し、補正後の予算総額を4億1,602万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、一般管理費の減額補正、2款事業費については、事業費の減額補正、3款公債費については、利子の財源更正であります。次に、歳入であります。4款繰入金について、一般会計繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） それでは、私の方から1点だけ確認したいと思います。

一般会計の8ページになります。3款民生費のところの子育て支援医療扶助費762万6,000円。これに係る内容はどのようなものなのか。今年7月から高校生の医療費も無料となりました。それとの関連、それと新型コロナウイルス感染症の分類が5月から2類相当が5類に移行りましたが、それとの関連などがあるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 砂田議員の質問にご答弁申し上げます。子育て支援医療給付費762万6,000円の増額につきましては、ただいまご質問にありましており、新型コロナウイルス5類移行に伴い、新型コロナウイルス前への医療費水準に戻ってきたという、要はコロナ禍での受診控えが解消されてきたということが主な原因だということに見ております。また、高校生までの医療費の無償化に関しましては、当初予算で見込んでいた同程度の推移で推移しておりますので、そちらは今回の増額要因とは関係のないところでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 新型コロナウイルスの移行の要素が大きいというように伺いました。高校生の医療費の無料化はあまり影響がないと、当初予算で見込んだとおりにということでしたけれども、私は若干、これ高校生の方、影響はあるのかなというような感じもあります。といいますのは、以前から健康診断結果等で医師の診察を受けなさいとか検査が必要、あるいは治療をなささいと言われてもなかなか受けなかった、未受診率というんですか、それが高校生は非常に高かったというように認識しておりました。それで検査しなさいと言われても、本人はあまり自覚がないし、何より検査は料金が高くてなかなか受けさせられなかったという保護者からの声なども聞いておりました。

その辺も鑑みますと、この数字については、今高校生の方はあまり影響ないとはおっしゃっていましたが、健康への意識も高まる要因になってくるのではないかと。ゆくゆくは高校生からその先の生活習慣病についての健康意識も高まってくるのではないかと。そういう要因もこれからは含まれるのではないかなというように思います。そういう意味では、この無料化に踏み出したことは効果があったのかなというように感じております。その辺についても、お考え、見解等あれば伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまご指摘がありましたとおり、健康意識の高まりというのは長く健康で過ごしていただくために非常に重要なものだというように認識しております。今年度の当初予算において高校生の医療費無償化分、大体実績プラス70万円程度で見越しておったんですけれども、その分を増額した場合でも今回想定範囲内で、高校生の受診負担金の助成は行われているというように見ておりますので、今回の増額補正には影響ないというように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは私の方から数点お聞かせ願いたいと思います。

まず初めに6ページ、2款1項12目町営バス運営費の修繕料に関しまして、今回100万円を超える費用が発生しているようですけれども、その中身に関しまして若干聞いたところ、マフラーの交換などをしたといったような話がありましたけれども、町営バスに関しましてはリース事業と認識しているところではございますが、今後の計画等あればお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、12ページ10款2項2目教育振興費に関しましてお聞かせ願いたいと思います。小学校教育振興費の中で702万円に関して消耗品費の内訳に関しましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 1点目の町営バスに係ります修繕料についてのご質問でありましたが、質問にありましたとおり、今回補正に挙げさせていただきました内容については、町有のバス2台分についての修繕ということになります。その要因につきましては、1台についてはいわゆる経年による修繕、もう1台は事故といたしますか、そういったことでの修理になっております。本町で所有しているバス、そしてリースしているバス、それぞれ用途に応じて配置、配車しているわけですが、当然現在の保有台数と通学、登園等に使用しているわけでありますので、また他の町内の団体等でも、その内容によって貸し出しも行っているというところは継続していきたいという考えから、まず経年等についてはリース期間等の終了時点を見ながら、新たなリース等は考えていきたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 12ページにございます小学校教育振興費、消耗品の702万円についての内訳でございますけれども、こちらに関しましては令和6年度より使用します小学校の教科書が改訂になることから、それに伴っての教師用の教科書及び指導書、デジタル教科書の方を購入するものでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは初めに町営バスの運営費に関しましての修繕費に関しまして再度質問させていただきますけれども、ただいま答弁の方でも今後リース等を考えていくといったような話がありました。特に私事でいえば、農機具をリース事業等で持っているわけですが、やはりある程度の年数、耐用年数といったものがありますし、特にそういった年代を超えるものに関しましては、年々修繕費が多く発生しているようでございます。やはりそういった部分に関しまして、特に今言われたとおり、町民の足にとっては欠かせない町営バスでございますので、計画的な運営を考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、教育振興費の中の答弁でしたけれども、先生が使う指導書、また、デジタル教科書等4年に1回変わるといった部分で、特にこの4年に1回変わる教科書に関しましては夏場に発表するといったような話も聞いております。そうであるならば、4年に1回補正ではなく、最初から予算化しておいてもいいのではないかとといったような感じがいたしますけれども、その辺について再度お聞かせ願いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 確かに保有・リースに限らず、バスそのものに耐用年数があることは承知しておりますが、機会を捉えてリース物件であろうとも、定期的な点検等を行いながら、継続してのリース、使用が可能な場合については、これを継続するというので、今保有しているところであります。

必要な台数の配車について、当然先程申し上げたとおり、命と言いますか事故のないような形で運行をしなければならないということでもありますので、そういった面に十分配慮しながらバスの運行については努めていきたいと思っております。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 教科書の選定につきましては、確かに4年に1回の改訂ということで、当初予算の方に計上すべきというようなご指摘かと思っておりますが、教科書の選定にあたりましては本年度の7月に選定にあたっての協議会等を開催いたしまして、10月になって初めてその本の単価等が決定するというような状況になっております。したがって、当初予算で計上するとなると、おおよそのところでの見込みというような形になるものですから、これまでもそれぞれ補正等での予算計上というような対応を図ってきたところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私からも1点質問させていただきます。

4ページの歳入の部分ですが、県支出金、教育費県補助金にあります可搬式冷房機器導入支援事業費補助金ということで、県からの補助金出ているわけでありましてけれども、この補助内容また目的等確認させていただければと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 4ページにございます可搬式冷房機器導入支援事業費の補助金につきましては、こちらにつきましては、山形県の方で公立の中学校に対してこの夏の酷暑というような状況もあったことから、体育館での活動に対しての可搬式の冷房機等を購入する際の補助金ということで、県の方が一部助成を図るというようなことでの内容を計上したものでございます。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 今年度猛暑における、米沢市であったかと思っておりますけれども、非常に痛ましい事故を受けて県の早急の対応ということで、各自治体へ冷房機を補助するといった活動だったかと思われまして、非常に異常気象とも言われるような高温が続いた夏ではありましたが、冷房機器でその活動をすべてフォローすることができるのかといった懸念される部分がございます。

町では、中学校の部活動に関しましては活動方針を示しまして、それに基づいた活動が行われていると認識しているところではありますけれども、こういった猛暑の中、登下校を含めた安全対策、町の部活動に対する方針、また、指導等どのようになされているのかお伺い

したいのと、今回この補助を受けて、どのような施設を整備する計画か。また、様々な屋内での活動、また屋外での活動もあるわけでありますけれども、そういった熱中症対策としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問に関しましては、今回は冷房機器を購入するにあたりまして、やはり夏の猛暑等に対しての熱中対策全般についてのお話かというように思います。今回は冷房機導入に関しましては、やはり夏の部活動などを行う際に、中学校の体育館の中で体育館全体を冷やすというようなものではないんですけれども、子どもたちが部活動を行った後のクールダウン等に使うような冷房機というような形で、県の方も定めておりまして、それに則りまして町としましても、中学校の体育館の方に1台の可搬式の冷房機を設置するというもので、今回県の補助等を活用させていただいて準備をしたというような内容でございます。

そういった部活動での夏の猛暑というのは、これからもずっと続いていくというような状況下におきまして、部活動のみならず通学等を含め、教育委員会としてはやはり夏の猛暑対策というものは、常時、熱中対策を講じていかなければならないというように考えているところでございます。県等もこのような今回冷房機等の導入も含め、さらには通学の際の熱中症対策などもどのような形がいいのか、他の状況等も勘案しながら適切に本町としては対応してまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私からも1点お伺いしたいと思います。

ただいま同僚議員、質問されましたけれども、13ページの歳出の方に備品購入費ということで、こちらは中学校管理費の中から246万9,000円計上されているわけでありますけれども、100万円の補助をいただいて246万円の備品を購入するというので、まずこちらの内容を詳細に説明いただきたいと思います。可搬式ということであれば、重量、サイズ、1人で可搬できるのかどうか。

また体育館、隣接して武道場もあるわけですが、武道場に関しての使用をどのような形で考えられているのか。また、目的、クールダウンが目的ということでありましたけれども、その使用に際しての規則といいますか、ルール、そういったものを定めて使うのかどうか、その辺をまず1点お伺いしたいと思います。

今年の夏の部活動における熱中症の症状が出た生徒はどのぐらいいるのか。もし分かれば、そこも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 歳出の13ページに備品購入費といたしまして、246万9,000円計上しておりますが、これに関しましては先程申し上げました可搬式の冷房機の他に、この冷房機を使う上での電源等の工事の費用も含まれております。さらに、別途に特別支援クラスの増に伴いまして、各種備品等の購入も含まれているというのが246万9,000円の内訳となっております。そのうち、可搬式の冷房機につきましては、おおよそ170万5,000円の

見積もりいただいた中で予算計上をしておるところでございまして、それに加えて、電源工事が50万円等の予算がございまして。そちらで222万円ほどの予算になるわけですが、そのうち100万円ということで、1/2の補助で100万円が上限となっておりますので、そちらを活用させていただいて、今回冷房機を準備するというような内容になっております。

サイズの的には、1人の大人であれば十分移動が可能でございまして、1台でございまして、体育館の方と武道場の方にそれぞれ移動ができるように、電源等もどちらの方で使用するような状態で、まずは準備をしたいというように思っております。大型の可搬式の冷房機器の効果というものについても、教育委員会としてもある程度調査をした上で準備をするところではございますが、今後必要性に応じて準備等が、さらに台数等の設置が必要なのかどうか状況を見ながら、今後検討してまいりたいというように考えているところでございます。

それから、クールダウン等に使用させていただいて、体育館と武道場の方のその部屋そのものを冷やすというような効果ではなく、あくまでクールダウン等の中で活用するというような前提になっているということをご理解いただきたいと思っております。使用に関しましても、まずは中学校の部活動、それから現在、地域クラブの方の移行も行っておりますので、そちらの方でまずは使用していただくというように使い方を考えているところでございます。

先程の熱中症の今年度の三川中学校での発生状況というようにご質問もございましたけれども、詳細な人数は大変申し訳ございません。手元で把握できておりませんので、この場で回答できないことを申し訳なく思いますが、昨年度に至りましては、大きなそういった熱中症等での事故というのは、三川中学校では発生していないというように把握をしているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 昨年度と言いますか、今年度の夏の熱中症の発生に関しましては私も聞く範囲においては発生していないというようにお聞きしておりまして、この設備といいますか冷房機の導入に関して、どのような目的を持っていくのかということをご精査しなければならぬかなと思っていたところ、やはりクールダウン目的ということで、それは一定の効果があるだろうというように私は思っております。部屋全体を冷やすわけではなく、やはり部活中であつたり、下校前のクールダウンとして使用するということは十分理解できます。しかしながら、そのルール等を作らずに導入すると、有効的にこの設備が使えないのではないかなというように思われますので、その辺のルールを早急に作成した方が良いのではないかなと思っておりますので、考え方をお伺いしたいと思います。

電源工事をするというところで、やはり電気代もかかってくるだろうと思われまして。クールダウンですので、例えば下校時に、一部の特別教室一つを冷房状態にしておいて、そこに部員が集まってクールダウンできるような仕組みというものも有効ではないかなと。スポットクーラーですと、やはり有効性が低くなるのではないかなと思われまして、そちらの方が逆に有効ではないかなというように考えておりました。

また、先程同僚議員の質問にもありましたが、屋外での部活動に対してもやはりクールダ

ウンというのが必要ではないかと。屋内だけではなく、屋外の部活動の部員に対してのクールダウンの考え方、こちらも併せて考えていかないと屋内だけは事故防止になっているが、屋外で事故が起きてしまうということになると大変なことになると思いますので、スポットクーラーと併せて一部の教室の部活動における開放、その辺も併せて考えていくべきではないかなというように思われます。その考え方についてお伺いしたいと思います。

また、今年の夏は、やはり各部活動でその暑さ指数によるルールをしっかりと守って活動したおかげで大きな事故等はなく過ごせたのかなと思います。この WBGT と言われる暑さ指数計ですけれども、そちらをもとに設備を増強するというよりは、そういったルールをしっかりと守って活動するということが大事になるかと思われますけれども、その辺の考え方と併せてお答えいただければと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） まず可搬式冷房機の活用に関しましてはしっかりとルールを作った上で、今後子どもたちの安全安心に活動できるような体制を整えていかなくてはならないというように思っております。どのようにルールを作るかという部分も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、特別教室の冷房を活用した方がいい。確かにそのとおりに思います。ただ、夏の部活動、夏休み中の部活動とかで、土日とかの活動とかになりますと、なかなか教室が開いていない場合もございますので、その辺については常に特別教室の方を開放するというような対応は難しいところもあるのかもしれませんが。状況においては、そういった考え等も学校の方とも相談しながら、対応を図れるものかどうか学校等と確認をしてまいりたいというように思っています。

また屋外もそのとおりでございまして、屋外ではなかなかそのスポットクーラーを設置するというところは難しいところがございますが、体育館等に行って今回設置しますクーラー等でのクールダウンというのでも考えられるところがございますし、やはりおっしゃいましたとおり、暑さ指数計というものを今年度設置し、さらに外での活動についてもそういった猛暑となるのが分かる日については、活動を控えるといったような事前の予防対策というものが非常に大事になるのかなというように思っています。そういった熱中症とかになる前の段階でしっかりとした予防、それからその日の天候等のしっかり見込みを把握いたしまして、熱中症等にならないような対応、体制をしっかりと整備してまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、私から1点確認したいと思いますが、10ページの7款1項5目のいろり火の里施設費、工事請負費ということで100万円計上なっております。この数字の計上につきましては、当初予算の審議の際も少し議論を呼んだところでありますが、これまでですいろり火の里推進事業ということで、具体的な工事費、今年度ですと5,901万4,000円ということで計上になっていたわけですが、これとは別に施設費ということで、工事費が当初予算で250万円という数字が計上されたわけです。今の段階においても、今回

の補正がまた 100 万円というような非常にアバウトな数字で計上になったという部分についての考え方を伺いたいと思います。

といいますのは、他の款項目の補正予算の工事費、修繕費等を見ますと、1,000 円単位までの結構細かい数字が載っているという中で、いろり火の里についてだけは 100 万円単位ということでの考え方等を含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今回の補正予算の内容についてでございますが、いろり火の里施設の入浴棟におけますろ材交換工事、こちらをこの工事費の中で行うということで、補正予算計上をしたところでありまして、この補正予算の金額の計上にあたりましては、これまでの既決予算の中で、これまで支出してきた金額とこれから行うろ材交換に係る金額を見込んだ上で不足する金額を予算計上したというところであり、それがおおよそ 100 万円だったということで、今回この金額計上をしたところでありまして。

今後行うであろうろ材交換につきましても、見積もりをもらっているところではあります。最終的な金額はこれから決定されるというところで、こういった金額の丸めた対応で予算計上をしていただいたところでありまして。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 説明ありがとうございました。少し勉強不足で恐縮なんです。そのろ材交換という、ろ材という意味合いが少し理解できなかったもので、補足した形で説明をお願いしたいと思います。見積もりもとったという経緯の説明はありましたのですが、おおよそ 100 万円というような計上をなされた。通常ですと先程説明しましたとおり他の款項目等では見積もりをもらったその見積額に基づいた数字で計上しているように判断しているところですが、なぜ 100 万円単位だったのか、その辺の考え方について再度伺います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程の答弁で説明が不足しておりまして大変申し訳ございませんでした。ろ材につきましては、温泉で使う温泉水をろ過装置にかけているわけなんです。そのろ過装置の中でのろ材を交換する必要があるということから、今回工事を行うものであります。

また、その金額についてであります。実際見積もりをもらった金額につきましては 118 万円ほどの金額であります。しかしながら、先程申し上げたとおり、既決予算の中でこれまで支出した金額とこれからかかるであろうろ材交換に係る金額を差し引きして、既決予算がいくらあるのか、そういったことから今回不足する金額を 100 万円というように設定したところでありまして。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 私の方からは 2 点伺いたいと思います。

まず初めに 7 ページの戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード等の利用に係るシステム改修というところで 187 万円かかっていますけれども、個人番号はだいぶ進んでいるので、まだ何かあったのかなというところで中身を教えてください。

それからページ数的には多岐に渡るんですけども、光熱水費ということで、総務は 100 万円、民生費で 60 万円ということで先程の質問とは別ですけども、大体アバウトなんですけれども、小学校の方は 61 万 6,000 円、中学校費としては 131 万 2,000 円ということで、1,000 円単位で出ているということで、この辺光熱水費ですので、電気代、灯油代、水道代合わせてですけども、自分の感覚的には水道はそんなに上がり下がりはないし、使用量もそんなに変わってないのかなと。やはりこの要因の一番大きいところは、灯油、今期の使う灯油がやはり値段が分からないというところで足りなくなってきたのかなと。上がってきたのでというように思いますけれども、この一つは光熱水費の中身ですね。灯油なのか電気なのか、水道なのか。あと小学校、中学校の方は 1,000 円単位でピタッと予想をつけていますけれども、その他は 10 万円単位というところで、この違いは何なのかなというところを教えてください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまの戸籍システムの改修の業務委託の内容についてのご質問でありました。内容に関しましては戸籍の附票システムにおいて、国外転出者に係るマイナンバーカード等の利用の実現のため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票について、個人基盤の個人認証の基盤として活用するためのシステム改修を行うというものでございまして、まずは戸籍附票システムにマイナンバーの紐づけを行うという作業になります。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回各款に必要な光熱水費の補正をさせていただいておりますが、まず光熱水費については電気、ガス、水道。灯油等については重油も含めて燃料費ということでの計上になります。それぞれこれまでの支出、そしてこれからの支出の見込み等をもって、まず年度末までの数字から、今回は補正をさせていただくものであります。小中学校等、各施設等においては先程申し上げた中で、1,000 円単位となっております。ただ、総務課の方で庁舎管理等に計上している数字が確かに 10 万円単位となっておりますけれども、その数字を査定する段階では、これを少し上回るような見込みも出ておったところです。

ただ、そこまでということで、まずこの程度で抑えたいというのがありますので、数字としては 10 万円単位で補正をさせていただいたところでありまして。なお、今年度当初から電気代等については上がると、支払いの額が増額するということを見込んではおったのですが、やはり今年の猛暑等ありまして、予想以上に電気量等も消費といたしますか、さらに電気料金等の改定が思った以上に影響しまして、今回の補正になったということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） マイナンバーカードを他に紐付けるということでありましたけれども、これ財源を見ますと一般財源ということで町の一般財源を使うようですけれども、国からの補助というのはなかったのでしょうか。ここを一つお願いしたいと思います。

それから、光熱水費は灯油ではなくてガスということと、夏の暑さによる電気の使用量と、

また電気代の両方の変数によって様々増えてきたということでもありますけれども、総額で大体10万円単位では分かるんですけれども、学校の方だと1,000円単位でピタッと予想されているというのは、やはり使用量というのは大体決まっているからというような理解でよろしいのかももう一度お願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまのシステム改修に関する補助金のお話でございますが、我々だけではなくて、他の市町村からもやはり山形県の方に対しまして国の制度改正に伴うシステム改修でございますので、補助金がないのかどうかというような問い合わせがあったというようにお伺いしておりますが、やはり総務省の方にも確認したんですが、今回のシステム改修に関しては、補助金の交付はないということでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 補正の額について、小中学校が1,000円単位で総務課が10万円単位ということでのご質問であります。先程も少し触れましたけれども、今後の見込みの中で若干これを上回るような要求等があったわけですが、ただ見込みでありますので、そこはその要求額そのままではなくて、何とかというところでこのぐらいで何とか足りるのではないかということで、結果として10万円単位にまとまっているということでご理解いただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 私から一般会計について質問いたします。先も同僚議員、触れておりましたが、まずは8ページの5目福祉医療費、これについてですが、現在山形県はこの県支出金にございます105万5,000円ということで、内容については自己負担分の負担をなされていると、一部負担をなされているというようにお聞きしております。山形県の医療費無償化に向けたこの取り組みというのは非常に全国的にも優れているなというように私は評価しているんですが、この自己負担分を山形県は0歳から小学校3年生までは通院の分は確か1/2負担しております。それから入院につきましては、0歳から中学3年生まで1/2、全国そう足並みを揃えているわけではありませんが、山形県はこうした手厚い負担をしておるというように私は評価しております。

医療費の無償化を叫ぶ割に、地方公共団体、市町村の負担が増えていくというのはおかしな話であって、やはり国も異次元のこの子育て支援政策を打ち出しているわけですので、本来であれば町の国保から出るお金は言ってみれば、市町村の国保の財政基盤の強化という意味からしても本来であれば減っていただきたいなというように私は願うわけですが、この国に対するやはり山形県は国保は県一本化となりまして、山形県も保険者となっているわけですので、ぜひこの辺のいわゆる国の財政支援の拡充については、国保連を通じてやはり要望していく、そうしたことをぜひやっていただきたいというように思いますが、その辺の認識をお持ちになっているかどうか少しお聞きします。

それから11ページの土木費になります。1目住宅管理費、おそらくこれは町営住宅だというように私は思いますけれども、令和5年度につきましては、家賃の収入見込み、それから今まで今回のこの経費もそうですが、いわゆる修繕料、役務費それから委託料、工事請負費等々のいわゆるトータル的な経費を合わせたこの収支の状況ですね、実態は今どうなっているかお知らせをいただきたいと思います。それから、平成27年だと思うんですが、三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されているわけでありまして、その中で住まいづくりの指針であります住生活基本計画を平成29年に策定されております。その中に町営住宅のあり方についても触れられているというように私は思います。町の公共資産でありますいわゆる学校とか公営住宅、それからインフラ施設の道路、橋梁、そうした長寿命化計画については、町の公式サイトホームページでアップとなっておりますが、なぜこの公営住宅の長寿命化計画をホームページにアップできていないのか、この辺の説明を求めたいと思います。

それから、先程も出ておりましたが、教育費の教師のいわゆる指導書、それから児童生徒と同じような教科書、もう一つはこの令和6年から始まりますデジタル教科書、この3点セットは費用の持ち方について、私はそもそも子どもたちには教科書は無償提供しておりますが、どうして教育現場を預かる教師の部分については教育委員会が負担しなければならないのか、非常に納得できない一つの件です。まさに教育というのは、児童生徒そうした先生方と一体感を持ってこそ教育の真髄だと私は思っております。この点について、教育委員会様々な県の大きな会合もございましょうし、そうした場でやはり国に対して自治体、市町村が持つということではなくして、国に要請する提言すべきだというように思いますが、その辺は教育長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 子育て支援医療に係る県の支援の状況ということでご質問でございました。ただいまのご質問で、現状といたしましては、県では0歳から2歳までは全員医療費が無償化、つまりどのような形でお医者さんにかかっても外来であっても入院であっても全員無償で医療が受けられると。ただ3歳から15歳までにつきましては、住民税の課税の有無ということで、一部負担金があったりということがございます。また、それ以降、16歳から18歳につきましては、こういった支援がないということでございまして、町といたしましては、こういった住民税、今申し上げた県の補助対象にならない方でも、無償で医療が受けられるようにということで、そのカバーする形での支援を行っているところでございます。

なお、こういった取り組みはすでに庄内各地市町村ですべて無償化が済んでおりまして、庄内の重点要望事項ということで、これまでも要望してまいりましたが、今後も引き続き県に対して支援の要望を行っていく所存でございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 私の方から住宅管理費等についてお答えさせていただきます。令和5年度におきます町営住宅に関する費用についてでございますが、収入について

は630万円弱の収入を見込んでいるところでございます。歳出につきましては今回の補正を入れまして、300万円弱ということで見ているところでございます。

それから長寿命化のアップしていない状況ということでございます。こちらにつきましては、平成29年度、長寿命化計画を策定いたしまして、その後数年を経過したところでございます。現在、町の公共施設等総合管理計画の策定が令和3年度にあったということで、町全体の公共計画の見直し等進んだところでございます。現在、この町営住宅の長寿命化計画とその後策定しました公共施設等総合管理計画、こちらの方の内容等整理をいたしまして、次期の長寿命化の内容につきまして、現在どうするべきかということで考えているところでございます。

現在担当課といたしましては、この計画、今後のあり方につきまして、内容が精査なった段階でアップをしていくことが良いのではないかと考えているところでございまして、従前の長寿化計画については、現在アップしていないという状態にあるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 教科書の問題についてお答えいたします。小林議員おっしゃるとおりに、やはり教育に係る子どもたちの教科書については、国の法律、教科書の無償給付に関する特別措置法というのがありまして、小中学校義務教育についてはすべて無償で国費として行うということが明記されております。ただし、教職員の教科書については、義務教育の経費については設置をする市町村が原則負担をするという現在の法律という中ではそういう解釈になっておりますが、おっしゃるとおりに700万円という今回も教職員の指導書に関して、それだけの経費を町で負担するということは、やはり大きなハードルがあるのかというようには思っております。

毎年、それぞれの市町村連絡協議会、教育長が関わる会議の中でも、県・国に対する要望書を挙げているわけですが、その中で教科書に関して出てくるのは、一つは小中学校の児童生徒の教科書について無償を継続していくということが1点。それから現在議論されているのはデジタル教科書の問題です。デジタル教科書については、現在、各小中学校で2教科までは国で試験的に導入について経費を負担する。おそらくこれについて将来的にデジタル教科書が普及してまいりますので、紙の教科書と同じように子どもたちが使う分については国費で負担ということになるかと思いますが、実際のところ指導者の教科書については今のところ議論はある程度低い段階にあるというのが確かなところではあります。

小林議員おっしゃるとおりに私も様々調べてみて、教職員の教科書については今まで議論がなされていなかったところでもありますので、近隣の市町村、それから県とも十分話し合いながら少しでも解決する方向に持っていけるかどうか議論をしていきたいと思っております。

現在のところでは以上です。よろしく申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 医療費の扶助については、山形県はとりわけ、この子どもの負担分については一部負担しているわけでありまして、やはり山形県の財政ですね、国保財政を考

えた場合には、やはり国が負担すべきところの調整交付金、この辺の山形県に向けた予算要求というのは、当然生まれて私は普通だと、ごく当たり前だというように思いますので、関係機関の会議の中で、山形県は力を入れているんだと、一部負担をしながらもやっているんだということをアピールしながら、国にその調整交付金の増額を要請していただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それから、町営住宅についてのこの公営住宅の長寿命化計画をアップしていないという現在ですが、次期検討するお話ですが、やはり今後の町営住宅の将来設計が一体どうなるのかということ、常々町民の関心事です。それを現在アップしていないということ自体が、私はおかしいと思うんですよ。その辺について副町長、見解を伺います。今後の三川町のこの町営住宅、確かに国はこの公営住宅の維持それからそうしたことに対する充実を促す政策は今出てきていないんですね。実際、これは財政が非常に大きな負担を要する。そうしたことからすると、これは全部市町村にかぶってくるわけですよ。そうした意味からしても、本町のこれからの公営住宅のあり方については、非常にこれから頭を悩ますのかなというように思います。これからの整備の手法、それから方針について、どういふ見解をお持ちかお知らせください。

それから、今教育長の方からご意見をいただきまして、非常に私もそういうように思っていたことについては、大変ありがたいなというように思っております。この新しい学習指導要領も令和2年度改定になりましたし、そしてまた学校教育法の改正でもこのデジタル教科書についてはやはり制度化されていくということでもありますので、当然今後市町村の教育委員会の負担がない教材の整備、そうしたことについては、教育現場はやはりデジタル・デバインド、各市町村全国デジタル・デバインドを生んではならないというように私は思うんですよ。子どもたちは全国どの児童生徒もやはり均等に、等しく教育を受ける権利がございますので、その環境整備については本当に目を光らせて、要望するところは要望していただきたいということをお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 公営住宅に関する計画中に基づく町営住宅の今後のあり方というご質問ということで、その計画書が町のホームページにアップになっていないということにつきましては今初めて私も知ったところでもありますので、速やかにアップするように担当課を指導してまいりたいと思います。

また、町営住宅の今後のあり方については、この計画書でも確か触れているところではありますが、新たに公共財産を増やす方向での町営住宅の新築とかそういうものは控える、そういうスタンスで計画書に載せているはずですが、ただ、今ある町営住宅については、貸与が可能な限り、その期間については最小限の修繕等を行い、需要に応えていきたい。そういうように計画書に載っているというように理解しているところでございます。以上であります。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから採決します。各会計補正予算4件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第56号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第6号)」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第56号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第57号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第57号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第58号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第58号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 次に、議第59号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第59号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これをもって散会とします。

(午前10時49分)

令和5年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年12月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
遠渡	蓮	書記	井上	史	則	書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 12月7日(木) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上、5名の議員より一般質問を行い、後の1名の議員については第4日目に行うことといたします。

なお、一般質問は議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1. 今後のイベントのあり方について | 1. 中学生との意見交換で菜の花まつりの規模拡大や納涼祭の充実、三川町独自の花火開催などの意見が出されたが、今後のイベントのあり方について伺う。 |
| 2. 中学生が主体的に取り組める環境整備と地域との関わりについて | 1. 中学校のグラウンド脇にあるイラストは、かなり前に三川トピア創造委員会でイラストを描き、その後中学生が自ら製作に入ったと記憶しているが、今後の修繕計画などがあるのか伺う。 |
| 3. 異常気象に強い土づくり支援策について | 1. 近年の土壌分析によると、リン酸とケイ酸不足の田んぼが多く、異常気象に強い米づくりのためには、土づくりから見直し、リン酸とケイ酸成分の補給が必要と考える。支援策について見解を伺う。 |

令和5年第6回三川町議会定例会において通告に従い一般質問を行います。

質問事項1、今後のイベントのあり方について。

中学生との意見交換で菜の花まつりの規模拡大や納涼祭の充実、三川町独自の花火開催などの意見が出されましたが、今後のイベントのあり方について伺います。

質問事項2、中学生が主体的に取り組める環境整備と地域との関わりについて。

中学校のグラウンド脇にあるイラストは、かなり前に三川トピア創造委員会でイラストを描き、その後中学生が自ら製作に入ったと記憶していますが、今後の修繕計画などがあるのか伺います。

質問事項3、異常気象に強い土づくり支援策について。

近年の土壌分析によると、リン酸とケイ酸不足の田んぼが多く、異常気象に強い米づくりのためには、土づくりから見直し、リン酸とケイ酸成分の補給が必要と考えます。支援策について見解を伺います。

以上をもちまして1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の今後のイベントのあり方についてのご質問であります。町や観光協会が主催するイベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の5類への移行後も、引き続き感染予防対策に万全を期して、交流人口、関係人口の拡大と賑わいの創出、さらに、地域経済の活性化を目的に開催し、町内外から多くの皆さまに会場していただいているところであります。

本年度の菜の花まつりにおきましては、悪天候の中、菜の花むすめ撮影会やキャラクターによるショーをはじめ、キッチンカー、青山神社の「みかんこ舞」の披露、町民体育館を会場とした「サイバーホイール」体験など、充実した内容で開催できたものと考えているところであります。

また、納涼祭につきましては、社会教育団体、商工会、ダンス愛好者等により実行委員会を組織し、地域住民に楽しんでもらうための手作りの祭りとして始まったものであります。この納涼祭も当初は三川町公民館駐車場において開催されておりましたが、8年前からは「いろり火の里」に会場を移し、規模も拡大して開催してきたところであり、本年度は4年ぶりの開催ということもあり、大勢の来場者を迎え、活気と熱気にあふれるイベントになったものと感じているところであります。

今後とも、菜の花まつりにつきましては子どもから高齢者まで多くの方々に楽しんでいただけるような内容を検討し、また、納涼祭については手作りの祭り、皆さんが気取らずに楽しめる祭りとして開催されるよう事業に参画してまいりたいと考えております。

また、花火大会につきましてははかつては夏の一大イベントとして開催した経過がありますが、当時の庄内14市町村の開催状況等により、平成14年の花火大会を最後に開催していないところであります。こうした経過も踏まえながら、花火大会の開催につきましても、慎重に対応してまいりたいと考えております。

質問事項2の中学生が主体的に取り組める環境整備と地域との関わりについて、三川中学校グラウンドの壁画に関するご質問であります。この壁画につきましてはご質問のとおり、以前組織されていた三川トピア創造委員会がまちづくりの一環として取り組んだもので、その後、中学生自らがデザインした図案により町をPRしたいという提案があり、町として現在の壁画を制作したところであります。この壁画も屋外ということもあり、長年、風雨に晒されて劣化している状況は把握しているところであります。現時点におきましては修繕等の計画はないところであります。しかしながら、今後、改めて中学生などからのデザイン等の提案があった場合につきましては、検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3の土づくりに関するご質問ですが、異常気象におけるリン酸とケイ酸肥料の効果については、近年、様々な研究により、その有効性が多数報告されており、適切な水管理や適期刈り取りとともに、土づくりや施肥管理が重要であるとされております。

本町におきましては、「新農業所得構造改革推進事業」の中に「土づくり支援事業」を盛り込み、土壌改良に向けた積極的な取り組みの支援を行っているところであります。しかしながら、この土壌改良には相当の年数が必要とされることから、今後とも県やJA等からの技術指導や育成情報の提供に努めていただくとともに、町といたしましても関係機関、団体と連携して、土づくりの支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。

特に今年度に執り行われた中学生との議場懇談会では、中学生として独自の目線で客観的に捉え、自分たちの町に誇りを持ち、どうしたらもっと良くなるのか、何が問題なのかなど、具体的に意見が出されました。「子どもから高齢者まで買い物や観光に利用しやすい100円バスを開設しては」、「農業が盛んな三川町らしさを分かってもらえる菜の花迷路、田んぼアートを設置しては」、「地域の人との関わりの機会を増やすため、ごみゼロ作戦やミニスポーツ大会を開催しては」、「赤川河川広場の拡張や大型遊具等を設置しては」、「人が集まるようにしては」、「親の負担軽減を図るために給食費を無償にしてほしい」、「町内施設の一部で地域の方が作った料理を手軽に売り買いできるようにしてほしい」など、その中でも私が担当した質問に町で行われているイベントについての質問がありましたので、それを中心にお聞きします。

「菜の花まつり、納涼祭などの規模拡大を図ってほしい」。確かに、予算の面からも簡単に規模拡大は図れないと思いますが、話を聞いていて、菜の花まつりでは町長答弁にあったように、キャラクターショーをはじめ、賑わいの出た充実した内容で開催できたと評価されておりましたが、中学生には自分たちも協力できる参加型の規模拡大を意味する部分もあると感じました。やらされている感じではなく、自らが企画し、祭りの一役を担う体制づくり、イベントのあり方も必要でしょうが、町民がどのように関わっていくかが大切なのではないのでしょうか。再度、中学生からの要望も含め、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問は、菜の花まつりや納涼祭において住民参加型の内容にするべきではないかというようなご質問であったかと思っております。ご質問がありましたとおりに、菜の花まつり、納涼祭につきましては町民から喜んで参加をしていただくという部分と交流人口、関係人口の拡大ということで、町外の方からも参加をいただくという形で内容を企画しておるといところでございます。

お話がありました中学生も含めて、様々な企画を、手づくりの企画をとということでございますが、納涼祭につきましては実行委員会体制ということで現場の意見といたしますか、現場でより良い企画を発案いただきまして、実施をしておるといところでございます。

菜の花まつりにつきましては、会場の都合もございませうけれども、新型コロナウイルス以前でありますとダンス、これは庄内広く参加を呼びかけてダンスの大会を開催をしたり、あるいは本年度は悪天候のために屋内の開催になりましたが、いわゆるかっぱつ広場、イベント広場の部分において、子どもたちがサイバーホイールであるとか、芝生のスキーで滑って遊ぶ遊具でありますとか、そういうような形で各年代に合わせた、各年代から楽しんでいただけるような中身の開催もしておるところでございます。

中学生高校生につきましては、納涼祭につきましては、ボランティア活動の来夢来人の皆さんからもご参加をいただいて、手作りのお祭りという形で実施をしておるところでございますので、今後とも多くの方からご意見を頂戴しながら、町内外の方から楽しんでいただけるような祭りを構成してまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 納涼祭に関しましては私も参加しましたけれども、来夢来人を中心に若者が一生懸命頑張っている姿に心を打たれたところでございます。菜の花まつりに関しましては、やはりまだ行政主体的な部分も見受けられると思われました。特に今答弁にあったように、今回に関しましては悪天候の部分もあり、思うようにいかなかった部分も確かに分かるわけではございますが、やはり町民が参加するといった部分には、私は若者も含め、若者だけでなく高齢者、そして町民がすべてそういった自分たちの祭りに誇りを持てるといった部分で、やはり今後とも町民が参加できるような体制をぜひ考えてもらいたいと思っております。

しかし、菜の花まつりに関しましては特に田植え時期と重なる部分もございまして、実際に町民に声をかけた場合、本当に参加できるのかといった部分も確かに不透明な部分はあるとは思いますが、しかしながら、まだそういった人材を集める機会も今後探っていただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

私も三川町のイベントには多く参加している1人です。実は町民参加が本当に少ないことを痛感しております。先日、執り行われたカレーイベントでも知っている顔ぶれの少ないこと。ほとんどが町外の皆さまでした。祭り自体の成功はイベントの参加人数を見れば成功なのでしょうが、本当に町民はこのような祭りを必要としているのか、疑問を持ちました。職員が衣装をまとい、イベントを盛り上げている苦勞を見ていると、余計なことは言いたくないのですが、職員の負担が減り、町民による町民のためのイベントができることを願います。

中学生の意見には、花火大会を独自で開催してはとの意見も出されましたが、費用の面や場所などの問題もあり、現在はお存知のとおり、赤川花火大会に共同参加している旨の話をいたしました。独自でやれば越したことはないのですが、夏に上がる花火もきれいでしょうが、冬の田んぼで上がる花火もきれいなのではないでしょうか。また、三川町の田んぼは早くから基盤整備が進み、3反歩1枚の田んぼが多く、冬になると白い画用紙が1列に並び、これに絵を描いたら素敵だろうと思っておりました。また、最近では農業用ドローンを使い、あの雪の画用紙に空から色をかけ、字や絵を描いたら素敵だろうと感じましたが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問にありました。町民による町民のためのイベントということでございますが、当然ながら町民の方にも喜んでいただける企画ということは、常に心に置いてイベントの企画を実施しておるというところでございます。それにプラスしまして、先程も申し上げましたが、より多くの方から三川町に來場していただいて、交流人口、関係人口の増加を図るというところにも力を注ぎながら、今後とも企画をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

後段に質問がございましたが、ドローン等による冬の田んぼへの絵描きとございますか、そういうデザインというお話がございました。確かにお話があったとおりに、日進月歩で様々な技術がございますので、それをもとにして町おこしあるいはイベントを構築するということが重要であろうというように考えております。ただ、現時点では、アイデアとしては頂戴をしておいて、今後イベントの構築の際に参考にさせていただければというようには考えております。

ただ、本町の場合、以前は冬場もイベントを実施しておりましたが、現在は冬のイベントは実施をしておらないという状況でございますので、年間を通したイベントの必要性という中で以前実施しておりました鍋等につきましては、近隣市町との類似性もあるということで現在は中止をしておるところでございますが、新規のただいまご提案ありましたイベント等については、今後検討してまいりたいということで考えておりますけれども、ただ1点懸念されるのが本町の場合、確かにキャンパスとしての広い農地、田んぼはございますが、それを眺めるといいますか眺望するためのいわゆる高低差というもの、本町の場合は少ないということもございまして、その部分等も勘案しながら、より有効なイベントというものを今後検討してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） カレーイベントに関しましては、先程も再質問させていただきましたが、もともと米の消費拡大の部分も含め、特にカレーに合う雪若丸を大いに利用したいといった部分で開催のきっかけになったと思っております。カレーイベントに関しましては5年目を迎え、私も5年間通い詰めましたけれども、来客者からの意見を聞きますと、飽きたといひましようか、やはり新しい何かカレーに代わるイベントも今後模索してほしいといったような意見も出ましたし、カレーイベントに関しましては同じ店舗が毎回参加していると。

しかしながら、かなり多くのカレー店が参加しているので、様々毎年店舗を回り、今年食べられなかった分は、来年食べたいといった部分の話も十分に考えられると思いますが、時の流れといひましようか、イベントというものはやはりそういった流れに則り、いかに新しい視線で前向きに変わっていくか。カレーに関して敢えてこだわるのであれば、私は米の消費拡大といった部分はあったんですけども、例えば米粉を使ったカレーうどんとか、そういった部分に関してもまだ広がる余裕はあると思っております。ですので、やはり今後頭を柔らかくしながら、イベントのあり方等も考えてもらいたいと思っております。

また、先程話をされました冬のイベントに関しては、今現在、三川町では行っていないといったような部分に関しまして、ぜひ冬のイベントを開催してほしいと私は思っておりますけれども、場所がない、例えば今の話では高低差がないため、せっかく描いてもらっても見る場所がないといった話がありました。よく青森県などで田んぼアートのイベントがあり、私も見学に行ったことがあるんですけれども、場所というのは私の場合、青森県で見てきたのは役場の屋上から見る、有料でかなりの来場者がおりました。ないと言ったらないのでしょうか、探せばまだ私はあると思っております。農業団体関連から言えば例えばライスセンター、あと例えば教育委員会サイドで言えば小学校の屋上、特に三川町に関しては消防学校もあるわけですから。そういった様々な角度から他団体と連携しながら模索するのも一つの得策ではないでしょうか。

やはり新しいことをする。例えば、昨年も一般質問で、やはり中学生がそういった田んぼアートをぜひ三川町の田んぼで制作してほしいというような意見もありました。そのときも様々な部分で農業団体等にも話をし、特に農業青年部とも話をした経過もございます。そういった中でも、やはりなかなか大変だといった部分は拭い切れませんでしたけれども、まだ冬の田んぼに関しては他で行っていない部分、三川町としては新しい顔づくり、私はこれが一番今三川町にとって、そして若者も一つの自慢ができる、そして中学生も例えば参加できる一つのものではないかと思っております。

地吹雪の中、本当に行えるのかといった部分がありますけれども、イメージをしていただければ分かるんですけれども、例えば雪の上に絵を描きました、例えば、その上に雪が積もりました、しかしながら、雪は必ず溶けていきます。そうした場合には、また絵が出てくるといった部分で、私は逆に神秘的な部分もあり、なかなか一つの発想的には面白いと思っております。そういった例えば、土壌に優しい食用の色を使うとか、環境問題にも当然考えなければいけない部分だとは思いますが、ぜひあらゆる角度から、できないのではなく行わないとまだ私には感じ得るところでございます。そういった工夫をしながら、三川町の新しい顔づくりができればと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

若者がこれから県外に行く生徒、地域に根をおろす生徒もいるかと思っております。将来、地元を離れても、故郷を思い出すときに何を思い出すのでしょうか。三川町では何が思い出されるのでしょうか。菜の花畑、それともカレーの味でしょうか。田園の風景やおいしいご飯でしょうか。田田で足を伸ばし、ゆっくりお風呂に入り、体も心もポカポカになっている自身でしょうか。そんな思い出がよみがえる三川町にしたいものだと思っております。敢えて町長に質問させていただきます。町長が三川町として一番の自慢できるものは何でしょうか。様々なあると思っておりますけれども、ぜひこれといった部分があればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員の質問の趣旨ということからすると、中学生との意見交換ということが、やはりこれからの三川町でもっと賑わいを創出するべきというようなことではないのかなということを感じていたところでもあります。そういったことからすれば、私はやはり三川町の一番の魅力というのは町民です。一人ひとりがそれぞれの役割といいま

すか、そういった部分については今少子高齢化と言われる中において、地域での支え合いということがよく言われております。しかし、その支え合いの基本というものについては、やはり自立という言葉。そしてそこに地域の中での共生、これが図れるということは、やはり町民一人ひとりがそういう気持ちで日常生活、あるいは地域の中での活動をされているということで、私はやはり町の力というのは町民一人ひとりだというように感じているところであります。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。町長から町民が一番大切といった部分で大変私も感銘を受けましたし、我々の町長がそういった心の持ち主といった部分で、まさしく三川町を頼もしく感じたところでございます。我々大人の責任は重大です。しっかりと若者が誇れる町にしたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。中学校グラウンド脇に描かれているイラストには、その時代を映し出す風景などが描かれていますが、全国方言大会など三川町民として長年地域おこしをした時代がよみがえります。しかし、私には懐かしいのですが、方言と三川町の関わりも分からない子どもたちが何を感じ、何を思いイラストを見ているのでしょうか。だんだん時間が過ぎ、イラストが霞んでいるようでしたが、描き直しの時期に入っているのではないのでしょうか。

先程の町長答弁では、今のところ計画はしていないといったような話がありましたが、三川町としては新キャラクターとしての「みかわん」をメインにしたイラストも良いと思うのですが、いかがでしょうか。また、町長答弁で現時点では修繕計画はないといったような話がありましたが、中学生からのデザイン等の提案があれば検討するともありましたが、イラストの所管的なものはどの課なのか、中学校脇だから教育委員会なのか、イベント的な考えから企画調整課なのか伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まずご質問の中学校グラウンド脇の壁面につきましては、学校施設というようなことで、実際の管理については教育委員会サイドが行っているところでありますが、これまでの壁画の作成という部分につきましては、ご質問にもあったように三川トピア創造委員会が発案して行ってきたという経緯もあり、そういった観点から絵画、イラスト部分については企画調整課が所管しているという関係性になります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） では、企画調整課で中学生にイラストが薄れてきているからデザインをお願いするが、デザイン等の提案がなければこのままの状態で放置するといった解釈でよかったのか。それとも中学校側から描き直したいという自主的な要望があったときに限り検討するといった意味なのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 三川トピア創造委員会が最初にイラストを描いたのがはっきりした記録がないんですが、平成4年、3年、そのころだったのかなと思います。そ

れから、たぶん10年くらい経って壁面に描いたイラストが薄れ、少し見えにくくなったという状況で、改めてまた描き直したという経緯があったかと思います。今回、三川中学生が作成したイラストにつきましても、実際の施工は町がしたわけなんです、平成25年前後だったかと記憶しております。10年経ったというようなことで、そのイラストが薄れてきているという状況は把握しておりますので、今後どのように対応していくのか具体的な部分はまだ決まっていないわけですが、やはり人々が多く通る町のメインの道路という位置付けにもなっておりますので、その辺は今後適切に対応していかなければならないものという認識はしております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 今答弁にありましており、私も同感でございます。多くの人が行き来する道路でございます。ぜひ修繕計画はないにしろ、やはり薄れている部分をそのまま放置しておくというのは、三川町の一番の人通りの多い道路だと私も感じておりますし、三川町の顔が風化して10年が経ってしまったという部分で、面白くない部分が私は感じますので、ぜひそういった対策を検討し、私も見てきましたけれども、全体が薄れているわけではございません。少しの手直しでもまだイラストの宣伝効果は十分あると思いますので、ぜひその辺の検討も含めよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に入らせていただきます。今年の水稲は、真夏の異常気象の影響で作柄も悪く、農林水産省の発表でも県内の二等米が全体の8割を超えている現状に唖然とし、農家の間でも収入の下落に来年度の作付けに対して不安だらけだといった声を耳にいたします。地球温暖化が進んでいる中、来年は温暖化の影響は大丈夫なのでしょうか。品種別では一等米比率でははえぬきが最も低い37.2%でつや姫が54.1%など、東北6県でも最低との内容でした。また、三川町に関しましては大変残念なのですが、たがわ農協の11月20日のデータで一等米比率ははえぬきで2.1%、つや姫で2.6%と一等米比率が極めて低く、田川管内でも大変低い状態であり、水稲農家の経営を直撃し、今後三川町としての基幹作物である水稲に大きな不安感がつきまとう現状になりました。

逆に一等米比率の高い雪若丸に関しましては99.2%、作付面積も県内で大きく伸び、昨年の倍の申し込み状況にあると聞いております。しかしながら、来年度の雪若丸の作付けに関しては、新規の作付け希望者が優先で、雪若丸の面積の拡大は難しいとの意見をたがわ農協から聞きました。その分、はえぬきなどの二等米比率の高い品種の作付けが減っていると聞いております。

先日、農業委員会で主催した研修会では、今後の水稲経営を安定させ、一等米比率を上げるために土づくりに力を入れ、しっかりと分析が必要であると言っておりました。来年度の品種構成によっては、土づくりも大きく変わる生産者もあると思いますが、三川町として来年度の作付け状況など読み取れる部分があれば、まずはお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました来年度の作付け状況についての動向というご質問でございました。ご質問の内容につきまして、現時点では先週ですね、来年度

のいわゆる生産の目安の数値について、内々に情報提供がございましたので、今後、その情報提供とともにいわゆる主食用米の生産、作付けの面積、あるいはその主食用米の中での今ご質問にありました品種ごとの要望というものは、これから取りまとめをしていくということになりますので、現時点では数量的なものは持ってございませんが、お話にもありましたとおりに、動向としては本年度の状況によりまして雪若丸の作付け拡大の要望も多いというようには把握をしておるところでございます。

ただ、現時点でこちらで把握をしておるところでは、組合員の方に優先というような状況というよりは、基本的には確保できる種ですね、種子の量によって、作付けの面積の部分についても調整を図りたいという話はあったところでございます。また、本年の場合は高温少雨という状況で、雪若丸の品質が非常に高いという状況になっているわけでございますが、来年以降、高温多雨になった場合、あるいは様々な気象状況によって雪若丸がいいのか他の品種がいいのかというような判断も出てきようかというように思います。

現時点では、県の方としても結果として雪若丸が本年のような気象状況には強いということとは結果として当然出ているわけでございますので、農家経営のためにもなるべく収量、あるいは品質が確保できる稲の種類について耕作を拡大していこうという考えではあるようでございます。ただ、今後その配分につきましては、関係機関との調整をとりながら、より良い配分になるように検討してまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 分かりました。ありがとうございます。今年は夏の猛暑の影響が、作柄の品質の低下が懸念されましたけれども、例えば来年度異常気象で冷夏の影響が出た場合、これらの逆転現象が起こりかねません。しかし、そういった気象に毎年振り回されるのもやはり問題だと私は思っております。

そのために、足腰の強い異常気象にも効果が出ている土づくりから向かってはいかがでしょうか。特に土づくり肥料に作物の根が深く伸び行くため、異常気象にあっても被害が軽減でき、有機物を早く払拭するなど、土壌の地力を高め、肥料の効果を増進させます。データ的にも作物の品質を良くし、一等米比率の向上に役立つといったような情報も聞いております。生産者は、肥料などの高騰により、これ以上の経費はかけられる余地がありません。新農業所得構造改革推進事業の土づくり支援事業を盛り込み、土壌改良に向けた積極的な取り組みの支援を行っているとありましたが、今の農家体力では分かっているにもかかわらず支援事業に乗る体力はないのではないのでしょうか。

土づくりは単年で結果が見えにくく、継続して初めて効き目が見えてくると言われています。令和5年度堆肥を抜かした土づくりの支援事業の申し込み人数など分かればお聞きしますし、併せて利用者が取り組みやすいように補助額の増額を検討してもらいたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘にありましたとおりに、気象関係につきましては来年度分については少し読めないというところは当然であろうかと思います。ただ、この温暖化

の中でデータの的にでございますけれども、例えば本年は最高気温、8月の最高気温で30度を下回ったのは1日だけだったと、これは酒田市の気象ですけれども、そのような状況が近年は継続をしておるということでございますので、今後とも高温に強い品種の開発というものは望まれるんだろうなど。それとともにお話がありましたいわゆる土づくりということで、高温障害、異常気象あるいはそれに伴う病気でありますとか、害虫等にも強いような品種、あるいは耐性の強い土づくり、肥料が稲づくりに求められるということになろうかと思いません。

お話のありました土づくりの支援ですけれども、令和4年度分になりますけれども、事業報告によってでございますが、こちらにつきましては先程来お話をしております新農業所得構造改革推進事業の中の土づくり支援の補助申請者が9名でございました。ただ、令和4年度につきましては、高温障害に強い土づくりというよりもいわゆる稲わらの不熟の促進ということで実施をした土づくりということになってございます。令和5年につきましてはまだ途中でございますけれども、これまで実施をいたしました審査会においては、土壌改良ということで、6名の方から申請をいただいて交付の決定を見ておるところでございます。

ご質問にありましたとおりに、今後とも土づくりというものは、短期間ではなくて、長期的な展望に立って実施をしていくものというように考えておりますので、こちらにつきましては継続した支援というものを想定しておりますが、令和4年度、令和5年度現在につきましても当初に見込んでおりました交付金の額に届いておらないという状況もございますので、補助金の増額以前に周知に努めて、より多くの方から土づくりに取り組んでいただくということで、農家の所得、農業経営の向上に寄与してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。今の答弁では、令和4年に稲わらの不熟を進める肥料、そういった資材に対して9名の方が申し込みがあった。そして、令和5年度に関しましては、土壌改良剤を含めて6名の方がそうした申し込みがあったといったような話を聞いたわけですが、まだ取り組み者に関しては少ないように感じておりますし、例えばこの令和4年度の取り組み者9名、令和5年度の6名、そういった部分で継続性があったのか、それとも単発で終わっているか、分かる範囲でいいんですけども、継続性がある方がいるのかいないのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 現時点で把握をしているという数値になりますけれども、令和4年度の取り組み者9名、令和5年度の取り組み者6名で、こちらは重複をしている方、令和4年度、5年度と継続して取り組みをされている方というものは2名ということで把握をしているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。ありがとうございます。やはり令和4年度から令和5年度継続している方が、2名しかいなかったといったような内容が分かったと思います。

というのは、確かに先程から言っているように、土壌改良剤の必要性は皆さんが理解していると私は思っておりますし、そういった研修会でもそのように話がされておりましたし、しかしながら袖は振れないと言いましょか、そこまで余裕がないというのが本当の現状であり、今後私はやはりその打開策の一つとして補助額の増額はしっかり挙げてもらいながら皆さんがとりやすい、しかしながら、短期ではなく、継続性が必要だといった部分をしっかり謳ってもらいたいと私は思っております。

今後、そういった部分で三川町の作柄、そして品質が向上するためには、私は一番の近道だと思っておりますし、先程申しました数字が、三川町が極端に低いといった部分で、先程は答弁で酒田市の観測所では30度以下が一日しかなかった、私は逆に三川町はもっと少なかったように、特に降水率に関してはもっと少なかったように感じております。今、三川町でどのような気象状況が起きているのか。私は改めて分析していく必要があると思っておりますし、また逆に一等米の方がいるといった部分も、私は一つの救いと思っております。

そういった方がどのような状況で、一等米比率、一等米を作ったのか。そういった分析も今後、やはり検討してもらえれば次年度に繋がる一つの方策だと思っておりますし、私も農家をしながら、入庫計画では、最初の検査で出した米が実は一等米に入ったんです。その後の検査ですごい県の指導があり、農協サイドの方にも聞いても、県の指導からかなり厳しくなったといったような話を聞いております。そういった部分で検査体制は問題はないのですが、来年に向けて皆さんが一等米比率を上げるための工夫をどうしたらいいのか。先程は品種構成の話は話させていただきましたが、そういった技術の研修も私は十分必要だと思っております。

そのためには、土壌改良の増進はやはり避けては通れない問題だと感じておりますし、特にまた様々な農家で話を聞いてみますと、一等米で作柄が良かった人の話を聞いてみますと、水かけで一工夫をしたといったような話も聞いております。特に今年のような夏の暑い場合は、水かけが、いかに干さないで水を持っていくか、そして水を頻繁に交換できる状態があれば、そういった問題が解決できたといったような話も聞いておりますが、しかしながらこの管内におかれましてはパイプ灌漑が多く、そういった自由に水をとることも制限されております。そういった山間部とは違う問題がまた三川町に関してはありますので、ぜひそういった地域条件も含め農業団体、そして改良区も含め、そういった打開策を検討いただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

政府では、今後、肥料の高騰により堆肥などの有機肥料に移行し、化学肥料の削減に乗り出しています。有機栽培も全体の20%まで引き上げる計画でございます。今こそ、そういった有機肥料を吸収し促すための土壌改良材の推進に町を挙げて取り組んではいかがでしょうか。足腰の強い農業を守り抜くため、そして三川町として水田の町と誇れるために。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志田徳久議員） 以上で、1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時21分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時40分)

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

1. 農業振興策について

1. 今年の記録的な猛暑など激甚化する気象災害による農作物への被害状況と、農家経営への影響について所見を伺う。

2. 気象災害による減収や品質低下は再生産への意欲の低下が懸念される。多面的機能を持つ地域農業を持続可能なものとするための対応と支援策について所見を伺う。

3. 土地改良区に委託していた農道の管理業務が令和2年度から多面的機能支払交付金事業実施団体の組織管理となった。町の財産管理としてはどのように点検管理がされているか伺う。

2. 子どもの居場所づくりについて

1. こども家庭庁は「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を閣議決定した。子どもや若者が安心して過ごすことができる場の整備には、喫緊の課題や個別のニーズに対応した居場所づくりが必要と考えるが、町の見解を伺う。

2. 小学生の放課後の居場所については第2期三川町子ども・子育て支援事業計画において、放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携が基本目標とされている。その取り組み状況について伺う。

3. 中高生からは学習スペースを求める声がある。家でも学校でもない居心地のいいサードプレイスとしての中高生の居場所や学習スペースの設置について所見を伺う。

令和5年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

農業振興策について。

今年の記録的な猛暑など激甚化する気象災害による農作物への被害状況と、農家経営への影響について所見を伺います。

気象災害による減収や品質低下は再生産への意欲の低下が懸念されます。多面的機能を持つ地域農業を持続可能なものとするための対応と支援策について所見を伺います。

土地改良区に委託していた農道の管理業務が令和2年度から多面的機能支払交付金事業実施団体の組織管理となりました。町の財産管理としてはどのように点検管理がなされているか伺います。

子どもの居場所づくりについて。

こども家庭庁は「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を閣議決定しました。子どもや若者が安心して過ごすことができる場の整備には、喫緊の課題や個別のニーズに対応した居場所づくりが必要と考えますが、町の見解を伺います。

小学生の放課後の居場所については第2期三川町子ども・子育て支援事業計画において、放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携が基本目標とされています。その取り組み状況について伺います。

中高生からは学習スペースを求める声があります。家でも学校でもない居心地のいいサードプレイスとしての中高生の居場所や学習スペースの設置について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の3点目、学習スペースの設置に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の農業振興策について、1点目の高温障害が農家経営に与える影響に関するご質問であります。今年の記録的な高温による農作物への影響につきましては、まず、本町の水稻における一等米比率について、はえぬきが約2.1%、つや姫が約2.6%となるなどの影響が出ているところであります。

また、他の農作物につきましても、大豆の青立ちやネギ等の変形、変色や水分不足による病気の発生が報告されております。このように、水稻のみならず多くの農産物の品質低下や収量の減少、さらに水稻における肥料、生産資材や燃料の価格の高騰は、農家経営に大きな影響を与えるものと捉えているところであります。

次に、2点目の持続可能な農業への対策と支援策に関するご質問であります。本町の農業は米づくりを中心に、園芸作物等を組み合わせた営農形態が主体となっております。持続可能な農業を考えた場合、気象災害による収入の減少や肥料、生産資材、燃料の高騰という厳しい状況は、農業経営を圧迫するとともに、農業者の生産意欲の減退に繋がりがねない憂慮すべきことと認識いたしております。

今後とも、「新農業所得構造改善事業」を継続するとともに、国・県の動向を注視し歩調を合わせ、地域農業を支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の農道の管理業務に関するご質問であります。農道の管理につきましては、農道台帳により町で管理することとしておりますが、多面的機能支払交付金事業実施団体の管理区域内につきましては、同団体による管理を実施しております。また、同団体に未加入の地域等、管理区域外の農道につきましては、地域からの情報提供を受け、町で点検管理を行っているところであります。

質問事項2の子どもの居場所づくりについて、1点目の子どもや若者の居場所づくりに関

するご質問であります。子どもや若者が地域コミュニティの中で安全に暮らすことが困難な時代になってきていることから、子どもの居場所づくりが求められている中、多様な居場所、オンラインでの居場所など複数の居場所を持つことが必要とされており、ハード面の整備に限らず、受けとめてくれる大人の存在や安心感も必要であると考えております。本町においては、実際の居場所として学校や図書室、フリースペース、スポーツ少年団、文化教室などがその対象として考えられるところであり、子どもや若者の意見を聞き、地域住民の協力を求めながら、現在ある地域資源を活用した居場所づくりに努めてまいります。

次に、2点目の放課後子ども教室と学童保育所との連携に関するご質問であります。本町の放課後子ども教室に関しましては、週末の学校開放やわくわく体験塾などのイベント事業を開催しており、学童保育所の利用者も希望により事業に参加し、多様な体験・活動をしている状況であります。今後とも、子どもの居場所としての学童保育所での活動と放課後子ども教室の事業の連携により、相互に補完し取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の子どもの居場所づくりについて、3点目の学習スペースの設置に関するご質問であります。現在、本町においては、中高生が学習のために利用する専用の場所は設けていないところであります。しかし、三川町公民館の図書室の閲覧コーナー等において学習している様子が時折見られる状況となっております。この閲覧コーナーは、利用する時間や座席数等においても制限があることから、図書の貸し借りに来館される方々に迷惑とならないよう配慮しながら、利用していただいているところであります。

町として新たに学習スペースを目的とした施設の設置は、現在のところ考えていないところではあります。中高生が安全・安心に利用できる学習スペースの必要性について、改めて利用希望や実態を把握しながら、既存施設の活用も含め検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 詳細な答弁をいただきましたが、再質問させていただきたいと思っております。近年、毎年のように異常気象が発生する中で、生産現場では生産者が農協や普及所の指導のもと、知識や経験、技術により適切な肥培管理を行い、品質収量の確保に努めてまいりました。例年であれば、全国トップクラスの単収また100%に近い一等米比率を確保しており、全国的にも庄内米という地位を確固たるものに築き上げた経緯がございます。今年はいまだに猛暑でありまして、最高気温が34度を上回ったという日が20日以上、また夜になっても気温は下がらず、雨が降らないなど、どんな作物にも過酷な栽培状況であったと思っております。

先程も同僚議員からありましたが、農林水産省が公表しました令和5年度の検査結果では、

山形県内の一等米比率は47.4%と現在の検査制度が始まった平成18年以来、最低となっております。その中でも、特に庄内では影響が大きく、31.6%と昨年比べて1/3にとどまっているということになっております。また、本町の集荷状況を見ても、全体の一等米比率は20%を切り、はえぬきやつや姫という期待の品種におきましてはまさかの1桁台と、これまでにない品質になっております。一等米が減ることで、農家の収入も減り、経営の影響が懸念されております。燃油、肥料、資材が高止まりする中、価格転嫁できないことから、これから決算期を迎える農家経営には大きな影響を与えるものと考えております。

基幹産業である稲作が疲弊することのないように、何らかの支援、補てんが必要と考えるところでありますけれども、災害級の被害と言われるほどの猛暑の影響での品質低下にセーフティーネットである農業共済や収入保険での補てんは見込めるのか。また、町として生産者への支援をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありましたとおり、先程もご答弁申し上げましたが、本町の一等米比率につきましては非常に低い数値であるということで、ここは数字的なお話にもなるんですけれども、本町の場合は平坦地で水稻の作付けが非常に適しておるわけですが、他市町のように中山間地がないというところで、逆に数値上、一等米比率の数値上のところで、本年においては中山間地でのある程度の気温の格差があったところでは、品質の低下がとまっておったというような状況もあったようです。その意味では、本町は平坦地であるということ、水稻の作付けには非常に適しておるんですが、本年のような気象障害については影響を非常に受けやすかったのではないかなという分析もされているところでございます。

お話にありました収入における補てんの関係でございますけれども、これは実際的なその補てんの実施、あるいは補てんの内容につきましては、共済当局の方から今後様々な情報提供がなされるということになろうかと思いますが、現時点で把握しておる状況といたしましてですけれども、いわゆる収入保険制度につきましては、農家の収入の過去5年間の平均によって、その平均との差額ということになっております。これは加入年度によって若干の調整は行われるわけですが、過去の収入との比較ということになりますので、その意味からいきますと、実はいわゆるコロナ禍におきまして令和4年、令和3年の収入というのが農家収入はかなり下がっておるということで、そこでの比較という話になるので、その意味ではこの収入保険制度の制度上、どの程度の補てんが実施されるかというのは、少し厳しいかなと。ただ、それは個々の今後の、収入保険につきましては青色申告書をもとに判断されるということになりますので、個々の経営状況の比較によって補てんの度合いが決まってくるということになろうかと思っております。

また、いわゆる農業共済制度につきましては、こちらはずっと実施されておるわけですが、基本的には様々な被害による収量の比較ということになってございます。その意味で、実は本年につきましては、等級との格差ということでの収入の差が出ておるんですが、収量自体につきましては、大きな収量の減という状況ではないということでございますので、

これまでの例からいきますと基準収量との差によって共済の制度の補てんが実施されるかということになりますので、これも個々の農家の状況にはよりますけれども、今後の数値が確定した段階で実施になる、ならないというのが判明するだろうと。ただ、今お話をしましたとおりに、収入保険制度、共済制度につきまして、現時点での情報では収入保険の適用というのはかなり厳しいのかなということと考えておるところでございます。

今お話をしましたとおりに、こちらの制度の実施についてまだ不透明であると、実施の状況についてはまだ確定をしていないという状況もでございます。行政といたしましては、農家の収入の補てんということでの実施は現時点では考えておらないというところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 共済、いざというときの農業共済ということではありましたが、品質の低下に対応するような保険制度は今のところ難しいのではないかというような答弁でございました。記録的な猛暑に見舞われた今年産米の等級低下でありますけれども、資材高に苦しむ農家にとっては経営に大きな影響を与えるものと思っておりますし、先程もありました再生産への意欲低下というものが懸念される場所でもあります。災害級とも言える今年の夏の天気でありましたけれども、品質を向上して収益を高めようと農家が最善を尽くしても免れることはなかったというような状況でありました。被災農家への緊急的な支援というものを実施すべきと考えますので、ぜひ検討いただければと思います。

次に、先程大豆についての生育不良のお話がありました。この大豆の補助金等への影響についてお伺いしたいと思います。町の輪作の推進等ありまして、転作作物として大豆が栽培されております。この早生品種につきましては、夏の猛暑の影響で生育が途中でとまったというようなことがあり、サヤの中で未熟なまま登熟期を迎えたということで、収量も1割に届かないといった品種もあるというようなお話を伺っております。経営所得安定対策の補助金の要件の中には、収穫をして出荷をすることが補助金の要件とされていることから、収穫しても収量がないのが分かっている上で刈り取りに挑んだということで、収量が少ないことで刈り取り料、調整料の捻出もままならないというような状況になっております。

大豆においては、大豆そのものを販売するよりも、補助金、交付金といったものが収益のウエイト、非常に高くなっているわけでありまして、補助金の減額は経営に大きく影響することになると思っております。気象条件からの生育不良ということで、収量低下がおこっているわけでありまして、災害扱いといたしまして、地域特認としての措置をとっていただいて、交付金の確保といったものをとられないか。ぜひそういった動きをするべきと考えますけれども、町の考えと対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘いただきました大豆の生育不良についてでございますが、ご指摘のとおり、本年の稀に見るといいますか、想定し得なかった異常気象によって、大豆のみならず、農作物の育成についてはかなり大きな被害が出ておるところでございます。大豆につきましてはご質問があったとおりに収量についてもかなり低下が見られるということもございます。その意味で、実は様々な会議の中で、現時点では県及び町で

はいわゆる災害対策本部的なものは設置をしておらないのですけれども、様々な農業関連の会議の中ではご質問のありましたとおりに、今年の気象は異常気象で本当に災害級ではないかという話題は出ております。

県がどのような形で要望になるか分かりませんが、県拠点と国が同席する会議の中でもそのような話は出ております。直接的あるいは正式な要望という形ではございませんが、これは本県に限らず、本町に限らず全国的な問題として捉えておるということは、実は国の方でも認識はしておるといって話が出ております。ただ、今後ですね、それが災害対策というところまで踏み込めるかどうかというのは、今後、動向を注視したいということで考えておりますし、もし今後そのような形になれば、国・県と歩調を合わせて様々な対策を実施してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 水稻の被害だけではなくてですね、大豆にも被害が及んでいるということ強く、産地として県拠点等に伝えていただきまして、農家の所得確保といった面でもお願いしたいと思っております。また、農家の間からは、今年の気象が今年だけのものか、また、今後も続くのかといった不安の声も聞こえております。

先程も同僚議員から土づくりの重要性が説かれましたけれども、また雪若丸の増産についての意見も出されておりました。雪若丸については高温に強いということが実証されておりました、先日の県議会の中でも500haの増産が確定したようでありました。また、新規の作付け希望者の申し込みが今月の15日までと非常にタイトなスケジュールの中で、増産の希望者を募るといったことが行われているようであります。高温に強いのが実証されて、作付け希望者が増えただけでなくですね、実は令和5年産についても作付け希望者が非常に多かったと、希望する手を挙げても、なかなか該当ならなかったという生産者も多くいると伺っているところであります。

町としまして、今回の高温に強い雪若丸が実証されたことによって、生産者に作付け誘導等の考えはないのかどうかお伺いしたいのと、危険分散ということで様々な品種に取り組むといったこともあろうかと思いますが、作付け誘導の取り組み、また県全体での作付け拡大は示されたわけでありまして、庄内地方、被害の多かった庄内地方への傾斜配分等の考えも推し進めるべきではないかと思っておりますが、町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありましたとおりに、本年の異常気象につきましては高温少雨ということで非常に厳しい気象状況でございました。今後もいわゆる高温の状態が推移をしていくだろうということは予測されますが、例えば今後は高温多雨という状況になるか、あるいはその高温の時期がどの時点で発生をするかというような様々なことも考慮すべきではないかなというように考えております。

その意味で、本年は雪若丸という品種が非常に育成の条件が良かったということになるわけですが、来年度以降、雪若丸がいいのか、あるいは他の品種にした方がいいのかというようなことも含めて検討する必要はあろうかと思っておりますが、現時点ではお話がありましたとお

りに、本年の状況で雪若丸は高温に強いということは実証されたわけでございますので、来年度に向けて雪若丸の作付けを希望される方が増加するだろうということは、これは容易に推測できるところでございます。お話がありましたとおり、県でも雪若丸の作付面積を増やそうということで、現在、要項等の整理をしておるというところでございますが、つや姫と雪若丸につきましては、県の奨励品種ということで、作付けの面積についてある程度制限をしながらいわゆるブランド化を図っていこうというところで、その価格帯への影響も含めて調整をしておるというところでございます。

ただ、これまでお話をしましたとおりに、実際、作付けをして収量が取れなければ、農家経営には当然影響が出てくるわけでございますので、その意味で本年実証されました高温障害に強い雪若丸について作付けを希望される方が増加するという部分について、庄内地方への傾斜配分というお話がございましたが、そこについては様々な会議において声を上げていきたいというようには考えております。

ただ、現時点で県の方で示されておるところ、確かに本年は庄内地方が非常にその生育の状態が悪かったということについては、当然県でも承知をしておるところでございますので、今後どれだけ反映できるか分かりませんが、機会を捉えて庄内地方の状況については訴えてまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ただいまの答弁にもありました、雪若丸と並んでのつや姫ということで、ブランド米についてのお話がありました。もう1点ですね。このつや姫の生産継続への支援ということでお伺いしたいと思います。つや姫、2010年の秋から販売されて、今では日本に誇る山形県が全国に誇る米としてトップブランド米の確立されておりました。産地においてはですね、高価格帯米ということで高値で取引されているわけではありますけれども、今年度産においては生産者の概算金、据え置いたまま二等米での減収ということで、昨年よりも手取りは低くなっているという現状にあります。また、有機栽培、また特別栽培が条件となっていることから、土づくりへの資材、また肥料も高価格の肥料を使っております。

管理においては、経費も高くなっている状況の中で、今年産の1桁台の一等米比率ということで、次年度からの生産というものに少し懸念を示す生産者もいるわけでありましてけれども、やはりつや姫といったものは県が誇る米として、その品質も全国的にはトップということで、これからも期待される米であることから継続して生産者が取り組める状況を作るべきだと思いますけれども、こういった生産意欲の低下を招かないためにも種子購入助成とか肥料の購入助成、また先程ありました土づくりの助成等、継続して栽培できるような環境づくりを行うべきだと思いますけれども、いかがなものかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘のありましたつや姫についてでございますが、先程もお話しましたが、つや姫につきましては県の方針といたしまして、生産量、あるいは生産方法について厳しく規制をかけまして、ブランド化というものに成功した品種であるという

ように認識をしております。実はつや姫につきましては、日本国内のみならず、いわゆる海外に対する輸出対象品目としても非常に評価が高いということで伺っております。その中では、本県の場合、特に庄内地方ですとはえぬきや雪若丸等の生産もあるわけですが、実は海外市場ではつや姫ならいくらでも仕入れますよというような業者がかなりおるということで話が出ておるところでございます。その意味でも、品質及びブランド化という部分には、かなり成功した事例なのかなというようには捉えております。

ただ、残念ながら人の力の及ばないところの気象という部分での品質の低下ということでございますので、この部分につきましては先程もお話しましたがけれども、今後の気象条件が読めないというところもございますけれども、これまで努力をされてきましたつや姫の農家の方々がその意欲を減退することのないように、今後も継続をして高い水準でのおいしい米づくりをしていただけるような形で支援をしてみたいということで考えております。

ただ、現時点では土づくりにつきましては、今後も継続をしてみたいということで考えておりますが、それ以外の様々な助成につきましては、国・県の動向を見ながら、歩調を合わせて支援をしてみたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 農業が基幹産業とされる本町であります。ほぼ米単作地帯と言っても過言ではないほどのウェイトを占めている本町の米づくりでありますので、ぜひ継続して産地を守っていけるような取り組みを今後も期待するところであります。

次に農道の管理についてお伺いたします。最近、傷んでいる農道が増えてきたというような声をよく耳にする機会が増えております。令和2年度までは、庄内赤川土地改良区に農道管理が委託されて、その配分された予算を地元の生産組合に配分して確実な農道整備が行われてきたわけでありまして、令和2年度以降は地元の農地維持協議会また保全会等にその管理が委託されたということで、土地改良区からは手が離れている管理状況となっているようでありまして、実際その保全会等に農道管理が委託されて以降、町としてはその農道の状況等を確認されておられるのか。また、その地元の組織との整備についての取り決め等はなされておられるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問がありました農道管理についてでございます。ご質問ありましたとおりに、以前は土地改良区の方に農道の管理の事業を委託しておったというところでございますが、多面的機能支払交付金制度が開始をして以降には地元の生産団体の方で管理をするという形に移行しておるところでございます。この中で、地元生産団体で、言ってしまうと実情を一番把握しておるだろうと。それでいわゆる修繕の緊急性についても、地元が一番把握をしておるので、いわゆる整備の順番等についても予算化しやすいだろうということもあまして、現場の方々に管理修繕を依頼しておるところでございます。

先程町長答弁にもありまして、この多面的機能支払交付金の団体に加入していない生産団体もございますので、その部分につきましては、地元の生産組合等の団体からのあるいは町内会からの要望によりまして、町の方で修繕をしておるという状況でございます。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 多面的機能支払交付金という交付金の中で各組織が保全していくというようなお話でありました。この交付金の体質上ですね、突発的な修繕にも対応できるのかどうかということで、今問題になっている部分がありまして、質問をさせていただいたところでありまして、やはり年間計画を立てて今広域化も広まっているわけでありまして、年間計画の中で予算を配分しきってしまっていることを原因としてですね、突発的な大きな修繕といったものは取り組めないというような事例もあるようでございました。

やはり道路の整備といったものは傷んだままにしておきますと、道路の損傷だけにとどまらず、事故等も発生原因になろうかと思うことから、やはり応急的な対応、また、早急な修繕といったものが必要になってくると思いますけれども、そういった部分で町の公共施設としての町道扱いになろうかと思っておりますけれども、農道の整備についてですね。またその突発的な事故に対する対応の考え方をお伺いできればと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました農道の突発的な修繕に関するご質問でございましたけれども、いわゆる町道と農道という部分については区別をされております。農道台帳に記載をされている農道と、いわゆる台帳以外ですね、道路形状として載っておる道路、それといわゆる町が管理する町道ということで分かれておりますけれども、今お話になっておるところはその多面的機能支払交付金の構成団体のいわゆる修繕のエリアの中に含まれる農業施設ということでの農道ということになります。お話にありましたとおりに、各団体の中で優先順位をつけて修繕を実施しておるところでございます。

その中で突発的な故障等が発生をした場合につきましては、基本的にはその団体の中での優先順位の組み替えによって道路の補修を実施していただくと。ただ、そこでもし予算的なところでですね、不足等が発生した場合には多面的機能支払交付金全体の中で調整をするということも発生をしている場合もございます。ただ、それ以外でかなり大規模な突発的な修繕等が発生したということであれば、今の順序立てによっても実施できないという場合には、ご相談をいただいて対策をとるといった形になろうかと思っております。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 農道台帳等の台帳で管理が行われるといったような答弁でございました。その台帳についてもですね、いつ定めた農道なのかという部分もあろうかと思っておりますが、実際、地元の組織では生活道路となっているような道路もあることから、その台帳の見直しを求めるような声もあります。農業施設は防災、減災機能も含めまして、多面的な機能を持つ施設であります。農業者だけのものではないということでありまして、近年では農家の高齢化や減少によって維持活動も困難になりつつある中で、非農家の方も一緒になって、農業施設の保全に取り組むといったような活動も始まっております。適正な管理を行っていただき、施設の長寿命化が図れるような体制をとっていただきまして、今後も点検管理に努めていただければと思うところであります。

次に、子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。議員控え室にも、先日の全国紙

の記事の写しがありました。東北で直近8年で希望出生率1.8を上回った41の自治体の中に本町が紹介されておりました。直近8年で6回超えたというのは、東北でも断トツの成果のかなど。切れ目のない母子保健事業、また出産祝い金、子育て交流施設の3本柱で支援したといったことが功を奏したというようなことでありました。誠に喜ばしいことと思えますけれども、これが過去のものとならないように、安心して、産み育てられる環境づくりの取り組みを強化しなければならないと思ひまして、子どもの居場所づくりについて質問いたします。

全国的に人口が減少する中で、本町においても人口は減少が始まっております。2022年度初めは7,272人おったものが年度末には7,134人と。減少数は148人ではあるものの、減少率にしてみると、庄内2市3町の中では一番減っているというようなこととなります。絶対数が少ない中で1人の減少が割合に与える影響は大きいので、単純に比較はできませんけれども、庄内地区では三川町が最も減少率が大きいということになっております。その一つの要因といわれるのが出生数ではないかと思ひます。近年、60人前後で推移してきた出生数ではありますけれども、令和3年では55人、令和4年度は35人と落ち込みまして、令和5年度本年は10月末までで24人、母子健康手帳の交付見込みも合わせますと、今年度は49人ということで、やはり減少傾向が続いております。また、地域的な特性としまして、東郷地区では令和4年度、令和5年度ともに出生数4人ととどまるということで少子化対策、また様々な対策がとられなければならないのかなど思っているところであります。

周辺の自治体では、少子化により、学校の統合や小中一貫校の検討が行われておりますけれども、本町でも検討の時期がそう遠くないように思ひますけれども、そうならないためにも、子どもの居場所を確保して、子どもを産んでも安心して子育てができる体制整備といったものが重要になってくるのではないかと考えます。一つ町の考えをお伺いしたいのですが、本町は子育て支援には力を注いでいると理解するところでありますけれども、財政的な面も含めて子育て支援の施策や子どもの居場所づくりは自治体によって格差が生じてしまっているのではないかと感じております。0歳から18歳までの切れ目のない子どもの居場所づくりについて、町の現状と今後の町の考えについてお伺いしたいと思ひます。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまのご質問で、0歳から18歳までの切れ目のない子どもの居場所づくりということでございましたけれども、三川町におきましては出産前から母子の方に健康係の方で支援をしております。その後、出生しましてからは0歳からですと、子育て支援センターの方で子育て相談に応じたり、遊び場の提供だとかしている状況でございます。その後は保育園、幼稚園につきましては現在のところ待機児童という考えもなくの第1希望に入れるかは別としましても、入園はできている状況でございます。そちらの方でも子育ての支援をいたしているところでございます。その後につきましては、学校に入りましてからは、学校の方での支援になるかと思ひます。

あと、ただ15歳までの方につきましては、町の方で目が届くんですけれども、なかなか高校生となりますと、どのような支援となりますかは目の届かないところではございますけ

れども、若者の支援ということで町長答弁にもあったように、町で今様々な事業をしております。そちらの方への参加の支援だとかということでしているところがございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 子どもの居場所と申しましても、様々なライフスタイルや社会環境の変化によって保護者から求められるニーズ、また、子ども自身が求めるニーズといったものは多様化しているものと思っております。すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所の確保といったものが求められると思いますけれども、この度は少し絞って町の考えをお伺いしたいと思っております。

子ども食堂についてですね、町の考えをお伺いしたいと思っておりますけれども、全国的にNPO法人やボランティア団体等が子どもなどに対して無料または低額で食事を提供する子ども食堂、また学習を支援する無料学習塾などの学習支援教室、遊びの場を提供するプレーパークなど、子どもの居場所づくりの取り組みが広がっております。認定NPO法人全国子ども食堂支援センターの調査によりますと、全国の子どもの食堂、地域食堂は7,000カ所あるそうです。また、山形市では2022年の1月末現在50カ所、12市6町1村で子ども食堂、地域食堂、また学習支援等を行う子どもの居場所を開催しております。

庄内地域におきましては、本年の8月現在、三川町を除く2市2町におきまして12カ所で子ども食堂が開催されているようであります。本町において、この子ども食堂、また無料学習塾などの学習支援教室、プレーパークなどの子どもの居場所づくりへの取り組みについて、どのように考えておるか。また、こういった開催について、準備資金や経費を補助する子どもの居場所運営支援事業費補助金等の創設について考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまの子ども食堂、無料学習塾、プレーパークなどに対するご質問でありますけれども、子ども食堂につきましては議員おっしゃるとおり、庄内地方で開催していなかったのが三川町だけあります。本年度福祉協議会の方で年2回ではありますけれども、開催をいたしたところあります。そちらの方の事業につきましては、来年度も2回になろうかと思っておりますけれども、継続して実施する予定でいるところがございます。また、無料学習塾につきましては、県の母子会の方で福祉センターを会場にいたしまして、貧困世帯やひとり親世帯が対象にはなりますけれども、実施しているところでありまして、週1回程度をNPOの方にお問い合わせいたしまして実施している現状があります。こちらにつきましても、引き続き事業実施になろうかと考えているところがございます。

また、プレーパークにつきましては、特別にプレーパークというものはないんですけれども、福祉センターのこども広場だとかが自由に遊べる場所となっておりますし、子育て支援センターの中にあります多目的広場も自由に遊べる場所にはなっているところがございます。また、子どもの居場所運営支援事業費補助金でございますけれども、こちらは町単独という考えは現在持っていないんですけれども、こども家庭庁の方で子どもの居場所づくりに対します国の補助金制度をただいま考えているようでございます。そちらの方を見ながら、町として必要なものがあれば考えていきたいと思っておりますし、また子ども食堂に対する補助金の方

につきましても、県の方にはなりますけれども、年6回以上開催の場合は補助金という制度もございますので、こちらの方を周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 前向きに検討しているような状況であるといったことでありました。子ども食堂については、私も勘違いしていた部分があったわけではありますけれども、貧困世帯を対象にした食事を提供する場というような見方をしていたわけではありますけれども、実際は地域によって子どもと大人の交流をする場ということで、参加者を限定しない多くの方の交流の場として開催されるといった場合が多いようでありました。ぜひ、郷土愛の醸成等、地域の子どもは地域で育てるといった精神に則って、様々な参加しやすい催しにさせていただければと思うところでありますし、やはり開催にあたっては一緒に運営する仲間、また経費、場所、施設等ですね、様々な不安な部分もあるかと思いますが、先程の補助金等を活用しますと、かなりの割合で補てんできるというようなこともありますので、そういった部分もぜひ周知していただいてですね、開催を促すような取り組みをお願いできればと思っています。

放課後の居場所づくりについてでありますけれども、第2期の三川町子ども子育て支援事業計画において、その放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携というようなことであります。私たち議会で10月に行政視察に訪れました千葉県船橋市では、まさしく、この放課後子ども教室と学童保育の連携ということで高学年になると学童保育は必要なくなりまして、自分たちで時間を過ごせるということで、無料で参加することができる放課後子ども教室へ通って時間を過ごすというような取り組みが行われておりました。非常に理想的なまた、国が求める形なのかなと思って拝見したわけではありますけれども、本町では休日の学校施設を使ってですね、地域の方々と時間をともにするといったような取り組みが行われているということでありますけれども、今後どのような進展を計画しているのか。その学校施設を使って例えば学童保育に通わず、学校で過ごすといったようなこともできるのかどうか、現状をどう捉え、今後どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 放課後子ども教室と学童保育の連携につきましても、これから学童保育、それから、放課後子ども教室をどのようにこれから運営していくかというお考えでございますが、今現在の本町では議員おっしゃられましたとおり、放課後子ども教室に関しましては週末を基本としたいわば体験でありますとか、交流でありますとか、そういった部分に子どもたちが集まって様々な開催できる、そういった場を提供するというところで、さらにその住民の方々からの協力を得ながら実施をしているという状況です。

学童保育との連携という部分に関しましては、放課後子ども教室の方に学童の子どもたちが参加できるということでは連携を図ってきているところですが、先程の千葉県船橋市のお話ございましたけれども、なかなか船橋市のような体制を整えるためには、各学校の開放もそうですし、それに関わる人員の方々をそれぞれ配置しながら対応していかなければならないというかなり難しい、ハードルの高い問題もあるのかなというように認識しているところ

ろでございます。

本町の現在の状況の中で、放課後子ども教室、それから学童保育の方もまずは順調に進めてきたところでございますので、今後について一体的な船橋市のような体制づくりというのは、今のところ少し考えていないところでございますけれども、学童保育と先程の子ども教室の方の連携については、よりどのような形で推進することができるのかということを検討してまいりたいというように考えております。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 船橋市とは財政規模も何もかも違っているわけではあります、やはり核家族化の進展とまた支援の必要な児童等も増えているということで、学童での受け入れもままならない待機児童も発生しているような状況の中で放課後子ども教室との連携によって、子どもの居場所づくりが図られているといったところを研修させていただいたところでありました。学童保育においても昨年度、学童に入れなかった児童の保護者から「子育て支援の町と聞いてきたのに」といった声や、一昨年は定員をオーバーすることが懸念されたことから入れないのではないかとといった不安を抱えながら正月を迎えた保護者の声を忘れることはできません。

いわゆる小1の壁といったものは、核家族化の進む本町でも深刻な問題でありまして、少子化の一因とも考えられるのではないかと思います。子育て支援の町として、子どもの居場所を確保し、小1の壁に悩まされることなく、安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めるべきだと思います。

今年度は、学童保育の定員確保のために押切小学校での受け入れや待機児童の受け入れ施設が新たに表れまして、待機児童が解消されたところは評価するところであります。現在、来年度の申し込みが締め切られまして、年明けの受け入れ発表までの間ですね、保護者にとって一番の不安と伺っております。受け入れ希望者すべてを受け入れられるような整備はできないか。また、夏休みなど長期休みのみの利用希望者への対応を含めましてですね、待機児童を出さないための方策についてお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 学童保育所の関係でございますけれども、令和6年度の学童保育所の申し込みが11月24日までとしたところでありまして、申し込み自体は締め切ったところでございます。全体で長期のみの希望も含めまして、147名の申し込みがあったところでございます。

そのそれぞれの内容につきましては、ただいま精査しているところでして、実際の入居の可否につきましては、これからということにはなりますけれども、現在子どもの居場所としてできましたキッズルームあかりの方が定員20名として、学童保育所に移行予定で準備を進めているところでございます。また、長期だけを希望したいということがありましたので、東郷小学校の方を活用した長期のみの受け入れもする予定で、ただいま準備を進めているところでありまして。こちらの方の準備が整えば、147名の受け入れは可能だと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ぜひ保護者また児童の不安をなくすように、安心して過ごせるような体制をお願いしたいと思います。

最後になりますが、中高生の学習スペースの確保についてであります。これも中学生の議場懇談会の中で、中学生から寄せられた意見でございました。なかなか町内の中には中高生が学習する場所がないというようなことで、何とか確保できないかと。図書室の学習室の利用もテスト前になると、人が集中して席がないんだと、何とかスペースを確保することはできないかといった声が寄せられました。先程児童生徒の声を聞きながら検討していくというような声もありましたけれども、こういった声がある中で、学習スペースの確保についてどのように考えるか。また、図書室等もですね現在19時までの利用となっているところでありました。延長して勉強させてほしいという児童生徒の声、学生の声にどのように応えるか考え方を伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 中高生のための学習スペースということで、本町の方ではそういった専用の学習スペースというのは確保はできていないところではありますが、これまで町の公民館の方の図書室の閲覧コーナーで勉強されていたり、場合によってはテオトルの方のホワイエの方で勉強されている方もいるのではないかとこのように認識をしております。昨今、学校、家庭での勉強の他にも、こういった第3の場所といいますか、地域の公共施設等で勉強されるというスタイルも増えてきているんだというようなお話も聞こえてきておりますので、何かしら町としても対応ができるのかということは今後検討してまいりたいと思っておりますが、やはり学習をするにあたって、大勢の方々が利用する公共施設でございますので、そういった方々とその学習をするという目的で使用する際にしっかりとしたルール等を定めていかなければならないというように思います。

また、子どもたちがそこで勉強するにあたりましては、やはりしっかりとした管理と申しますか、安全で安心な学習環境を整えていくということが必要でございまして、単に相談室というか会議室とか、そういった場所を貸せばいいというものではないというように思っております。大人の目とか、地域の目が届くような場所で安心して学習できるスペースでなければならないということが大前提かなというようにも思っています。

また、時間等の問題ですが、今三川町公民館での学習に関しましては内規において19時まで、子どもたちの利用については19時までの利用というようになっています。それ以降の利用については、保護者の付き添い等があれば別なんですけれども、夜間の8時、9時、さらには閉館時間の10時まで利用するというような場合に、子どもたちのみでの利用として、その時間帯がいかななものかという部分も検討しなければならないのかなというように思っています。先程来申し上げましたが、安全安心な場所であることについて、そういった時間等の問題も大きく関わりがあるというように思っておりますので、教育委員会としてその辺についても今後検討してまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前 11時41分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

- | | |
|---------------------------------|---|
| <p>1. ふるさと応援寄附金管理運営の改善策について</p> | <p>1. 応援寄附金を「ふるさと基金」として全額積み立てた後に運用していることから、その活用内容や寄附者が選択した「希望する使い道」と実際の「ふるさと基金」の使途内訳を比較するなど、一覧表等により透明性を高めつつ更なる理解を求めることも肝要と考えられることから、これら使途明細の比較開示等に関する所見を伺う。</p> <p>2. この事業に関する管理運営業務を「株式会社みかわ振興公社」に委託するなど、企業連携等による新たな発想と展開が期待できる外部委託を検討すべき段階と思うので、今後の改善策等に関する所見を伺う。</p> |
| <p>2. 子育て支援策の今後について</p> | <p>1. 平成26年7月に文科省と厚労省による「放課後子ども総合プラン」の通知や厚労省による「放課後児童健全育成事業実施要綱」に明記されている地方自治体が「実施主体」になるべきという方針が示されている中、テオトルの「賃貸借契約」を継続してきた「三川町」として、来年度以降の「放課後子ども教室」並びに「学童保育」の両事業に関する考え方と実施計画等を伺う。</p> <p>2. 平成24年4月に児童福祉法に規定された「放課後等デイサービス」に関する実施状況と「三川町」としての対応方針を伺う。</p> |

令和5年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

初めに、ふるさと応援寄附金管理運営の改善策についてであります。応援寄附金をふるさと基金として全額積み立てた後に運用していることから、その活用内容や寄附者が選択した希望する使い道と実際のふるさと基金の使途内訳を比較するなど、一覧表等により透明性を高めつつ更なる理解を求めることも肝要と考えられることから、これら使途明細の比較開示等に関する所見を伺います。

そして、この事業に関する管理運営業務を株式会社みかわ振興公社に委託するなど、企業

連携等による新たな発想と展開が期待できる外部委託を検討すべき段階と思いますので、今後の改善策等に関する所見を伺います。

次に、子育て支援策の今後についてであります。平成26年7月に文部科学省と厚生労働省による放課後子ども総合プランの通知や厚生労働省による放課後児童健全育成事業実施要綱に明記されている地方自治体が実施主体になるべきという方針が示されている中、テオトルの賃貸借契約を継続してきた三川町として、来年度以降の放課後子ども教室並びに学童保育の両事業に関する考え方と実施計画等を伺います。

また、平成24年4月に児童福祉法に規定された放課後等デイサービスに関する実施状況と三川町としての対応方針を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のふるさと応援寄附金の管理運営について、1点目のふるさと基金の使途の開示に関するご質問であります。本町の寄附金の使途につきましては、ふるさと応援寄附金の申込書に、町の総合計画等を踏まえた10の使い道を提示し、寄附者から選択していただいているところであります。

さらに、使い道の内容については、町のホームページの「ふるさと納税」に関するページの他、町が利用する複数のふるさと納税のポータルサイトにおいてもお知らせしているところであります。

また、使い道に掲げた項目ごとの具体的な事業と、その内容及び活用した寄附金の件数や金額などの実績の公表については、その効果や公表する内容を十分に検討した上で、対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の管理運営業務の外部委託に関するご質問であります。本町における管理運営業務及び返礼品に関する業務につきましては、産業振興課商工観光係に担当を配置し、地元の農産物や企業等の商品の選定とともに、返礼品の提供者に対する事業説明会や交流会の開催により、お米のみならず果物や野菜、加工食品等多様な返礼品を提供しているところであります。

ご質問にありました企業連携等による新たな発想と展開につきましては、本年10月に変更された返礼品に関する制度の影響等に注視し、今後も情報収集に努め、より良い結果に繋がるよう検討してまいりたいと考えております。

質問事項2の子育て支援策の今後について、1点目の来年度以降の「放課後子ども教室」と「学童保育」の考え方に関するご質問であります。放課後子ども教室と学童保育所につきましては、放課後等に過ごせる安全・安心な居場所づくりという点においては共通しておりますが、対象となる児童の要件が放課後子ども教室では全児童が対象となるのに対し、学童保育所は留守家庭の児童が対象となる事業であります。

本町における放課後子ども教室は、週末の学校開放やわくわく体験塾などのイベント事業として開催しているところであります。また、学童保育所につきましては、テオトル学びの

エリアや押切小学校体育館、ミーティングルームにおいて実施しているところであり、来年度につきましては、グループホームのんき内で実施しております「キッズルームあかり」が学童保育所に移行する予定で準備を進めているところでもあります。さらに、長期休業中に限った利用希望もあることから、東郷小学校に居場所を開設することとしており、来年度以降につきましても、放課後子ども教室と学童保育所につきましては、現在と同様の考え方で事業実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の放課後等デイサービスに関するご質問でございますが、本事業は障害のある児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスであり、利用者は令和元年度2名でありましたが年々増加し、令和5年11月現在10名となっているところでもあります。本町においては、このサービスの相談があった場合、聞き取りの後、相談支援事業所に繋ぎ、その児童や生活環境にあったサービス等利用計画を作成し、施設利用が開始されることになっており、一人ひとりにきめ細かな対応をしているところでもあります。

今後とも近隣施設と連携を図り、誰もが健康でいきいきと安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは順を追って再質問させていただきますが、まず最初にごさうさと応援給付金について活用状況等をホームページに載せているという答弁ではございましたが、確かに活用する事業内容の列記はされておりますけれども、実際に各事業にどれくらいのごさうさと応援寄附金を充当したかというものについては、残念ながら三川町のホームページでは出てこない。ちなみに鶴岡市のホームページには令和4年度総額1億7,758万円。この内訳として、それぞれ福祉分野それから農産業について、商工観光関係、こと細かく1億数千万円から1,400万円レベルの使途を明細に記載されておまして、寄附金総額とこの各事業に振り分けした使途が一致するというような集計データまで出ているという状況でございます。

そういった面で三川町の応援寄附金については、私ども議会に対して定例懇談会の際に集計表を毎回出していただいておりますし、収入状況については理解しているところですが、果たしてこれがどういった事業に充当されていたのかという部分については、なかなか目に見えない状態になっておりますが、これを現行の財務システム上で集計をとるということについては、総務課長から確認したいんですけども、歳入についても歳入項目別に認識番号がつけられる。その歳入をどの歳出事業に振り分けしたのかという部分についても、充当先の個別番号が振り分けなるわけですから、集計をとる気になれば出せるはずというように認識しておりますので、一応確認のために答弁をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ごさうさと応援寄附金に限らず、予算編成をする際には、必ずそれぞれの事業において一般財源なのかそれとも国・県の補助なのか、それとも基金等または

起債なのか、そういったものは歳出に必ず財源を充当というシステム上の処理もいたしまして編成しておりますので、こういった事業にこういった財源が使われているのかというのが集計できるところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ということは、先程説明しました鶴岡市と同様に、総額のうちのどの事業に財源充当したのか、細かく説明ができる、公開できる、公表できるということなわけですので、そういった事務処理上も可能だということを踏まえて、今後のこのふるさと応援寄附金の使い道についても公表するということによって寄附してくださる方々の思い入れがあって、それぞれを10項目の中から選択して寄附くださるわけですから、その期待どおりに自分の寄附金が使われているのかどうかということ公表することによって、また三川町に対する思い入れが変わってくるのではないかと、より良い効果が期待できるのではないかとというような視点の上で、明確な今後の公表という部分について、町長、どのようにお感じになりますか。ご答弁をいただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ふるさと納税制度がスタートした時点においても、やはり納税者が自らのふるさとに対する支援とか、あるいは何らかの形で縁のあるというようなことでの繋がりというようなことで、制度がスタートしたわけでありますので、それは納税者に対してのしっかりとした意向を受けとめながらのこの寄附金を有効活用するというようなことであるということは、質問者の言われるとおりでと思います。しかしながら、それは受けた側の対応ということになるわけでありますので、全国的なこの市町村においても、そういった視点を持ってふるさと応援寄附金の活用ということを考えているということでありますので、そういったことができることから、やはり進めていくということは当然だということに思っているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今ご答弁をいただいたとおりの経過で、対応については確かに寄附金の目的を申込者が明示はするものの、それを活用させていただく三川町としては一般財源化ということで、何に充当してもいい、何に振り分けしてもいいというような制度設計になっておりますので、これは制度上は何ら問題ないというように私も認識している中で、やはりこの三川町にとってはふるさと応援寄附金は非常に貴重な財源であるわけですので、より一層寄附してくださる方、それから町民の皆さんからも理解を深めていただくためにも、数値的な部分について寄附の使い道についての内訳を明示すべきではないかという提言ということにさせていただきたいと思っております。

特に参考になりますのが四万十市のふるさと応援寄附金の使い道報告ということでして、寄附いただいた金額とそれから実際に活用した項目ごと、ふるさと環境と景観を守る事業から始まってふるさとの人を守り育む事業。その最後には市長が必要と認める事業というような6項目に分けた、それぞれの項目ごとに充当額とそれから寄附をいただいた金額、それぞれ明示しているというような事例もございますので、ぜひ参考にしていただければと思います。

す。

この使い道に関して、先程答弁にもありましたとおり、ホームページにこと細かく記載されている。子育て支援、まちづくりの推進から始まって生涯学ぶことができる地域社会の実現、誰もが健康で幸せに過ごせる共生社会の実現、そして安全で安心して暮らせる強靱なまちの実現等から始まって安定した生活環境を支えるインフラ整備といったソフト面からハード面までこと細かく事業が列記されているわけです。今紹介しましたインフラ整備の項目の中には土地利用ということで、民間の宅地住宅開発の推進、その次には道路側溝等整備ということでは人に優しい道路の整備というようなことが明示されているわけです。

以前の議会で質問あった町道の舗装改修等については、なかなか国からの交付金がままならない状況で進められないというようになっていたわけですが、今紹介しましたとおり、ふるさと応援寄附金の使い道の項目として人に優しい道路の整備ということが明示になっているということからすると、ふるさと応援寄附金を財源充当した形での町道整備ということが可能ではないかというように考えられるわけです。今までこの項目に関係する寄附金の内訳としては、令和4年度あたりですと820万円弱、全体の構成率でいくと2.26%、その前の年、令和3年度においては970万円ほど、2.44%というような比率で寄附いただいているわけですから、この中から十分町道改修の財源は捻出できるのではないかというように考えますが、この辺の財政運営についての考え方について説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ふるさと基金に限らず、基金を繰り入れる際にはそれぞれの事業の実施において、当然当該年度の事業実施の財源、それプラス今後将来的にどれぐらい基金を一定額確保しながら、今年度も様々な事業の平準化された進捗を図るというのを念頭に、予算編成等を行っているところであります。ホームページ等で示されております当該年度のふるさと応援寄附金の件数並びに金額についてであります。ただ実際に積み立てる際にはいただいた寄附、その額から必要な経費、いわゆる返礼品でありますとかふるさと応援推進員の人件費、そしてより広く知っていただくための広告料等もいただいた寄附から差し引いた額を基金に積み立てているところであります。でありますので、ストレートに当該年度に入ったふるさと応援寄附金の額そのものが寄附金に積み立てられるということではない中で積み立てた額それぞれ希望する用途は明記していただいておりますけれども、当然、それを翌年度にすべて使うということはなかなか難しいものと判断しております。

もちろん、道路整備、インフラ整備には、国県の補助等が欠かせないわけでありまして、その他に充当させます一般財源等の捻出の仕方もございます。そういったところも後年度の負担の内容等、そういったものを勘案しますと、応援寄附金は当然、その年度で多かたり少なかったりしますので、その辺も十分見極めながら財源として充当しているということから、当該年度に多かたから、では、翌年度全部使って行いましょうというようにはなかなかならないものというように捉えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひ十分な検討と対応をよろしく願いいたします。次に、このふ

るさと応援寄附金の管理運營業務に関して、株式会社みかわ振興公社に委託してはいかがでしょうかというような提案なわけですが、このふるさと応援寄附金の管理運營業務については全国的に外部委託されているという傾向にあるようでして、実は先月、行政視察でお世話になりました千葉市もホームページにふるさと応援寄附金管理等業務委託事業者募集ということで、プロポーザル方式での募集を行うというデータが載っておりました。同様に、鶴岡市も数年前からプロポーザル方式で外部委託しているというような状況であります。

なぜ、このみかわ振興公社に委託してはというような話になりますと、鶴岡市との合併を拒否して自立の町を選択した三川町としては、先程も申し上げましたとおり、ふるさと応援寄附金は貴重な財源であるということと、一方で、いろり火の里の運営、これについても町としては重大な課題になるというように考えておまして、両方が一緒に発展するということによって、安定した三川町が継続できるのではなかろうかという考え方になるわけです。

ふるさと応援寄附金の返礼品についても先程詳細について説明はありましたが、この返礼品の対象品目を拡大することにより寄附金の増額を目指す戦略と、いろり火の里の利用拡大による顧客拡大策、これを両方一緒に遂行できるのは、まさにみかわ振興公社の営業力によるものというように今の体制では考えられるわけですし、みかわ振興公社、いろり火の里に関連する企業との連携体制を構築するということによって利用客も増える、さらには返礼品の対象品目の増加というようなことも考えられるということから、ぜひみかわ振興公社に委託してはどうでしょうかという提案になるわけですが、三川町行政事務のトップであって、なおかつ、みかわ振興公社の代表である石川副町長の所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま副町長への答弁のご依頼でしたが、その前段の内容について私から若干ご説明をさせていただきたいというように思います。

ご質問にありましたとおりに、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金というものが本町の貴重な財源であるというところは間違いないところがございますけれども、もともとふるさと納税の概念としては、地域地方の応援という部分がございます。その意味においては、本町は、ご指摘ありましたように、庄内地方の市町においてもいわゆる外部委託、民間活力で実施をしているところもございますが、本町と同様に役場庁舎内の機関の中に担当部署を置いて、返礼品の選択といいますか調整においても、なるべく町内の事業所の方、町内の農業者の方と連携をとってより良いものを返礼品として選択するというようなことで調整をしているということもございまして、その意味では外部委託による効率性というよりも、なるべく本町の実情に合った形の返礼品の選択、あるいは心のこもった対応ということで、これまでも実施をしてきたところでございます。

ご質問にありました返礼品に施設利用等を準備しておる自治体も数多くございますので、そのところにつきましては、今後、返礼品の選択につきましても、あらゆる方向性を考えながら、また外部委託につきましても、ただいま申し上げましたが、これまでの納税者からの三川町の対応、いわゆる様々な問い合わせの電話対応についても、かなり丁寧でいいよというような評価もいただいておりますので、ここの部分は維持する必要

があらうかと思えますけれども、ただ先程お話がありました、本年10月から制度が変わりまして、その中でふるさと応援寄附金の今後の見通しにつきましてはかなり厳しいものがあるのかなというように考えておるところでございます。その意味では、あらゆる可能性を否定せずに、町長答弁にもありましたが、より良い方向性について検討してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私が質問したのは、事細かい事務対応について質問したわけではなくて、町としての姿勢についていかがでしょうかということでの副町長を指名させていただいた話ですので、ぜひ副町長の所見をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員の質問からいたしますと、民間に業務委託をするというようなことからすれば、委託者である町という立場で私が答弁をしたいと思えます。

このふるさと納税の返礼品に対しては、先程視察研修先の事例というようなことで説明をされましたが、市部と町村部においては、ふるさと納税の返礼についての対応というのは非常に違うというのが私の受けとめ方です。山形県内においても先程言われたような鶴岡市と他の町村の対応の仕方というのは非常に違うというのが実情であります。と申しますのは、やはり町村部において、例えば業務委託先がプロポーザルであろうが、どのような方式であろうが、委託をするといった場合において、そこに応募してくれる事業者が非常に少ないというようなことから、町村で行っている指定管理者にその業務を委託するという例が非常に多いところでもあります。しかも、そういうケースの中においては、非常に経営の厳しいという事業者もいると言えるような状況の中から、そういった部分の支援というようなことでのふるさと応援寄附金の返礼業務を委託しているというような自治体は県内にも存在するわけであります。

こうした場合において、鈴木議員の言われるような業務を民間に委託した場合においては、やはりその業務においてしっかりとした収支がそこに伴うというような形での行政からの支援がなければ、単なる業務を委託しただけでは、やはり先程答弁でも申し上げましたが、返礼者がどういう形で寄附者に返礼をするかとか、そういった部分の調整も非常に業務的には、ある面において非常に煩雑、そして業務量が増えていくというようなことになるわけです。

そういった部分も含め、他の自治体の状況も様々見ながら、本町でのこのふるさと納税に対する返礼については、やはり現在の状況で進めながらも、様々他の先進事例があれば、そういうことを学びながらも、そういう方向性に行くということは考えられますが、基本はやはり委託先のしっかりとした安定した経営基盤というものを保障できるぐらいのこの業務委託でなければならないというように考えているところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 期せずして町長から直接ご答弁いただきましてありがとうございました。まさに町長がおっしゃるとおり、どこの市町村もふるさと応援寄附金の運営については苦慮している。様々知恵を絞り合いながらより良い方向を目指すという点については私

も否定するものではありませんし、これを指定管理者等に業務委託するという点については十分考えられる話ですが、それに対して市町村が支援を行うという体制も当然必要な話として、そういった厳しい環境を、厳しい条件をどうクリアしてうまく将来に結びつけていくのかというような視点での提言というように受けとめていただければと思います。

決して町が投げやりに外部委託すればいいというような発想はさらさら持っていませんで、先程質問の中でも触れましたとおり、ふるさと応援寄附金を拡大すること、それからみかわ振興公社が所管するいろり火の里の経営の安定化、発展、これも三川町にとっては重大な事案だということでの両方をうまくリンクさせる解決方法になるのではなかろうかという視点での提案ということで受けとめていただければと思います。

次の質問に移らせていただきますが、先程同僚議員から事細かく事例等を出していただきながら、また当局からも細かい返答がございましたので、私の立場でそれを繰り返すようなことは避けたいと思いつつ、特に学童保育事業については非常に深い思い入れがあるものであって、今さら過去の話をするのもいかがかとは思いますが、平成30年までは民間組織、住民組織によって旧押切保育園を会場にした学童保育所が運営されていたわけです。これを三川町から直接引き継いでほしいというような声があったわけですが、現在は庄内アソビプロジェクトが直営という形での学童保育所の運営になっているわけですが、敢えて来年度以降の実施計画を検討していただいて、どういう方向にいくんでしょうかという質問をさせていただきましたが、つまりは来年度の実施計画を行政として検討する際には、今現在の事務事業評価を行って、この事業が適正かつ的確に運営されているのかということ判断した上で来年度の実施計画に結びついていくわけですが、今さらですが、事業評価という制度、国から打ち出されて本町でも展開しているわけですが、事業目的に対する成果や達成度の観点から評価して、より町民の満足度の高い行政サービスを効果的に提供することを目的として、この事業評価という制度を三川町でも運用しているはずですが、その評価結果については公表するというようなことになっているわけですが、そういったこの事務事業評価という観点から、今回の三川町における学童保育所の事務事業評価の内容、審査を担当する石川副町長から最初に所見を伺いたいと思います。

今年度の学童保育事業については、今さら申すまでもなく、2月から4月にかけて大混乱を招いたと、その保護者からの声が私ども議会にも届けられまして、何とかしてほしいという事態になったわけです。これがもし国が定めている法的な実施要綱に基づいて、三川町が実施主体という立場で、庄内アソビプロジェクトに学童保育事業を業務委託という関係であれば、委託先から昨年の秋の段階で定員オーバーになりそうだというような問題発生の危機にある旨の状況報告がなされて、いち早く委託元である三川町と受託者である庄内アソビプロジェクトが連携して問題解決に当たることができたのではなかろうかと。保護者に対して余計な混乱や不安を招くことなく、新年度を迎えることができたのではなかろうかという観点から、もし私がその担当であって、事務評価を受ける立場であったとすれば、今年度の令和5年度の学童保育事業に関する事務事業評価としては、これまでになかった事態発生の把握と対応の遅れた原因の分析、そして三川町として主体的対応と運営ができなかったことに

ついでに要因を分析する。つまりは先程言ったとおり、法令の規定や国の通知による放課後児童健全育成運営体制と施設整備環境が整えられるというような形で進めば、ちなみに三川町の学童保育所の行政評価の内容を見たのですが、検索したのですが、令和3年度の事務事業評価については、民間運営により基盤強化が図られているという文言、令和4年度においては安定した学童保育所の運営体制等整備環境は整えられているといった評価になっておりました。これが令和5年度はまるきり異なった状態になったわけですので、その原因分析、それからどうあるべきなのかというような観点で当然事務事業評価を行わなければならない。

つまりは、町民からの信頼回復と安定した行政サービスを提供するというような高い評価を得るためにどうあるべきなのかということで事務事業評価を行うわけですが、先程の答弁にもありましたのですが、三川町ではこれまでと同様の体制で進むというような町長の答弁でしたけれども、最低でも三川町が実施主体となって業務委託すべきであるという今後の方針が盛られて然るべきだと思うんですが、これはあくまでも私の個人的な事務事業評価の見解ということで受けとめていただければいいのですが、今年度の学童保育事業に関する事務事業評価を審査、指導・助言する立場にある石川副町長としてはどのようにお考えになっておられますか。所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 事務事業評価、特に学童保育に係る評価の結果についてのご質問でございますが、本町におきましては行政事務全般にわたりまして事務事業の行政評価を行っているところでございますが、その中でも子育てに関わる施策につきましては、子ども子育て会議という会議の中で評価を行っているところでございます。これについては、役場庁舎の内部評価、それから外部の審査員を含めた外部評価、この2段階の評価で結論を出しているところでございますが、その評価対象年度につきましては、本年度、令和5年度の対象年度は令和4年度事業の結果についての評価であります。その評価結果につきましては、個別具体的には今申し上げられませんが、おおむね良好というような評価結果が出されたというように記憶しております。

ただ、ご質問にありましたとおり、令和5年度、今年度は様々な混乱を招き、町民の皆さまにもご心配をおかけしたところであります。その対応策ということで、子育て支援室を中心に様々な取り組みを行いまして、その内容については先程町長答弁にあったとおりでございます。そして、これをできる限り実現させて、令和6年度事業に反映させていく、こういう予定にしておるところでございます。

また、改めて評価ということに戻りますが、令和6年度のこの子ども子育て会議におきましては、令和5年度事業結果についての評価になりますので、その際は様々な意見、外部評価審査員からも様々な意見が出ようかと思っております。というようなことから、時系列の関係もありまして、令和5年度事業に関する学童保育に対する正式な評価結果というのはまだ出ていないところでございます。繰り返しになりますが、ただ今年度の状況は重く受けとめて、その対応策については今その準備を進めているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 事務事業評価については今副町長が説明したスケジュールで進むということは十分認識した上で、来年度の実施計画を考える際には先行した形での事務事業評価を行った上で、来年度の対応というようなことを検討しなければならないはずですので、その辺についてその観点から来年度、令和6年度についての対応方針ということについて確認させてもらったわけですが、まずはこれまでどおりの体制でいくということだけ確認させていただきました。

ただ、問題点は内在しているという部分については、次の関連する話で少し触れていきたいんですが、先程の同僚議員の質問にもありましてとおり、今回の問題を契機として放課後子ども教室の開設という部分、放課後子ども教室の開設というよりは放課後子ども教室を望む声が多くあるんだなということを再認識させられたというように思っております。

先程答弁にもありましたが、学童保育事業と放課後子ども教室は連携していますという答弁が再三並べられたわけですが、それは放課後子ども教室が長期休暇、いわゆる夏休みの間に複数回、また年月の中で年何回あるのか少し私もカウントしておりませんが、単発的に放課後子ども教室が開催されて実施されて体験学習等ができるというような答弁だったわけですが、問題は、放課後子ども教室は学童保育事業とは別に、極端な話、費用負担なしで実費負担だけで、子どもたちが安全安心な校舎内で1年生から6年生まで一緒になって遊べるというその環境が非常に重要である必要であるというようなことで、この問題は先程説明もありましたとおり、私も行政視察先の船橋市では、まさに放課後子ども教室と学童保育事業、学童保育所、両事業が毎日繰り返されているわけです。三川町の町民の方々も毎日の問題として放課後子ども教室の実施をやってもらえないだろうか。もし放課後子ども教室があるようであれば、あえて学童保育所を求めるといような手を挙げずに済むというような話もありました。

そういった観点から、子育て支援の町として今まで町民の皆さんにアピールしてきたという観点からすると、学童保育所にテオトルを賃貸借して、学童保育できちんとやっていますよというような、また、放課後子ども教室は単発的に連携をとっていますというような、少し言葉は乱暴ですけども、その場しのぎのような行政展開をいつまで続けるのかというように疑問を感ずるわけです。自立の町、子育て支援の町と胸を張って町民の皆さんにアピールするには、町民の皆さんからのお手伝いをいただいて、協働のまちづくりという観点からの放課後子ども教室の実施ということも必要になっているというように感じるわけです。

具体的なことを言えば、先程来話をしているとおり、学童保育所の実施主体になり、なおかつ放課後子ども教室も開催するというような形で、より自立の町、子育て支援の町としての実績を形にするという形での町政運営が必要なのではなかろうかというように考えておりますので、ぜひ町長からの所見を伺いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 行政経験を持つ鈴木議員ですから、この辺については国の制度というのがなぜこのようにできてきているかという経緯は、もう重々ご承知だと思います。今の少子化というようなことで、岸田政権においては、異次元の子育て支援というような政策に

取り組むというようなことで、内閣府の特命担当大臣、子ども担当大臣が本県のこの本町の選挙区からの選出の国会議員が今その立場にあるわけです。そうしたときによくあるのは、やはり都市部と地方、こういうような実情というものが、これらの制度に本当に反映されているかというのは、今回の子育て支援のみならず福祉・医療・介護、これらすべてにおいて、やはり都会の理論というのが先行してきたというのが、今までの過程の中では非常に強い大きいというものが、地方自治体においてはそういうような受けとめ方をしているというような現状です。

こういうことから、国に対しても今回の子育て支援というものは、やはり国がしっかりと制度設計を持ってやるべきというようなことで、山形県の市長会町村会も国に対しての要望活動を行ってきているわけであります。そういうことで制度設計においては、やはりそれぞれの特に町村におけるこの国からの交付金等も含めた形での運営を行うというようなことが、やはり従来の制度に則った支援策というようになってきていたわけでありますので、その点について、ようやくこの三川町においても放課後子ども教室、また学童保育というものに対しても、しっかりとした保護者の方々の要望を受けとめながら進めていくというようなことで、事業推進を図っているところです。

そうした中において、やはり学童保育のニーズというものが、ある面において、想定を超えるようなそのような申し込みはあったというようなことからの非常に、保護者に対しても様々な調整の中においては、ある意味においては不便さを感じさせるということになったということになるわけでありますので、そういった点も含めてやはりどうあるべきかということをも町でも考えながら、現在運営していただいているアソビバキッズみかわの最大限のその受け皿というものを運営に対しての努力もしていただいているということも、お願いをする立場からすると、そういったことも含めてやはり理解をしながらもしっかりとしたこの受け皿、事業運営を行っていただきたいというようなことで進めていくというようなことでの先程の答弁をしたわけでありますのでご理解をいただきたいと思ひますし、また、足りない部分については担当の課長の方から説明をさせたいと思ひます。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今町長からご答弁いただきましてありがとうございます。また、担当の課長から補足説明というようなお言葉をいただいたわけですが、再三説明していただいておりますので、今日のところは十分かなというように感じます。ただ、一つだけ、最後にこれを紹介するということについては、少し私も不本意なところはあるのですが、先日12月6日のNHKのニュース、朝夕のニュースの中で、大東建託株式会社がアンケート調査を行って、町の幸福度ランキング、それから住み続けたい町のランキングということで公表がありました。庄内管内では山形県全体で見ますと、遊佐町が2位、酒田市が5位、庄内町が8位、鶴岡市が9位、残念ながら、三川町はいくら検索しても出てこなかったという状況でございました。これが私にとどまらず、複数の同僚議員からも質問が出ている、本当の意味での子育て支援の町になっているのかということの裏返しなのかなというようなことを感じましたことを一言添えさせていただいて、質問を終わります。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。
 - 議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 1時53分)
 - 議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 2時20分)
- 次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。
- 4番（佐久間千佳議員）

1. これからの農業政策について	<ul style="list-style-type: none"> 1. 生産資材の高騰や転作面積の増加により、水稻を中心とした農業経営が厳しさを増しています。この現状を踏まえ持続可能な農業について町の考えを伺う。 2. 担い手とされる認定農業者が減少傾向にある中、農業の担い手不足の要因と将来における影響をどのように分析されているのか伺う。 3. 土地利用型農業において、圃場拡大・集約化に関する支援が有効だと考えるが見解を伺う。 4. 農業経営のシミュレーション等での見える化や、利益の最適化への支援が重要だと考えるが見解を伺う。
2. 道路橋梁インフラについて	<ul style="list-style-type: none"> 1. 道路橋梁インフラにおいて、それぞれ長寿命化修繕計画が示されているが、計画と現状のMCI（維持修繕管理指数）の数値及び今後の見通しについて伺う。 2. 設計監理業務などを内製化または業務提携により、補修修繕を迅速かつ低予算で実施することを目的に「道路橋梁インフラ対策チーム」を設置し、積極的な対策を講じるべきと考えるが所見を伺う。また、技術職職員確保や有効性について見解を伺う。
3. みかわ産業団地及び企業誘致について	<ul style="list-style-type: none"> 1. みかわ産業団地（第4期）における開発の進捗状況、企業誘致の現状を伺う。 2. 既存の防災調整池の管理状況と開発予定地内での管理、活用についての見解を伺う。 3. 企業誘致について、半導体産業が官民挙げて活発化して

いる。産学官連携の「半導体コンソーシアム（共同事業体）」が経産省主導のもと立ち上がっているが、庄内を挙げてのコンソーシアムの立ち上げ、半導体産業の誘致について見解を伺う。

令和5年第6回三川町議会定例会において通告に従い一般質問いたします。

一つ目に、これからの農業政策についてであります。

生産資材の高騰や転作面積の増加により、水稻を中心とした農業経営が厳しさを増しています。この現状を踏まえ持続可能な農業について町の考えを伺います。

担い手とされる認定農業者が減少傾向にある中、農業の担い手不足の要因と将来における影響をどのように分析されているのか伺います。

土地利用型農業において、圃場拡大・集約化に関する支援が有効だと考えますが、見解を伺います。

農業経営のシミュレーション等での見える化や、利益の最適化への支援が重要だと考えますが、見解を伺います。

二つ目に、道路橋梁インフラについて。

道路橋梁インフラにおいて、それぞれ長寿命化修繕計画が示されていますが、計画と現状のMCI（維持修繕管理指数）の数値及び今後の見通しについて伺います。

設計監理業務などを内製化または業務提携により、補修修繕を迅速かつ低予算で実施することを目的に道路橋梁インフラ対策チームを設置し、積極的な対策を講じるべきと考えますが、所見を伺います。また、技術職職員確保や有効性について見解を伺います。

三つ目に、みかわ産業団地及び企業誘致について。

みかわ産業団地（第4期）における開発の進捗状況、企業誘致の現状を伺います。

既存の防災調整池の管理状況と開発予定地内での管理、活用についての見解を伺います。

企業誘致について、半導体産業が官民挙げて活発化しています。産学官連携の半導体コンソーシアム（共同事業体）が経産省主導のもと立ち上がっていますが、庄内を挙げてのコンソーシアムの立ち上げ、半導体産業の誘致について見解を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のこれからの農業政策に関しまして、1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本年度の水稻における収入につきましては、高温障害による1等米比率の低下等の影響はあったものの、JAの概算金がつや姫を除き、昨年より1,100円上昇したことにより、等級による価格差や収量の減少分については相殺される形となり、大きな影響は回避できているものと認識しているところであります。

しかしながら、土地利用型作物については、転作作物である大豆の青立ちやネギ等の変形

が確認され、園芸作物についても野菜の変色や水分不足による病気の発生が報告されるなど、収量の減少とともに品質低下による価格の下落、さらに、水稻における肥料、生産資材や燃料の価格の高騰は、農家経営に大きな影響を与えるものと捉えております。

本町においては、「新農業所得構造改革推進事業」として、「瑞穂の郷づくり事業」や「園芸等生産向上推進事業」、「土づくり支援事業」を一体的に推進して、こだわりの米づくりと園芸作物等による農業所得の拡大など、効率的で安定した強い経営体を目指す取り組みを支援するとともに、担い手への農地集積・集約化をさらに加速し、生産コストの削減を推進してまいります。

さらに、圃場の拡大につきましては、国の補助事業であります「経営体育成基盤整備事業」や「農地耕作条件改善事業」等の活用による対応が可能であるものと認識しておりますが、クリアすべき採択要件もあることから、今後とも、県や関係機関・団体等との連携を図り、必要な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の担い手不足の要因と将来への影響に関するご質問ですが、本町の認定農業者は、令和2年度が200名で以降減少を続け、令和5年3月末時点では189名となっております。これは農業従事者の高齢化や後継者不在による離農などがその理由であり、農地の集積が進む中、今後さらに減少していくものと考えられます。

担い手不足は農地の荒廃を招くなど、地域に与える影響が大きいと、将来にわたって担い手を安定的に確保していくための、若手農業者や新規就農者を増やす取り組みが重要であり、人・農地プランを発展させた「地域計画」の作成や今後の農業のあり方、農業技術について学習する機会の提供など、多様な形態で農業後継者の育成に取り組んでいくことが担い手の確保に繋がるものと考えているところであります。町といたしましても、農業振興に関わる関係機関・団体・就農支援機関等との連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目の利益の最適化に関するご質問ですが、農業経営シミュレーションに関しましては、インターネット上でも様々なフォーマットが掲載されており、農業者それぞれの経営方針に合ったものが使用できるものと認識しております。また、農業の事業主として、利益追求は重要なことであり、収入の増加や経費の節減、作業の効率化等、利益の最適化のための取り組みは、農業経営の根幹をなすものと考えております。

今後とも、県やJA等による農業経営に関する指導、助言の有効活用や経営の自己評価を行うことに有効な青色申告の普及啓発により、農業経営の安定化を支援してまいりたいと考えております。

質問事項2の道路橋梁インフラについて、1点目のMCIの数値と今後の見通しに関するご質問ですが、本町の町道及び橋梁は経年劣化などによる大規模な改修や補修が多くなってきていることから、予防保全型管理を基本とした計画的な改修、更新を行うために、長寿命化修繕計画を策定しているところであります。この修繕計画において、町道については路面性状調査の結果から、MCIの数値によると、町道の1/4が補修の必要があるとされているところであります。また、橋梁については、早期の措置が必要とされる橋が13橋存

在すると判定されたところであります。

今後の町道及び橋梁の大規模な改修等に当たっては高額な費用が必要となることから、対象箇所や優先度については、修繕計画に則り決定してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の道路橋梁インフラ対策チームの設置と技術職職員の確保に関するご質問であります。本町の道路、橋梁などの維持管理については、業者への委託と工事の発注に加えて、軽微かつ小規模なものについては職員等が自ら行うことにより迅速に対応しているところであり、道路橋梁インフラ対策チームの設置は現時点では考えていないところであります。

また、技術職職員の確保や有効性についてであります。インフラの整備や維持管理に関する業務は、幅広い分野での専門知識と経験が必要であることから、本町の設計監理業務においては、その技術を有する専門業者や公益財団法人等への業務委託により遂行しているところであり、今後ともこれまで同様の手法によりインフラの品質確保に努めてまいりたいと考えております。

質問事項3のみかわ産業団地及び企業誘致について、1点目のみかわ産業団地の開発の進捗状況等に関するご質問であります。このみかわ産業団地につきましては、第4期においても、町からの開発申し入れと債務保証を受けて三川町土地開発公社が開発事業に取り組んでいるところであります。7月以降、現地において測量、設計及び地質調査が進められており、関係機関等との協議を経ながら年度内の設計業務の完了を目指しているところであります。

また、これと並行して第4期の設計段階における分譲予定8区画について、進出を希望する企業からの事前申込を受け付けたところ、4区画について申し込みいただいたところであります。引き続き、土地開発公社と連携しながら企業誘致に係る周知活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の調整池に関するご質問であります。まず既存の調整池につきましてはオーダーメイド型の開発であったこともあり、各進出企業から維持管理をしていただいております。しかしながら、今後造成する区画につきましては、第4期区域全体の調整池とする計画であることから、町が管理する予定としているところであります。なお、調整池の多目的活用につきましては、設計を進めながら可能かどうかも含めて検討してまいりたいと考えているところであります。

3点目の半導体産業の誘致に関するご質問であります。国においては、今後のデジタル化の推進やデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの必要性の高まり、情報通信技術・インフラ整備の進展などによる半導体の需要増加を見据え、半導体産業の基盤確立に向けた取り組みを進めているところであります。そうした中、経済産業省が主導して産業界が中心となって共同企業体を立ち上げ、九州地方に新工場が建設されることは報道等で承知しておりますが、ここ庄内地域においては、半導体に関する企業側の機運の高まりも確認できていない状況でありますので、地元産業界の今後の動向を注視してまいりたいと考えてお

ります。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは農業政策に関して再質問させていただきます。町長答弁によりますと、概算金の上昇による農家にとっての手取りという意味では、今年の夏の影響はなかったと思われるというような答弁がありましたけれども、そもそも農家収入自体が全く上がっていないというような現状を踏まえて、やはりこれから給与所得がどんどん上昇している中においては農家所得を上昇させていかなければならない、そういったトレンドに乗っていかなければならないという観点でお話をお聞きしたいと思います。

まずは農林水産省の方で出している稲を単作している農家の収入というものが農林水産省で出しております。営農類型別経営統計というものを見ますと、まず20町歩以上の農家であれば1,000万円ぐらいの農家所得が得られるというような統計が出ておりました。3から5haで農家所得が53.7万円と、5から10haにおいても159.7万円ということで、やはり統計上15haを超えないと農家、単作では経営は成り立たない、生活も成り立たないということが農林水産省のデータには載っておりました。

平均年齢においても20ha以上ですと58.8歳ということで若く、3から5ha程度ですと68.9歳ということで、小規模農家における高齢化が進んでいる現状が浮き彫りとされております。そういった状況はやはり全国的に進んでおり、本町においても進んでいるというように思われますが、しかしながらその解決策としての複合経営というものも言われてきておりますけれども、実践上、気象条件であったり資材高騰、人件費高騰による要因によって、やはり安定性のある経営というものが容易ではないというように思っております。

ここで町の農業の将来像について、町長よりその考えをお伺いしたいと思うわけでありませけれども、私は将来15年以内には今のこの高齢で牽引されている農家の方たちが、やはり副業も持たずに収入を補てんするという形がとれずに、どんどん引退していくようなトレンドになっているというように感じております。そして、10年以内にそういう形になって集積化・集約化が進んで、15年以内には大規模農家も離農が始まってくるのではないかとこのように感じております。やはり現段階から多様な担い手を支えていくというような農業施策が必要ではないかと、私は将来像について思うわけでありませけれども、町長はどのような形でこの町の農業のかじ取りをされていくのか、考えをお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町の農業者の経営状況からいたしますと、ある面においては、ただいま佐久間千佳議員が農林水産省の示したそれぞれの経営面積での経営類型における所得の状況の中で触れられたあの状況が、まさに本町の将来的な様々な危惧される要因になっているのではないかと、このように思うところであります。水稻単作地帯の最も厳しい現実というのが現段階であるというように認識をいたしております。

今までも気象的な災害からすれば、平成5年、7年の未曾有の冷害、そして今年度のような記録的な猛暑というような中での気象災害的な部分もあったわけでありませますが、そういっ

た部分でやはり農家の経営からしますと稲作単作という部分においては、非常に厳しい現実というような状況になっているというように思います。

こうした中で、国が将来的な農業経営の持続可能な様々なシミュレーションというものも示されてまいりました。しかしながら、本町においては、近年における認定農業者への農地集積と担い手へいかに農地を集積して農業所得の確保に努めるかということで、様々な国の施策に基づいて町としても認定農業者を様々な面で確保するというような形で進めてまいりました。しかしながら、その現実も非常に厳しい状況になっているところでもあります。そうした中において、やはり何と言っても、将来的にもそれぞれの集落、基本的にはそれぞれの農家、個々の考えということにはなるわけではありますが、まずは集落でのその農地をいかに管理、耕作を進めるかといったときにおける人・農地プラン、これをまず策定を急がなければならないと、このように思うところでもあります。

やはり、今の農業従事者、そして担い手として頑張っている方々が、将来的にはそれぞれの農業者が後継者として、本当に自分が農業で頑張っていくかというようなことを今確認していかないと、これは将来はやはり稲作単作地域でのこの課題は解決できないのではないかと、このように思うところでもあります。

そういった面で町としても、農業団体からの様々な協力を受けながら、人・農地プランの作成に取り組んできているわけではありますが、なかなか進んでいないと。話し合いをしながらもやはり本音の話し合いになると、なかなかそういった部分が進んでいないというようなことになるわけですので、そういった部分では、将来この三川町全体の農地をどのような形で守っていくかということをやりますまずは理解を得ながら進めていくというのが、これは一つ重要なことではないかと思えます。

それと、農業の場合においては、今までも適地適作という言葉がありました。とりわけ日本海側のこの冬季間が厳しい自然条件の中において、やはり農業で取り組む作物においてもある面においては限定的な部分もありました。そういう中において、園芸あるいは果樹等での転換によっての所得の確保ということも進められてきましたが、いかんせんこの平野部における最大のネック、地下水という問題がやはりなかなか農業における様々な生産現場での支障となる部分があるというようなことから、これらの対策も講じながら、やはりまずは担い手をどう確保していくかということ、やはり農業者からもしっかり受けとめていただいてから、将来の三川町の農業振興のあり方というものを考えていかなければならないと思えます。

将来的な部分からすると、机上ではいくらでも所得や生産販売のシミュレーションは作れます。しかし、なかなかそれは現実的には、様々な面での確保ができないような状況になっているということから、しっかりとしたその辺の経営戦略、今回、若手農業者の方々との意見交換という形で、様々な先進的な取り組みをされている方々の事例紹介を受けながら、今担い手の方々から自らの農業をどうこれから進めようかということ、今本当に真剣に考えていただいていると思えます。そういったことも含めて、町がその部分をしっかりと受けとめ、まずは三川町の美田をしっかりと耕作できる対応というものを進めていながら、や

はりそこには安定した農業所得というものをどう結びつけていくかということになるわけ
ありますので、そういった点についても町もしっかりと担当部署も含めてであります、考
えていかなければならないというように思うところであります。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 町長の熱い農政に対する考えをお聞きできました。瑞穂の郷づく
りにやはり全力を傾注していくというような覚悟もお聞きできたわけでありまして、これ
からどのような形で農家が将来的に持続可能な経営ができるかということ、やはり当局も
議会も必死に議論していかなければならないというように思いますので、よろしくお願ひし
ます。

では、担い手に関する質問でありますけれども、ただいま町長答弁で、やはり若手農家で
あったり新規就農者に関する支援というところも視野に入っているという答弁でありまし
たが、まず認定農業者、令和5年段階で189人ということで、こちらの平均年齢はどのぐら
いなのかというところを一旦お聞きしたいと思ひますし、県の動向ですと大体年単位で6%
ずつ減少しているというようなことも以前の研修でお聞きしました。本町における傾向がもし
分かれば併せてお聞きできればと思ひます。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 認定農業者の平均年齢に関するご質問でございました。平
均年齢は3月末の集計にありますけれども、こちらでは62.4歳ということで捉えておると
ころでございます。また、減少率でございますが、これにつきましては率としては現在捉えて
はございませんけれども、先程町長が申しあげました令和2年、令和4年、令和5年末の数
値以外に、平成30年で214名、ですので2年間で、令和2年末までで14名の減、そして
令和2年から令和3年200名から令和3年が193名ですので、こちらは7名の減、そして令
和3年から令和4年まで193名から189名ですので、4名の減というような数字になってご
ざいます。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 本町においては平均年齢等もまだ現役世代が引っ張っているん
だなというように数字を見て捉えられますし、減少率も6%までにはいっていないのかなど
いうように捉えられております。ですので、今のうちに手を打つべきだということで質問さ
せていただきますけれども、県の水田収益力強化ビジョンによりますと、県の基盤整備率と
いうものが令和2年において77.7%というように高いなというように捉えましたが、
生産性及び収益性の向上というのがそのビジョンの中にもやはり重要とされております。今
年1月に開催されました「みかわの農業のあり方」意見交換会においても、圃場拡大につ
いて複数意見が出されたところでありまして、新農業所得構造改革推進事業として各種事業を展
開しておられますけれども、やはりその中の一部として、この圃場拡大に関する支援を取り
入れてみたらいかかと思われましても、その考えについてお伺ひします。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 本町において実施をしております新農業所得構造改革推

進事業につきましては、県・国で実施をしております大規模農機具、あるいは大規模な区画整理等以外の分についての支援というように捉えております。その意味では、区画整理等の大きな基盤整備、あるいはそれに伴います大型機械の導入等の機械整備の助成につきましては、県及び国の助成について情報提供してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この推進事業におきましては、機械導入と土づくり支援ということで、そういったハードに関する支援が主になるかと思われまます。事業報告書を見ましてもやはりその予算執行、そういった部分からしますと、やはりメニューをさらに工夫すべきではないかなと思ひまして、このメニューの中にそういった圃場拡大、町単独でできる範囲で進めていくという考え方も有効ではないかなと思われまます。県・国の事業を待っていますと機を逸してしまう可能性がありますし、その条件が整ったところから迅速に規模拡大をしていく、圃場拡大をしていくということがやはり大事ではないかなと、収益性の確保には欠かせないことではないかなと思われまますけれども、再度その事業に関して検討されないかどうか、考えをお伺いしたいと思ひます。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘のありましたとおりに新農業所得構造改革推進事業につきまして、これまで瑞穂の郷づくり事業等により機械整備、あるいは園芸施設整備、土づくりの支援ということで実施してまいりました。ただ、ご指摘のありましたとおりに、その展開の仕方については、このような異常気象等の発生する状況の中で、これまでどおりでなく様々なことも考慮すべきではないかというご意見に対しては、まさしくそのとおりにというように考えております。ただ、現時点では圃場整備等大規模な工事等に関するものにつきましては、町での事業実施ということでは想定をしてございませんで、今後有利な補助事業、県・国の補助事業等があれば、そちらの方と連携をして実施できればということで考えているところでございませます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私が想定しているのが大規模な圃場整備ということは考えておりませません。各経営体が集約できる範囲で、例えば2枚の田んぼを1枚にする、3枚にするといったような地権者、耕作者の合意が得られたところから素早くそういった大規模化を進めていくということが重要ではないかと思ひまして提案させていただきました。やはり補助事業を待っていますと、その合意形成も時間がかかりますし、その後の作業というのが時期が限られておりますので、基盤整備といいますか、その大規模化というのが、気象条件であったり、稲刈り後の作業でなければならないといったような気象条件も関わってきますので、やはりコンスタントに小まめにそういった大規模化を粛々と進めていくということが有効になるうと思ひますので、その辺の考え方は検討していただきたいというように思ひます。

農業経営のシミュレーションに関する質問でありますけれども、毎年刻々と補助事業であったり、そういったものが変わってきているこの農政において、どのような事業に取り組

めば、その各々の経営が最適化できるかというところが一番悩ましい状況になっていようかと思えます。担当課の方で丁寧な説明はいただくのですが、やはりそれでも自分の経営に置き換えたときに、なかなかそれが具現化しにくいといったような形で農家からも声をいただいております。ですので、そういった毎年変わるような事業であったり、毎年同じ事業、補助事業、交付事業に関しても、各農家で様々な作業機械であったり圃場の面積が違いますので、各農家でシミュレーションできるような支援というものが、やはり行政としては必要ではないかなと思っておりました。そこまで手を突っ込んだ形での支援、そして担い手を支えていくというような姿勢が大事かと思われませんが、その支援に関して、例えばですが、毎年示される補助事業、あなたの経営に当てはめたらこういう形になるけれども、どのような選択を練るかというようなシミュレーションができるような支援を行政として考えられないものか検討できないものかお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘、ご質問にありました農業者の所得向上に向けての取り組みということでございますけれども、第1点につきましては、先程来申し上げておりますとおり、本町の場合、水稲がメインであるということがございます。その水稲のいわゆる調整作物としての大豆でありますとかネギでありますとか様々な作物がございますが、どの作物が自分の耕作面積、あるいは耕作状況によって所得が上がるかというシミュレーションについては、民間で様々なシミュレーションのソフトと申しますか、これが出ております。その各家庭個人の目標売り上げ、あるいは所得を設定して、現在の耕作面積でありますとか、現在の耕作の作物、あるいは労働力、あるいは持っている機械、その機械の年数がどのくらいの能力があるかというようなことを入力することによって、その様々なデータが見える化になるというようなシミュレーションのソフトがあるようでございます。

この部分につきましては、農業者が事業主として目指すべき各個人の将来的な収入、あるいはその計画、営農計画を組んでいただいて、それに向かって実施をしていただくということになるかと思えます。ただ、町長答弁にもございましたが、自己の経営を判断するにおいては、例えば青色申告でありますとか、現時点での自分の家の状況等もまず把握をして、それでそこから今後どのような形のものを目指すのかというところから始めるのではないかなというように考えております。

その意味では、県の農業技術普及課、あるいはJAでもいわゆる営農相談、あるいは営農計画でのアドバイスというものも実施をしております。そのような機関もぜひご利用いただきたいということで考えておるところでございます。現時点では、特に各個人の営農についてのアドバイスというところまでは町では考えておりませんが、実は昨年、一昨年ですか、農業委員会の農業講演会の中で、その農業経営に強い税理士をお迎えして農業経営、農業判断の仕方というものを企画したことがございました。

これは少し直前で体調の部分もあって流れてしまったんですが、例えば今後ともそのような形で農業者に対する経営の意識というものが向上するような講演会、あるいは研修会等も計画をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 先程来刻々と変化する農業情勢ということでお伝えさせていただいておりますけれども、やはり最先端の情報をお持ちの行政から、このような形で経営シミュレートするとどのような利益が上がるかといったような助言、営農指導までは言いませんが、助言というものが、これから担い手確保にはそこまで手を突っ込んでいかないとなかなか難しいのではないかなと思われまます。そして、そこまで手を突っ込むことによって行政としても何が足りないのか、どういったことが求められているのかというのをより分かりますので、その辺を今後検討していただきたいというように思います。

今後の農政には、農家自身が経営をより明確に判断できるようにし、利益の最適化を図れるよう支援していくということが求められると思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、道路橋梁インフラについて移らせていただきます。MCI 値、現在集積中ではあるかと思ひますけれども、全体の平均値 4.3%というような平均できているかというように思われまます。計画によりますと、平成28年から平成67年までの間の平均値が5.7というように計画をされておりました。予防修繕型の場合でありますけれども、果たして予防修繕の方に業務としては取りかかっているのかどうか。その辺、現状いかなものか1点お伺ひしたいと思ひます。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 道路の補修の関係でございます。議員おっしゃられているとおり、そのMCIの値につきましては、平成28年とそれからその後の検査によって数値が悪くなっているという状態にあるのは確かでございます。現在、令和5年度におきまして改めて調査をしているところでございまして、最新の数値はまだ分かってはおらないのですが、やはり経年の劣化というものは進んでいるところはあるのかなということ考えているところあります。

この補修につきましては、やはりその路線の交通量、それから劣化の状態、また、その必要性等を考慮してという有利な財源等を活用しながら補修をしているところでございまして、その中で随時対応しているところでございます。その修繕等を行ってはいらぬわけでありまますけれども、劣化する速度の方が若干速い部分があるということで、やはり劣化が進んでいる路線が後々発見されるというようなことがありますので、こちらの方につきましてはその状況、それから安全度合い等を考慮して対応してまいりたいと思ひているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 今集計中ということで、それがまとまり次第お伝えいただければと思ひますけれども、その事業に向かう過程の話を2番目で少しさせていただいていたわけでありまますけれども、全国的にインフラの老朽化というのが進展しております。自治体技術系職員の減少が進む中で、インフラが長期にわたり健全性を維持し続けるには限られた人員で適切に維持管理する必要があります。そういった状況を踏まえて、国土交通省では新技術の活用による効率の向上を図っていくことを目的とした自治体技術支援アドバイザーというものによるハンズオン支援事業というものを始めているようであります。今年度モデル事業

として13自治体が手を挙げているようでありますけれども、その事業によりますと、全国的にやはりインフラの老朽化というのは深刻化しており、今後10年間で建設後50年以上経過する施設が加速的に増加する見込みである。一方で、特に小規模な市区町村で人員や予算の不足により、予防保全への転換が不十分であると。それだけでなく、事後保全段階の施設が依然として多数存在して、それらの補修・修繕に着手できていない状況であると国土交通省としては見ているようであります。

国が行ったアンケート調査の結果、点検診断などの業務で新技術等を導入している施設管理者の割合は約4割ということが分かりまして、新技術の導入・検討にあたり障壁となっていることとして、発注に関わる知識を有する技術者不足が約4割と最も多く、技術者育成に課題を抱えている。どこもやはり同じような課題を抱えているのだなというように捉えたわけでありますけれども、例えばモデル自治体の例を挙げますと、青森県では黒石市においては除雪に対する職員が行う業務の効率化。山形市では道路橋梁の管理。また、公園の管理までも新技術の導入により効率化を図るということを検討しているようであります。

大小様々な自治体が手を挙げており、人員不足から来る負担軽減であったり、コスト軽減を図っていくようでありますけれども、やはり今後、この質問には載せておりませんが、公営企業化もされるわけでありまして、かなり人員的にも負担がかかってくるであろうというように思います。こういった外部からの支援であったり、業務提携等は考えられないものか。

また、特任室であったり、係の設置こういったものは考えられないものか。また、人事異動もあることから、やはり業務の負担軽減、効率化というものをどのように考えていくのか。この道路橋梁に関してですが、できない理由が三つあると。予算がない。また手法が煩雑、その他の業務がかなり増加している。また人事異動による知識不足というものもあるようでありました。変わって間もない状態ではなかなか発揮できない。それをまた引き継いでということで、どんどん遅れていくというのが全国的に起こっている事象のようであります。

そういった事象を回避するためにも、やはり品質確保と町長が答弁されたわけでありますけれども、こういった人員の負担軽減、補修・修繕の効率化を図る上でも、やはり特別チームといいますか、そういった対策チームを検討されてはいかがかと思っておりますけれども、再度見解をお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） インフラの整備につきまして、議員おっしゃられるとおり、この整備にあたりましては高度な知見、それから経験等が必要となっているところでございます。町の方におきましてはやはり議員おっしゃられるとおり、人事異動等で人の入れ替わり等があるということで、やはり高度な技術の蓄積というものは難しいところがあったのかなというところはあります。

ただ、そうは申しまして、そのインフラ整備におきまして安全性の確保、こちらの方は確実に図らないといけないということがありますので、そのためにも町といたしましては、その知見を有している業者の支援・協力等を受けながら安全な施設の整備に努めているところでございまして、今後もその方法について適切に対応してまいりたいと考えているところ

でございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） もちろん安全性を担保した上でということではありますが、実例を申し上げますと、熊本県でそういったチームがあるようでありました。業務を行いながら現場力を身につけるといことで、「OJT (On the Job Training)」ということが有効と捉えておられて、直営で橋梁メンテナンス係というものを作って、安全性が確保できる範囲での補修・修繕、橋梁でありますけれども、そこを進めているということでありました。自分たちで設計を行い、やれる範囲で安全性が担保できる範囲で、難しいところはやはり業者をお願いしてというところでもありますけれども、そういった範囲でやはり予算削減にも繋がり、早急な対応をしているということでありましたので、この計画どおりに進めるのであれば、そういった考え方は必要になってこようかと思われま。ぜひ職員負担、また、町民の安全性の担保の上でもこういった特認チームに関しての検討を今後機会があれば進めていただければなというように思います。

続いて、みかわ産業団地についての質問に移らせていただきます。第4期における進捗状況を町長より答弁ありました。コロナ禍における誘致ということ、大変苦勞されたかと思われまけれども、まずは誘致についてどのような手法で誘致を行われたのか。また、8区画中4区画の申し込みがあったということで、誘致段階からコロナ禍を経てどのような影響があったか、まずは一旦お聞きしたいと思いま。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） みかわ産業団地の造成事業を行いながら周知活動も行っているという状況であります。先程町長答弁のように8区画について事前申し込みという手続をとったところではありますが、これまでの周知活動といたしましては、町が率先してというよりは、近隣の市町村における事業者側からの問い合わせがあり、そういった事業者に直接こちらから声をかけているというのが、まず一番メインの活動状況であります。

また、これは業界新聞というところになるんですが、建設山形という業界新聞で、一度、令和5年の2月ごろでしたか、新聞掲載していただきましたので、これも一つの周知方法かと思っております。町及び土地開発公社として、これから本格的な周知活動を行っていく予定はしておりますが、現在設計をしており、区画などまだ明確になっておりませんので、ある程度そちらの方がはっきりした時点で本格的なチラシ、周知、それから新聞等への掲載を図っていきたいというように考えております。

こういった中、新型コロナウイルスに関する影響というところについては特になかったのかなというようには感じているところであります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 少し区画の件で再確認したいと思いまけれども、7.4haをまずは開発するというところでありまして、そのうち工場であったり、そういった社屋に使う予定が5.5haというような形で認識しておりましたが、それもまだこれから詰めるというような考えなのか。また、その5.5haであれば、そのすべてが埋まるような形での申し込みになっ

ているのかどうか説明いただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいま議員が質問されたその具体的な数値につきましては、これまでも議員等との所管課研修などでもお知らせしたかと思いますが、まず概略設計の段階での面積及び区画ということでお知らせしてきたところであります。現在、その現地での測量を終えて、具体的なまず必要となる調整池ですとか、必要な道路、この設計が進まない具体的な区割りができないという段階であります。町側としては、これまで事前申し込みのあった企業の必要な面積等の要望を加味しますと、8区画もしくは7区画になる可能性もありますが、7区画、8区画になるだろうと。そういった中で、合計の分譲面積が約5,500㎡に収まるのではないかと捉えているところでありますので、ご理解をお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 7者か8者で5.5ha まずはすべて埋まるような認識でよかったでしょうか、と理解しております。防災調整池に関してですが、やはり既存の産業団地内の既存の防災調整池の管理に関して町民の方であったり、様々な方面から問い合わせ等あります。やはり統一された管理ではなく、様々な手法で管理されているということで、どれが正しいんだというような形で質問をされることもありますので、町長答弁によりますと、その企業の所管といいますか、所在が企業にあるということであります。町としての管理に関する指導、どのような形で関与できるのか、どのような形で行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） これも町長答弁の繰り返しになる部分がありますが、既存の工業団地の企業におかれましては、オーダーメイド型で進めてきた区画が第2期第3期というようにあります。第1期部分につきましては、既存の用水路、農業用水路等を活用しているというような状況であります。第2期、第3期についてはオーダーメイド型で行ってきたという経緯があります。そのオーダーメイド型の造成を進める上で、設計段階から企業側に完成後の調整池については、敷地内にあることから管理をお願いするというような話し合いをしてきたところであります。

そういった中で調整池につきましては、コンクリート製の池を造っているわけですが、それぞれの企業の敷地の状況、第2期の企業ですと、工場を建てた敷地以外にまだ盛土造成されている部分が多くあると。一方、第3期の事業者につきましては、敷地内すべてを建物及びアスファルトで整備しているというような、その状況の違いがあり、調整池に土砂が入ってくるか入ってこないか、そういった違いが発生しているというように捉えております。

そういったところで、町としましては、適正な調整池の管理、大雨が降った際の下流域への冠水を抑えるための調整池でありますので、そういった調整池を適切に管理していただくよう当初から話し合いを設けていたわけなんです、今ご質問があったように、一部の企

業においては、その調整池からの雑草の管理を簡易にするため、一時期その水を多く湛水していたという状況があり、これではやはり大雨の際の調整機能が損なわれるだろうというところで、町としても今年、以前から何回か指導はしてきたところでありますが、今年度改めて指導したところ、夏以降ですか、8月、9月くらいから調整池の方が適正に管理されているというように認識しておりますので、今後も引き続き調整池の状況を確認しながら、適正な指導はしていきたいというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ適正な管理の指導をよろしくお願ひしたいと思います。今後開発予定地内での調整池に関してですけれども、やはりどのような形になるかまだ分からないという段階ではありますが、できれば人を寄せ付けないような施設ではなく、人が集えるような活用できるような施設というのやはり並行して検討していただけないものかなというように思われます。中学生からはバスケットコートが欲しいであるとか、そういった要望も出ておりますので、大人がそういった機会に叶えていくということも魅力あるまちづくりになるかと思われますので、そういった意見を聞きながら、例えばドッグランですとか様々なアイデアが出そうですけれども、意見を聞く場等も設けて、どのような活用ができるか検討していただきたいというように思います。

すみません、最後になります。半導体誘致の件で、少し町議会でお話をするのも大きな話かと思って省かれるかなと思って、今回遠慮がちに少し項目として入れさせていただいたんですが、やはり企業誘致というものは庄内の人口減少に歯止めをかけるには重要な事項だと思いますので、三川町からでもできることをという思いで今回入れさせていただきました。

そこで町長に最後にお伺ひしたいと思います。やはり今機運が高まっていないという町長答弁がありました。九州においては、シリコンアイランドと言われるように半導体事業者がかなり多く集積しているということから、今回コンソーシアムの立ち上げが実現になったようであります。宮城県大衡村においてもそういった半導体が来るということで、やはり知事レベルでないとなかなか誘致にたどり着かないと思われませんが、庄内開発協議会等を通して要望事項に挙げて、庄内全域で機運を作っていくということがやはり行政としてもできることではないかなと思われそうですが、そういった機運づくり、三川町だけではなく庄内全体でそういった企業を誘致できるような仕組み、それに関する町長の考えを最後にお伺ひしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） これからの産業界における最も先進的なこの取り組みの中における重要性というか、これはまさに半導体だということは私も同じく認識しているところであります。最近ですと、先程ありました大衡村ということで、自動車産業がもう誘致をされているということから、宮城県知事が半導体の企業を誘致したということで、もう自信満々の笑みを浮かべた新聞報道を見たときに、やはりある面においては、企業側から選ばれる地域ということもあるのではないかということ、半分僻みも含めてなんですけど、思うこともあります。

とりわけ熊本県というのは、なぜあのような半導体事業が進出するかといえば、まさに自動車メーカーがあるからというように、その自動車メーカーの誘致する進出するという条件においては、やはり港があり、物流がしっかりしているというように条件にあるというようにものであります。

そういった面も含めて、庄内地域が一日も早く、この物流のルートがしっかりとしたルートを確認しながら、酒田港もあるわけでありますので、そういった部分での他の産業とのやはり連携ということを進めながらいかなければならないというように思います。佐久間議員が言われるように、庄内開発協議会でやはりこれからの誘致の一番に挙げていかなければならないということを私も改めて感じたところでありますので、今後機会があったときに、そういうような庄内全体での企業誘致というようにことで発言をしたいと、このように思うところであります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

1. 町民体育館の照明について	1. 町民体育館の照明が暗いと言う声がありますが、町の見解を伺う。 2. 電気代や明るさ・色の見え具合を考えるとLEDに交換した方が良いと思うが、町の考えを伺う。
2. 町道の維持管理について	1. 町道の側溝清掃は各町内会で行っている現状だが、町支援の考えを伺う。 2. 町道の傷みが多く見かけられるようになり、危険個所の指摘も町民から寄せられる。迅速な対応と職員の仕事軽減の為にITを活用した町民との情報共有システムが有効と思われるが、町の考えを伺う。
3. 地域公共交通に対する町の対応について	1. 本町にあるバス停留所には、屋根付きや看板だけの場所等様々ある。利用者が利用しやすくするように町が整備すべきと考えるが、考えを伺う。 2. 国は今、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ「ライドシェア」を地域交通問題の解決策の一つの

令和5年第6回三川町議会定例会において通告に従い一般質問します。

質問事項1、町民体育館の照明について。

町民体育館の照明が暗いと言う声がありますが、町の見解を伺います。

電気代や明るさ・色の見え具合を考えるとLEDに交換した方が良いと思いますが、町の考えを伺います。

次に、町道の維持管理について伺います。

町道の側溝清掃は各町内会で行っている現状ですが、町支援の考えを伺います。

町道の傷みが多く見かけられるようになり、危険箇所の指摘も町民から寄せられます。迅速な対応と職員の仕事軽減のためにもITを活用した町民との情報共有システムが有効と思われませんが、町の考えを伺います。

最後に、地域公共交通に対する町の対応について伺います。

本町にあるバス停留所には、屋根付きや看板だけの場所等様々あります。利用者が利用しやすくするように町が整備するべきと考えますが、考えを伺います。

国は今、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ「ライドシェア」を地域交通問題の解決策の一つの方法だと考えているようですが、町の認識と対応を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の町民体育館の照明に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の町道の維持管理について、1点目の町道の側溝清掃に対する支援に関するご質問であります。町内会内にある側溝の清掃につきましては、自助、共助の取り組みとして、町内会をはじめとする住民の皆さまから協力をいただいているところであります。その清掃に対する町の支援といたしましては、側溝の蓋上げ機の貸し出しを行っているところであります。側溝幅が広い、または深いなど作業時の危険性が高く、町内会での作業が困難な箇所については、個別に相談に応じているところであります。

2点目の道路損傷等のITを活用した情報共有システムに関するご質問であります。町道の損傷や危険箇所については、電話による連絡に加え、連絡先等を町ホームページやLINEにも掲載しているところであります。ITを活用した道路損傷箇所の情報を共有するシステムについては、国、県、大都市などで導入されているところであります。本町においては、道路パトロールによる把握とともに、町内会や郵便局等との密接な連絡体制などにより、損傷箇所の把握ができていることから、今後とも現在の連絡方法を継続してまいる考えであります。

質問事項3の地域公共交通につきまして、1点目のバス停留所に関するご質問であります。バス停留所につきましては原則としてバス運行事業者が設置管理しており、屋根等のあ

る待合所につきましては、地域の実情により自治体または地元団体、住民等が設置している状況であります。町内にあるバス待合所7ヵ所につきましては、利用者が多くいると思われる箇所を選定して設置された経過があり、一部、民間施設を利用している箇所を除き、多くは町が設置しているものであります。しかしながら、以前よりバス利用者数が減少している状況にあるため、現時点において新たな待合所の設置は考えていないところであります。

次に、2点目のライドシェアに関するご質問であります。全国の自治体で生じている地域交通の担い手不足や移動手段の不足といった課題を解決する方法として、政府が検討しているライドシェア制度があります。海外ではライドシェアが普及している国や地域があるものの、日本国内においては、安全な運行管理ができるかどうかや、タクシー業界との共存が可能かどうかなどの課題があることから、国のライドシェア制度の内容を確認した上で、町としての対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の町民体育館の照明に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

町のスポーツ振興及び健康増進における拠点施設として昭和56年に建設された町民体育館は、多くの町民の皆さまよりご利用いただいていたところでありますが、アリーナ部分の照明については、建設当時から水銀灯を使用し、スポーツを行う上での照度については、現在においても一定の基準を充たしているところであります。

一方で、電球交換の頻度や電気料金の高騰等を踏まえ、照明のLED化は必要不可欠であると考えておりますが、現時点においては、今後の町民体育館改修工事の中に照明のLED化工事を組み込むよう検討しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは、初めに体育館の照明について質問させていただきます。

今、教育長の答弁では、水銀灯を使用して明るさの基準は満たしているというような答弁でありましたけれども、この基準というのは体育館としての基準ということで、何か指数というものはお持ちなのでしょうか。私自身は暗いというように感じているんですけれども、基準を満たしているというような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 体育館の照明の基準ということでございましたが、日本産業規格、JISでの基準といたしまして、一般の体育館ですと300Lxという照度が基準というようになっております。その他にはギャラリー等がもっと大きな施設であったり、オリンピック等を開催する施設になりますと、さらに照度が上がっていくわけなんです、基本の一般体育館の基準といたしまして300Lx、本町の体育館の照度としては395Lxというようになっておりますので、設計上におきましては照度を満たしているものというように認識

しております。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 設計上は満たしているというような、明るさだけで言えば確かに、あそこに入ってボールが見えないわけではないので見えますけれども、やはりその明るさの中には、今の質問でも言いましたけれども、色の見え具合というのがあります。演色性というようなところで、中に入ると、写真などを撮ると全部緑になって映るというようなところで、本当にこの体育館として、トンネルやそういうところであれば別に色合いは関係なく物がどこに何があるか分かればよいというところで基準は低いのですけれども、この演色性という指数があって、水銀灯の場合は40以下と、100が太陽光の光で一番自然の色合いというようになっております。それで見ますと、普通の工場とかトンネルとかであれば40前後でいいというような指数でありますけれども、オフィス、学校であれば70、それからレストランやそういうごはんを食べるようなところであれば85、あと色を扱う印刷場とか美術館、そういうところは90以上というような演色性が求められていますけれども、この水銀灯にはその演色性という部分は欠けております。町民体育館、ボールやそういうものが映ればいいというものではなくて、文化祭の折には中に様々な展示品を飾ったりしておりますので、演色性という面から見たら足りていないのではないかなというように思いますけれども、その辺の見解を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 確かに現在の町民体育館につきまして、先程は照度だけで見た場合は一定の基準を満たしているというように答弁を申し上げましたけれども、やはりみかわ秋まつりの展示であったり、スポーツでもその大きなボールを扱うような競技等、また卓球とか小さなボールを扱う競技等様々ございますので、その種目によって少し見えづらいというのが実態としては感じているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 当局も感じているというような答弁でありましたけれども、それでは、その改善に努めなければいけないのではないかなと、そういうような不便を感じているのであればとは思いますが、町の総合計画施設を見ると、アスレナの花は、ここには八つありますけれども、町民体育館は外壁修理というところはありますけれども、照明というものは載っていませんので、これも近々に直していかなければいけないものかなというように思いますけれども、この辺、今後検討するというような話でありましたけれども、この改修にかけて考えていくか、もう一度お伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 先程の答弁にもございましたけれども、やはり照明のLED化というようなことも検討しなければならないなということは、以前から考えていたところでございます。町の総合管理計画の中には、外壁等の修繕ということで、令和10年からの工事着工というような計画が載っているところでございますけれども、やはりこの照明の暗さという部分も、個々のご指摘もありましたし、さらには昨今のLED化にだんだん移行してきて

いる状況下でもありますので、その辺についてはどの時点で工事として町の方で組み込むことができるか、まだはっきりとしていないところがございますけれども、今後検討してまいりたいというようには考えております

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 今まで一般質問で今後検討すると言ってなかなか実現した記憶がないものですから、もう一度お聞きしますけれども、やはりこの町民に対して、使用者に対して照明使用料もいただいています。全面で1,000円、1/2の500円、1/4の250円ということで、使用料の面からも電気代が高ければそれなりに使用料は多くいただかなければいけないというように思いますけれども、これはLED化にしたら使用料ももっと抑えられるし、利用環境も良くなるということが考えられますので、いつまでどう行うのかお示しをいただければというように思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 町民体育館の方の状況において、今現在のLED化も当然必要なことというようには認識しておりますけれども、その他にも修繕箇所であったり、喫緊に対応しなければならない部分的な修繕等もかなり発生している状況があるものですから、そちらの優先度というものも検討しながら対応していかなければならないというように思います。まず、この場でいつの段階でということは明言できないのですが、LED化等につきましては将来的に必要不可欠であるというように認識しておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 体育館に行くと上の方に少し窓があって、ほとんど日中、自分どんなもんかなと思って見に行っただけですけども、やはり日中でも少し暗いというところで日中から電気を点けて使用されているようでした。今いつまでとは言えないということでありましたけれども、近々に行うべきかなというように思いますので、十分検討していただければというように思います。

次に、町道の維持管理について伺います。側溝の清掃に関しては、自助共助というところで各自治体、町内会に受益者負担というような観念もあると思います。やはり使っている人がきれいにしていくというようなことで、重々理解はしているんですけども、先日、私の町内会でも泥が溜まってものすごく困って、自治体で行いましたけれども、その際に町内会長がこれは町で補助はあるのではないかと言うから聞いてくださいねと、言ったら返ってきたのが何もないと、この補助というか手当が。今蓋上げ機械とか個別によって危険なところは応じるというようにありましたけれども、今まで蓋上げ機械の利用実績、また泥とか最近、ここ1、2年の町が実際に補助した実例はどんなものか教えてください。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 側溝の清掃についての関係でございます。蓋上げ機械、いわゆるコンプターと言われる器具ですけども、役場の駐車場の方に備え付けておまして、申し出があれば貸すという形をとっておるところでございます。近年、今年と昨年度につき

ましては、泥のたまり方が少なかったのか、町内会からの申し出はなかったのですが、その前については貸していただきたいということで年に数カ所の町内会の方から申し出があって取りに来ていただいたという実績がございます。

また、町内会の実態に合わせて危険な箇所、それから大変な場所については相談に応じるということで対応しているところでございまして、やはりかなり深い場所については町の方で対応した箇所がございます。ただ、個人のお宅の前というよりは堰、以前の堰を固めたような大きな部分ということでありまして、やはり町内会の皆さんの作業が危険だということで業者の方に発注をしたところであります。

また、泥の処理につきましては、各町内会でその泥の処理の仕方、皆さんの中で申し合わせがあるということで、自分の屋敷に戻す町内会もあれば、公民館の一角に捨てていいよということで行っている町内会、様々そのやり方はあるようです。その観点で、町の方でこうしてくださいということで限定しているわけではないんですけれども、その処理については各々に任せているところであります。

ただ、振興住宅街、城下ですとか袖東ですとか、田んぼそれから土の部分がないような町内会については捨てる場所がないので困ったということで相談を受けまして協力することにはございますけれども、一般の農村集落であるような、土の部分があるような町内会については、各々に対応をお願いしているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） その泥ですが、この間うちの方の町内会でやったら2 t ダンプで2台くらい、本当にもうびっちり詰まっています町内でどこにやるかと、とりあえず村のみんなの場所に置くということになりましたけれども、その辺の捨てる場所は相談に乗るのでしょうか。それと、蓋上げ機械、どんな程度なのか。実際に自分は見えてはいませんが、やはりその機械でないとどうしても、その機械というか重機関係の本当のエンジンのついたものでないと上がらないような蓋もあろうかなと思います。そのものでほとんど対応できるのでしょうか。個別の話をして申し訳ないんですけれども、私の町内会に200 mくらいずっと側溝かかっている町道があります。堤防の近くなんですけれども、あそこを全部上げるなんてというのはとてもでないけれども大変なんです、その辺、もし機械を町の方で様々準備してくれるのか。上げるまで補助してくれるのか、その辺の相談というのはできるのでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） その泥の置き場所についてでありますけれども、現在のところ各町内会の方をお願いしているということでございまして、町の方で特定の場所、捨てられる場所を確保しているという状態ではございません。そのような話があったということでお話をお伺いしまして、どのような方法ができるか少し考えさせていただければと思います。

また、側溝の蓋上げについてでありますけれども、役場の方で貸している蓋上げ機械については、30・30ですとかあまり大きくない側溝の蓋上げを人力で上げるようなものになりま

す。やはり町内会の中にある人間の力では上げられないような箇所につきましては、その施設がどのようなものか。農業用施設であれば農業用施設という形で対応していただくこともございますし、その施設もどのようなものなのか確認をした上で、町内会の方で対応が困難だという場合であれば相談に応じるということで対応しているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 個々に様々あるかと思えますけれども、この間うちの方の町内会長が行ったら何もないと言われたので、個々に相談に乗っているかなと少し疑問には持ちましたけれども、対応の方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町道の傷みを発見するのに、電話とか LINE を使っているというところで、それも自分勉強不足で知りませんでした。やはり町の危険箇所というのは、今道路の構造的なものであれば建設環境課、また、カーブミラーや白線等、そういう安全施設であれば総務課、あと場合によっては、小学生の通学路で様々な問題が起きたときには教育委員会が各々パトロールしているというように思われますけれども、この辺は二つあった場合、たまたまなんですけれども、この間はそれは建設環境課だよ、それは総務課だよというようにして、2カ所に行って対応してもらった経緯があります。この辺、一元で、町の情報を共有というところで、町が一本で、様々な町の状況を役場に伝えるような方法、システムというものがあつたらもっと便利なのかなというように思いますが、この辺の対応は考えているのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 道路の破損、それから危険箇所等の通報でございます。先程町長答弁にもございましたとおり、電話それから窓口での役場での直接の対面でのお話、それから LINE、ホームページでの連絡先の公開という形で対応しているわけでございますけれども、やはり町民、役場、現在本町の場合はかなり近い関係性があるということで、気軽にお声がけいただいているところでもあります。担当課といたしましても、情報が入り次第対応するという心掛けておるところでありますし、他の課の情報が入った際には早急に繋ぐということで対応しているところでもあります。やはり一元化ということではありますけれども、役場の中で各々の課、連携、連絡等を十分にとってはあるところでもありますので、タイムラグ、時間差的なものはあまりないような形で対応していかないといけないのかなということで考えているところでもあります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 実際に現状として電話や LINE、あと、町内会長からの情報、町民からの情報、あとパトロールもされているんでしょうから、実際に発見、一番パトロールで見つけて直しているのが多いのか。町内会からの町民からの指摘を受けて補修しているのが多いのか。現状はどうか教えてください。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 現状ということでございます。具体的な数字的なものは、現在持ち合わせというものはないところではありますが、舗装の剥がれ、小さな穴等の発生に

については道路パトロール等で発見される場合が多いものかということで捉えております。ただ、側溝の周辺の土砂が流れたですとか路肩が壊れているというような少し大きなものにつきましては、やはり通報の方が多いのかなというところでございます。また、通報につきましても、町内会長を通しての連絡というものが、やはり住民の直接よりも町内会長を通してのお話が多いのかなということで、現在見ているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） LINEは何か今の話だとなかったように聞こえますけれども、先程の一般質問にあったとおり、土地改良区に今まで農道を管理したのが、今度からは各自自治体組織、多面的機能支払交付金の団体に任せているというような話でありました。この農道というのは農業委員会なのか、それとも建設環境課なのか。そういう先程もあったんですけれども、だいぶ農道が傷んできているというようなところで、これは町の建設環境課が調べているのか農業委員会が行っているのか。傷み具合というのは、これはどちらなんでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 農道の修繕・点検等に関するご質問でございました。先程もご答弁申し上げたところでございますが、町の農道管理になっております部分が町の農道ということになってございます。このうち、多面的機能支払交付金の団体エリアの中にあつて、多面的の団体で管理するよという部分については多面的で管理すると。その団体に所属をしていない地域については町の方で修繕を行うという形になっています。点検等につきましては、多面的の団体につきましては、その自分たちで状態の管理を行うと。それ以外の団体につきましては、隣の生産団体、あるいは町内会より町の方に状況の報告があるという形でございます。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） やはりこれも町内会を通して様々情報が上がってくるというようなことがありました。町内会にすべてアクセスできる町民はどちらかということそんなに多くはないのではないかなと。普通に生活されている方は、直接町にこうだよと、ここら辺危ないよというのを集めた方がよりの確で迅速かなというように考えていますけれども、そういう意味で、千葉県の「ちばレポ」は、そのまま利用できるかは疑問だとは思いますが、何らかのLINEも含めて、町民へそういうシステムで情報提供をもらおうと。貰った情報に関しては貰いっぱなしではなくて、やはり返して、その対応もこうしましたというような報告があれば町民も感心して、様々な状況、それだけではなくて、もっと別の困りごとの相談もあるかもしれません。

そういう意味で、皆さんに目を配った幅の広い町政運営ができるかなというようなことも思いますので、この辺、ITを活用した町民との情報共有というところのシステムを考えてみたらどうかなというように思っていますけれども、見解をお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 町民等からの情報の提供の窓口、手法ということでございました。先程町内会長等が主だという話はさせていただいたんですけれども、町民それから

町民外の通りすがりの方からの通報というものをないというわけではございません。その方たちはやはりホームページ、それからLINE、電話番号、それからメール等の連絡先を見て通報していただいているというのがございます。ただ、件数的には現在のところあまり多くないんですが、やはり活用はしていただいているのかなというところでございます。

また、町のホームページにおきまして、この道路情報に限らず、町に対する情報、様々な情報を提言する、連絡していただくような形での周知もしているところがございますので、皆さまの方からホームページの方をぜひご覧になっていただき、活用をお願いしていきたいなということで考えているところがございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 続きまして、地域公共交通に対する質問を行います。まず初めにバス停でありますけれども、このバス停の維持管理というのは、先程の答弁だとバスを運営している会社が行っているというようにお聞きしましたけれども、バス停を置くのはそうなんでしょうけれども、屋根をつけたり、看板を立てたりするというのはやはりバス会社が所有しているのでしょうか、それとも町が所有しているものなのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程の町長答弁の繰り返しになりますが、バス停、いわゆるポールがあり、そのバス停の名称が表示されているもの。このバス停につきましては、事業者である庄内交通が設置しております。そのバス停に付随して設置してある待合所、こちらにつきましては、先程も申し上げたように、ほとんどが町が設置して管理しているものであります。一部、民間施設を借りているところもあります。例えば、イオン、それから押切のバス停留所、成沢カメラが入っている建物になりますが、そういったものは民間のものを借りているという状況であります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） そこで利用者の頻度を考えていくというような話でありましたけれども、これ鶏が先か卵が先かみたいなもので、やはり不便であれば利用しないし、利用しなければ設置しないというようなことになってくるかというように思います。まして、今日みたいに天気の悪い日、バスで帰ってくるには、降りればすぐお家の人を呼んだり、様々して帰っていくシーンは見ましたけれども、バスが来るまでの待っているのが、この間、天気の悪い日に朝早く様々パトロールして見て回ったんですけれども、やはり年配の方は傘なんかは差していられませんでしたね。アノラックを着てバス停で寒空の中で待っているというような状況でありました。大都会、都会であれば、様々な建物があって、それでどこかの影か何かで隠れてバスが来るのを待っているということも可能かというように思いますけれども、本町の場合、道路の風吹く中で待っているというのが本当に現実的にこれはいいのかなというように考えています。

財政に限りがあるのは分かりますけれども、逐一ある程度見て、屋根付きの停留所を町で整備していくべきかなというように思いますけれども、その辺もう一度見解をお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 現在町内にあるバスの待合所については、建物形状になっているのは、押切のバス停所は建物形状になっておりますが、それ以外、役場前、それから田田前、いろり火の里の停留所につきましては、屋根と3方を囲われた停留待合所という形式になっております。屋根はあるのですが、その前面の部分が開いておりますので、確かに風雨が厳しい条件のときには濡れる可能性も多いわけであります。この辺につきまして、バスの運行をしております庄内交通に確認したところ、やはり運転手がある程度確認できるような待合所でないと設置するのには運行上ふさわしくないというような意見もありました。

そういった中で、現在設置はしてある形に落ちついたというようには考えておりますが、町の方としても現在のデマンドタクシーが町外運行できないという状況にあっては、その現在の路線バスとの連携をうまくしなければならぬという課題を持っております。そういったときに、やはり待合所というのが非常に重要になるというようには捉えております。

そういったところで、バス事業者の方と以前お話をした経緯があるんですが、既存の町の施設をバスの待合所というようなことが可能かどうかお問い合わせをした際、イオンのバス停が現在そのような形になっているわけですが、やはりしっかりとバスが通れるようなルートが決められれば可能ではないかというようなことは言われました。そういったことを考えますと、町の三川町公民館辺りについては、道路から町の敷地内に一旦入ってくることはなりますが、高齢者が待合するのには可能な場所かなというようには思っております。

今後、その辺を事業者と丁寧な調整を図りながら対応できるかどうかとも検討していきたいと思いますが、そのようなことは町の方も考えていきたいというように考えております。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 大体考えていることは一緒かなというように思います。私が見たのは、押切のバス停、あそこでおばあちゃんとおじいちゃんが二人いました。あそこは隠れる場所がないので、バス停の場所を移動するか、あの辺に何か影になるものを造っていただくか何か、そういうことで利便性を図りながら対応していただきたいなというように思っています。

次に最後ですけれども、ライドシェアですね。これは今、国会で議論中でありまして、どうなるかまだ分からないというような状況にあります。ただいまの答弁には、安全面、タクシー事業者との調整というようなことがありましたけれども、これはタクシー事業者と協議するとうまくいきません。というのは前、福岡県の方で一旦特区というところで行ったんですけれども、半年経たない間に事業者からの反対でもうなくなってしまったというような経緯があります。この辺、町としてどうなんですか。これは考えていかなければいけない問題ではないかなというように思います。

先程もありましたけれども、三川町の行政評価調書というのを見ますと、令和4年度、令和2年度、令和3年度は全部一緒です。87番、地域公共交通推進事業、概ね達成できている。本当ですかね。今後の方向性、一層の拡充が必要。これは3年間。その前は調べる必要もない。所見、デマンドタクシーの運行については、路線定期運行バスの今後の状況を注視しつつ、運行事業者と調整しながら町外運行の実現など利用者の目線に立った拡充を検討す

る必要があると、3年間コピペですね。全然進歩していません。この辺、町としてどんな状況でいつまでというか、この状況をどのように考えているか。まず所見をお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 議員からライドシェアに対する質問があったわけではありますが、ただいまありましたように地域公共交通という位置付けの中において、その事業者からすれば、この制度というのはもうすべてハイヤータクシー業界の協会は反対ということを表示されております。ただ、先日、河野デジタル担当大臣と全国の市町村長が夜間意見交換する機会がありました。その場の中での一番最初の発言が、ライドシェアについては歩行者の移動の権利をきちんと担保することが一番重要なんだということで、国がかなり踏み込んだ今後のDXの推進を図るといようなことの発言があったものですから、そういった部分からすると、やはりライドシェアについても様々な課題がありながらも、やはり国が法制化になれば、これは地方ではそれに沿った形での対応をしていかなければならないということになるのかなというように感じました。

また、そういう中においても、様々な各市町村からの課題についても発言がありましたので、そこについては担当課長の方から今後町としてのライドシェアは、本来は国の動向を注視するというのが町の対応の仕方なんですけれども、担当課長の方から、またその部分についての考え方も説明をさせていただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ライドシェアの前にただいま議員からご質問がありました、その地域公共交通としてのデマンドタクシーの件であります、このデマンドタクシーにつきましては、地元の交通事業者、路線バス、それからタクシー事業者、こちらの調整が整った上で町が実施しているものであります。やはり国の方としましても、こういった公共交通事業者、路線バス、タクシーについては、地域の移動の手段として守っていかなければならないという立場がありますので、そういった事業者からの了解なしには、やはり新たな路線追加ですとか町外運行ということにはできないということをご理解願いたいと思います。

そういった意味で、その路線バスがまだ現在も運行されているので、町としての事業評価は変わらないというところでもあります。ただ、今年度、来年度に向けて国から路線バス事業者に補助金が入っているわけですが、その期限が来るはずですので、その時点で路線バスが継続されるのかされないのか、その状況を見て、町のデマンドタクシーの運行について再度見直す必要があるというようには捉えております。

そうした中でのこのライドシェアという部分ではありますが、今町長が言ったように国の方としては、その交通弱者である住民の目線を中心に考えるというところではありますが、やはり一方、そのマスコミ報道を見ますと、地元の鶴岡市、酒田市のタクシー事業者もライドシェアには反対だという意見がすでに出ております。そういったやはり課題があるというところは、町の対応のみでは対処しきれませんので、国の制度を見た上でどのように対応していけるのか精査をしていきたいというように考えおります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） まさしく言ったとおりで、やはりそのネックとなるのが既存の事業者というところでもあります。この評価の中身もありますけれども、利用者目線に立った拡充を検討ということで、法律的に今の事業者を無視してはできないという法律の建て付けになっていますので、仕方はありませんけれども、やはり所見にあるように利用者の目線に立ったというところを重く受けとめて、様々アイデアを出して行ってもらいたいなというように思います。

そこで、新聞等見ますと各自治体様々行っているようであります。11月28日には利府乗り合いワゴンバスで楽々、AI活用、町が実証運行だとか、最後は言いませぬけれども、12月1日は仙台秋保乗り合いタクシーだとか、来年4月本格運行、西川町住民助け合い生かすとか、様々各自治体がその中で今の法律の中でも試行錯誤、アイデアを出して何とかしようというような努力があるようであります。本町としても、町自体にはタクシー業者はなく、我々は鶴岡市、酒田市に行くには大変不便を感じているわけでありますので、今現在町ができるようなこと、これを行うことによって、近隣市町がやはり垣根を越えた庄内は一つで地域交通の問題を解決していくというような機運になってくるのかなというように思います。

ぜひ、ここ町長にもう1回お伺いしますけれども、この辺で少し国の意向、ライドシェアになればたぶん業界の垣根はなくなるのかなと自分は考えておりますけれども、それが今議論されていますのでなるかならないかは分かりませぬけれども、やはりそれに向けた町としての準備なり、できる範囲での試行錯誤、アイデアを出しながら、住民の公共交通に関して何か一歩、一手を打っていくべきかなというように思いますけれども、町長の考えをお伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 地域公共交通については、県内でも様々と行政界を超えた広域運行しているという実例もあるというようなことであります。ただし、その事業者が単独で事業運営をされているという事情もあるようでありますので、この庄内においてはやはり課題もありながら、町野議員が言われるように広域でその取り組みを行っていかねばならないということは、県にもこれは話をさせていただいておりますので、今後国の動きを注視しながら進めてまいりたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 以上で質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 4時32分）

令和5年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年12月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長
加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長	中 條 一 之 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 兼 文 化 交 流 館 長 併 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒 田 浩 議 会 事 務 局 長 飯 鉢 凜 書 記
渡 部 貴 裕 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 12月8日(金) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 1名

日程第 2 議第60号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 3 議第61号 三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第62号 三川町下水道事業の設置等に関する条例の設定について

日程第 5 議第63号 三川町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

日程第 6 選挙第3号 三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

○ 閉 会

○議 長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員）

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 子育て世代の負担軽減と
子育て環境について | 1. 障害のある子どもや発達に特性のある子どもが利用できる
放課後等デイサービスの設置についての考えを伺う。

2. 学校給食での地元食材の活用状況を伺う。

3. 学校給食費の無償化に取り組んでいる自治体が増えている
なか、子育て支援策としての給食費無償化への考えを伺う。 |
| 2. 高齢者福祉について | 1. 三川町高齢者保健福祉計画及び三川町介護保険事業計画の
第9期計画策定に向けてのスケジュールを伺う。

2. 第8期計画の中の高齢者保健福祉サービス等の現状と課題
における地域支援事業の評価を伺う。

3. 特別障害者手当の支給状況を伺う。 |

本定例会において、通告に従い一般質問いたします。

質問事項1、子育て世代の負担軽減と子育て環境について。

障害のある子どもや発達に特性のある子どもが利用できる放課後等デイサービスの設置
についての考えを伺います。

学校給食での地元食材の活用状況を伺います。

学校給食費の無償化に取り組んでいる自治体が増えている中、子育て支援策としての給食
費無償化への考えを伺います。

質問事項2、高齢者福祉について。

三川町高齢者保健福祉計画及び三川町介護保険事業計画の第9期計画策定に向けてのス
ケジュールを伺います。

第8期計画の中の高齢者保健福祉サービス等の現状と課題における地域支援事業の評価
を伺います。

特別障害者手当の支給状況を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の2点目及び3点目の学校給食に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の子育て世代の負担軽減等について、1点目の放課後等デイサービス事業所の設置に関するご質問であります。放課後等デイサービス事業は、障害のある児童の健全育成と自立支援に重要な役割を果たしているものであり、本町においては、子どもの個性や生活環境を尊重し、近隣施設と連携を図り取り組んでいるところであります。

質問事項2の高齢者福祉について、1点目の三川町高齢者保健福祉計画等第9期計画策定に向けてのスケジュールに関するご質問であります。今年度は計画委員会を4回開催し、成案をまとめることとしております。また、1月には議会全員協議会でその内容の説明を行い、以降、パブリックコメントを実施するとともに、3月議会定例会に介護保険料を主な内容とする介護保険条例の一部改正を上程することとしております。

次に、2点目の第8期計画におけるサービス等の現状と地域支援事業の評価に関するご質問であります。団塊の世代が後期高齢者となりサービス利用の増加が見込まれたものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から事業を縮小、中止せざるを得ない状況にあったことから、通所型サービス利用者や研修会の参加者の減少とともに、要支援者の減少により、介護予防・生活支援サービス事業の利用が大幅に減少しております。一方、地域支援事業は特にボランティア団体が運営する住民主体の通いの場「よれちや家」の誕生、自立体力検定の拡充、社会福祉センターにおけるボランティア拠点の整備など、町民の課題やニーズに応じた事業を展開しており、高齢者の介護予防・日常生活支援の促進に繋がっているものと評価しているところであります。

次に3点目の特別障害者手当の支給状況に関するご質問であります。特別障害者手当の支給は原則として年4回、3ヵ月分が支給され、令和5年11月現在、支給額は月額2万7,980円であり、本町では7名の方に支給されております。

以上、答弁いたします。

○議 長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の子育て世代の負担軽減と子育て環境について、2点目の学校給食への地元食材の活用に関するご質問であります。本町の学校給食の食材については、子どもたちの食育や地域農業に対する理解、そして地産地消を推進するなどの観点から、できる限り地元食材の活用を推進しております。具体的には、米は県の学校給食会を通じてすべて三川町産米が納品されており、町内の「有機つや姫」生産者や物産館マイゲルの方々のお話をお聞きする機会などを設けながら、地元のおいしい食材の魅力を子どもたちに直接伝えていただいているところであります。また、野菜は地元業者にできる限り納入をお願いし、「ふるさと給食」として郷土料理を取り入れるなど、ふるさとの味の伝承にも努めております。

次に、3点目の学校給食費の無償化に関するご質問であります。全国の自治体の中では、子育て支援策の一環として学校給食費の無償化に取り組んでいる自治体があることは承知い

たしております。本町でも昨今の物価高騰に対する負担軽減策として、学校給食費の一部を補助しているところであります。今後ともその時々課題に応じた子育て支援策を総合的に実施してまいりたいと考えていることから、現時点での学校給食費の無償化については考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 放課後デイサービスについて伺います。「発達障害の人などを不当クレーム扱い」、これは10月15日号のしんぶん赤旗日曜版のスcoop記事の見出しです。国土交通省の職員らを対象とした研修で、障害者などについて差別的な内容が書かれた資料が配布されていた。研修の目的は行政相談に対応するためとなっており、対応が困難と思われるクレームのタイプは軽度の人格障害、パラノイア、発達障害、アスペルガーなどと特定の病名や障害名を挙げて不当クレームなどの問題行動と結び付けるといった差別を助長する内容のものであったと載っておりました。この記事を読んで、日本の障害者を含む生活弱者に対する政策の貧弱さのその背景には、このような差別的な思考があるのではと感じてしまったところです。遅れている国の政策の中においても、地方の自治体の中では独自の施策を進めているところもあり、本町でも拡充に向けての取り組みは見られますし、それをさらに進めていただきたいとの思いであります。

その中で、放課後等デイサービス、障害児の学童保育とも呼ばれていて、放課後デイと略されて呼ばれることもあるようです。この放課後デイを三川町に作れないかという声が寄せられております。「鶴岡市にある放課後デイを利用していますが、送迎しなくてはならず、仕事をしながら本当に大変です。町として作れないのか。また、子どもの送迎はできないものか、支援の手を伸ばしてはいただけないものか」という声です。以前、町にもお話したとのことでしたが、このような声に対してどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 放課後等デイサービス事業は、児童福祉法、児童発達支援法に基づく障害児通所支援事業の一つであり、法人格を持たずに開設することはできないということになっておりますので、町が主になって設置するということはできないことになっております。

また、他の要件として設置する事業所の基準が適法であること、人的要件を満たしていることなどが挙げられます。中でも人的要件として設置基準のハードルが高くて、例えば指導員または保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員の配置などが必須であり、また重症心身障害児に対してもこのサービスを行う場合は、さらに嘱託医、看護師の配置など、医療的ケア等の体制を整える必要があるものと認識いたしております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 鶴岡市障害者地域自立支援協議会で、児童発達支援放課後等デイサービスガイドブックを今月12月に発行しております。その中に記載されております児童

発達支援事業所一覧には、鶴岡市、酒田市、それから庄内町に開所している事業所が12あると、放課後等デイサービス事業所一覧には17の事業所が載っております。これらの事業所に三川町でも事業展開できないか、開所できないか、町の方から行政の方から働きかけることはできないものか、どうなのでしょう。その辺再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 放課後等デイサービス事業の利用者は、令和元年度2人、令和2年度4人、令和3年度、令和4年度6人、令和5年度10人と先程の答弁にもあったように、年々増加傾向にはあります。一方で、本町の出生数は減少傾向であり、現在のところは新たなサービス事業所を開設するように働きかけるよりも、広域連携の考えのもと事業の推進を図っていきたくて考えているところでございます。しかし、本町に開設したいという声があるならば、妨げるものではなく、実現に向けて協力できることがあれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 発達に特性のある子どもが学童保育に行っても、その環境、部屋の広さですとか、人数の多さなどに混乱してしまい、トラブルが起きてしまったり、その子の心が不安定で辛い精神状態に置かれてしまい、自分の居場所がない状態になってしまいます。特性のある子どもは、自分はここにいていいんだと思える場所、専門的な療育を受けられる自分の居場所となる放課後デイが必要であると思います。発達障害の中でも、ADHD、注意欠如、多動性と言われる子どもは、注意力が続かず、落ち着きがないことが多いことから、無意識のうちに友達関係のトラブルを招きやすく、失敗を注意されることが多くなりがちで、それがストレスとなり、ひいては引きこもりや不登校など2次障害に繋がるおそれがあると言われています。

こうした2次障害を防ぐには、早く子どもの発達障害に気づくことが大切と言われていますが、子どもの発達に心配があるとき、どこに相談すればいいのかと悩んだというお話もお聞きしました。そのようなときにどこに行けばいいのか、どこに相談すればいいのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） まずは健康福祉課の福祉係がその相談窓口になっておりますので、様々な相談は現在も受け付けてはおりますけれども、まず気兼ねなく相談に来ていただければと思います。また、障害者相談支援事業として、社会福祉法人山形県社会福祉事業団相談支援事業所あおぞらというところと業務委託をしております、障害者相談支援の専門的立場から助言、アドバイス、情報発信をしていただき、相談者の不安解消にも努めているところでございます。

なお、相談件数なんですが、令和4年度全体で241件の相談がございました。障害児に関する相談件数としては分類しておりませんので、その辺は少し分からないところもあるんですけど、障害を持つ子どもの相談実人数ということになりますと、11人の方から相談があったという状況でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。小中学校児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があると文部科学省の調査で明らかになっております。社会的少数者、貧困家庭の子どもで16%、ひとり親家庭の子どもが8%、LGBT7.6%、食物アレルギーを持つ子ども5%、ぜんそくのある子ども3%、色覚異常、目の異常ですね、5%、不登校中学生3%、このように学校、そして社会は様々な少数者で構成され成り立っております。日本は障害を持っている人などを保護の対象として見る傾向があると言われております。つまり、同情的に恩情的にそのような視点からのアプローチということで、そのような人々を権利の主体と見ていないという指摘もあります。

発達障害の数字を8.8%と言いましたが、これは文部科学省の調査の中の教員の判断をもとにした推定の数字で、この数字の陰にはグレーゾーンと言われる判断に届くか届かないかという子どもが多くいると言われております。保護者の方からは、私たちにとっては支援に繋がらないこのグレーゾーンが一番辛いと、このような辛い思いをしているのは、自分だけで社会からは認識されていないのではと孤独感を感じてしまうと、せめて思いを共有できる同じような悩みを親同士が話し合える場所があればというお話もお聞きしております。そして、親同士が繋がれる、そういう活動をしている、主に発達障害育児をしているママたちが運営する会、これが庄内にあるようなんですね。そのような会と連携して、保護者の不安を減らすような取り組みも必要と思っておりますが、その辺お考えいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 障害を持つお子さんを持つお母さん方が共有できる場ということのご質問だったと思うんですけども、本町には身体や発達に障害を持つ児童、また困り感がある児童の保護者の会ということで、ドレミの会という会がございます。この会は、同じ悩みを持つ保護者同士で話をしたり、先輩の保護者から子どもへの関わり方や療育、それから福祉サービスについてアドバイスを聞いたりする活動を行っており、保護者の方がほっとできる場、交流できる場ということで活動を長く行っております。会員は現在10名程度でございます。今年度は特別支援学級にチラシを配布したり、会員募集の啓発にも取り組んでいるところでございます。

また、近隣市町にも同様のサークルがあると聞いており、子どもの特性や保護者の方同士の繋がりなどで他市町のサークルに入っている方もいらっしゃるのかなと思います。今後もそういった悩みを抱えている保護者に対し、障害者相談支援事業やそういったサークルを紹介することで支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ぜひ保護者の気持ちに寄り添った取り組みを進めていきたいと思っております。

次に、学校給食での地元食材の活用について伺います。三川町の学校給食は、おいしくてうらやましいと町外の人からよく言われると聞かれます。おいしいの評判が広がっているよ

うです。1年前の広報みかわ2022年の12月号には「町の自慢のお米を子どもたちへ」と題して、学校給食のご飯には三川町産米の一等米を使用していることや生産者との交流給食などについて掲載されておりました。当時の三川中学校3年生の給食委員長からは「おいしい給食をありがとう。3年生なので、給食で有機栽培つや姫が食べられるのが今年で最後だと思うと寂しいです。生産者の皆さん、いつもおいしいお米をありがとうございます」という感謝の言葉が載っておりました。

それから、山形県が誇るブランド米つや姫を子どもたちに食べてもらうため、通常はえぬきを使用している学校給食のご飯を11月から3月はつや姫のご飯に変えて提供するつや姫給食を行っていると載っておりましたが、今年はどうなんでしょうか。猛暑続きで米の品質低下が表れている。JA庄内たがわによると、一等米比率が20.5%、過去最低の見込みで、子どもたちが楽しみにしているつや姫の一等米比率は三川町では2.6%と前年の99.2%から大きく低下しているようです。このような状況なんです、子どもたちが楽しみにしているつや姫給食、今年を行っているのか。11月から3月と昨年を行っているようですが、今年はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問がございましたつや姫給食の今年度、令和5年度の状況につきましてご回答申し上げます。庄内地区の中でつや姫を給食に使っているというのは、三川町が庄内の中では、この期間で使っているのは三川町ぐらいというように聞いているところでございます。

通年11月から3月までの期間、山形県の学校給食会の方から主食となりますお米につきましてはご提供いただいているところなんでございますけれども、この期間つや姫を入れるにあたりまして、今年度非常に作柄と申しますか先程来ありましたけれども、一等米比率が非常に低くなっているという現状がございました。本町といたしましても、その辺どうなるのか、少し心配なところもあったんですが、現在11月分についてはつや姫の方の一等米を供給していただいているところです。ただ、12月から3月につきましては、やはり一等米というわけにはいかず、二等米のつや姫の方が提供されるということで、学校給食会の方からは連絡をいただいているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 無農薬、無化学肥料で栽培されている有機栽培米のご飯を子どもたちに安心しておいしく食べてもらう取り組みをされてきておりますが、野菜などの地場産物の活用率、これはどのくらいになっているのか。ここに三川町の給食の献立表があるんですが、地産地消ウイーク、それから食材に網掛けしている三川町産となっていたり、地元食材がふんだんに使われているようですが、県内産の活用率とそのうちの三川町産の活用率はどのくらいになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 地元産の野菜の活用率ということでございますけれども、手元にある中で分かる範囲でしかお答えできないところでございますが、まず令和5年度産の野

菜につきまして、10月末までの現在の状況になりますが、県内産の野菜としては38.8%あるんですけれども、うち三川町産は19%が今年度使われているという状況です。

例年ベースで見ますと、もう少し高くして約3割以上は三川町産が入っている年があるんですが、やはり猛暑等の関係によりまして、地元の食材が安定して供給できないという影響があるのではないかとこのように認識しておりますけれども、今年度は若干、地元産の野菜の供給が少し少ないような状況になっています。ただ、本町といたしましては、なるべく地元産の方を活用させていただいて、子どもたちにおいしい給食を提供したいというようには考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。献立表を長らく見ることもなかったので恐縮なんですけど、こうして見ますと主食のところですね、熱や力となる穀類、炭水化物のところですね、ここにはもうずっとご飯が並んでいるんですね。以前はパンもあったんですね。私の子どもころですが、給食といえばコッペパンと言っていたと思うんですが、昔の話で恐縮ですが。このパンは献立表にはないんですね。米粉のパンはありますが、このパンが献立表にない、これはいつごろからご飯に変わったのか。なぜ小麦粉のパンでなくご飯になったのか、ここをお聞かせ願えればと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） パンを、給食の方に昔はふんだんにあったものがほぼ米になっているという、お米を使つての米飯給食の方が主になっているというような状況でございます。確かに献立表を見ますと、パンを使っている、パンを学校給食に提供している日が月に1回、または2ヵ月に1回程度で、非常にパンを提供する機会が少なくなっているというのが実態のようでございます。いつからというようなことは、少し私もはっきりとしたことはこの場では申し上げられないところではあるんですが、一つの要因としてはやはり米の消費拡大等において、米をもっと学校給食に、米飯給食を積極的に行いましょうというような取り組みなどもあったということがありますし、本町の場合は自校炊飯で学校の方で給食の方を提供しておりますので、学校でおいしいお米を、炊きたてのお米を提供するというような取り組みが多くなったのかなというように思います。

またパンの供給に関しましては、パンを供給するその事業者が様々諸事情によって廃業しているという大きな実態もあるようでした。そういったことから、なかなかパンを安定供給できないという状況等を踏まえまして、米飯給食、お米の方が主体的に学校給食に提供されているのかなというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 10月に行われました町村議会議員研修会で東京大学の鈴木宣弘教授から講演がありました。その中で約60年前に出された「頭脳」という本の中に米食低脳論がまことしやかに述べられていて、日本人が欧米人に劣るのは主食の米が原因であるから、せめて子どもの主食だけはパンにした方がいいという全く根拠のない暴論が新聞等でも展開されたという洗脳キャンペーンが行われたと。それで私も学校給食でやられたと述べら

れておりました。アメリカの小麦が生産過剰で日本への売り込み戦略に利用されてきて、現在でも世界では認められていない除草剤の残留値を大幅に緩和された小麦、そばが輸入されている。「危ないものは日本へ」が世界の合言葉になっていると。さらにゲノム編集作物を小学校を通じて子どもたちを実験台として浸透させ、最終的にその利益は特許を持つアメリカのグローバル種子農薬企業にもたらされ、占領政策、洗脳政策は形を変えながら同じように続いているとこのように告発されています。

2011年にベンチャー企業がゲノム編集トマト苗を2022年から福祉施設に、2023年、今年から全国の小学校へ配布するという計画を発表していました。安全性が確認されていないゲノム編集トマト苗の配布に全国の地域の市民団体が自治体に受け取らないよう求める行動に取り組んでいるとの報道もあります。三川町の小学校にそのようなゲノム編集トマト苗を配布するというようなことがなかったのか、どのようなルートで働き掛けてくるかは分かりませんが、そのようなことはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問にございますゲノム編集トマトという、ゲノム編集ですのでDNAとか遺伝子的人為的な改変によって作られるトマトというように思われますけれども、町の教育委員会や学校の方にそのゲノム編集トマト苗を使用するとか配布しますといったような情報は入ってきていないというのが現状でございます。ただ、先程のご質問の中にもありましたけれども、全国の団体の中で婦人団体の方でしたでしょうか、このゲノム編集トマト苗に関しまして受け取らないようにといったような通知は届いているところでございますけれども、このトマト苗そのものを使ってはいかがかといったような案内等は来ていないところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 世界では認められていないゲノム編集食材、それから輸入農産物の農薬残留基準値の緩和、がん発症率が4倍から7倍とされる成長ホルモン剤を与えられた輸入食肉などなど、日本は食に対して基準が最も緩い国で世界の流れから取り残されていると言われております。

ここで保護者の方から食と学校給食に関するコメントが寄せられておりますので、その一部を少し紹介させていただきたいと思います。「この間まちなかキネマで「食の安全を守る人々」という映画を見て、今日本に輸入されている小麦は農薬の規制が緩和されて基準値が多いものだということを知りました。その映画では、モンサント社の製品のラウンドアップに含まれるグリホサートという成分が取り上げられていて、農薬を使用したり、使用した作物を摂取することでがんになる危険性が高く、健康に害を及ぼすという理由で、世界各国でこの農薬を使った小麦を輸入禁止しているそうでした。学校の給食だよりを見ても、地産地消の野菜を使っていることは安心できる情報だなと思いました。三川町は、有機栽培や特別栽培の米の生産が盛んだと聞いています。他にも、山形大学の庄内スマート・テロワールの庄内産小麦や豚肉、加工品なども子どもの給食に取り入れていただいて、子どもたちの食の安全にも安心な三川町とPRできるようにしてほしいです」と、保護者の方からこのような

声が届いております。子どもたちへの食の安全、この思いに対して、お考えをいただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 本町ではこれまでも学校給食に関しましてはこだわりを持って子どもたちに学校給食を安全安心に届けられるように取り組んできたというように自負しているところでございます。先程残留農薬のお話もありましたけれども、そういった小麦に関してもきちんと基準、国が示されている基準に従った上でのものを使っているわけでございますし、有機のお米でありますとか、そういった部分で子どもたちにはそういったものを食として提供することも含めて、さらには有機でのお米等を作っている農家の方々のお話なども聞きながら、より食の安全や安心について学習も含めて学校給食を提供しているという状況でございます。今後についても、同じように子どもたちが学校給食を楽しく安全安心に食べられるように、町としては教育委員会としましても、常々対応してまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） おいしくて安全で安心のできる給食を出していただいていることに、保護者の方々からの理解も深まったのではないかと思います。

次に学校給食費の無償化について伺います。長引く景気の低迷、それからコストカットによる失われた30年とも言われ、このところの物価の高騰は私たちの毎日の暮らしに重くのしかかっている、とりわけエンゲル係数、家計に占める食費の割合はこの40年で最高になっており、食べ物を減らさざるを得ない深刻な状況になっているとの報道があります。このような中で、何度か学校給食費の無償化について求めてきましたが、これまでにいただいていた無償化を考えていないとした理由では、多くの自治体では保護者から負担していただいている状況にあるから、それから学校給食法第11条で保護者負担とされているからとこういうことでした。

前回質問した3月議会の際は、学校給食法第11条の理由に加え、子育て支援策を総合的に捉え、教育環境の変化に的確に対応し、安定した学習活動を支えていくための施策も必要になってくるからということでした。今回も多くの自治体等、それから教育環境の変化の対応等の理由ということでもいただいております。これまでいただいていた理由に対する考え方を少し確認させていただきたいんですけども、学校給食法第11条には、学校設置者と保護者の負担分をそれぞれ書いてありますが、これまでの国会論戦の経緯などから見ると、学校給食法は保護者の負担を軽減することを禁止していないことが明らかになっていると思います。

2018年の国会、参議院での無償化の質問に対して、文部科学大臣は給食食材費を自治体が全額補助することは否定されないと答弁しています。これは全額補助しても問題ないですよと理解できます。それから2020年、当時の安倍晋三首相が学校給食法の立法趣旨に基づき、設置者において検討されることがふさわしいとしています。これも子どもたちの心身の健全な発達のため、自治体で考えてくださいと、このように学校給食法第11条による保護者負

担という法的根拠は成り立たないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食法の中では、そのように今示されている法律の中におきましては調理の運営に関してのこと、さらにはそれに関しての施設の整備とか管理、維持管理費、光熱水費、そういった部分については、人件費も含めて町の方で負担するというところで、当然本町の方でもそのように対応を図ってきたところでございます。また、明記されている部分といたしましては、保護者の負担は食材費、今の学校給食に係る食材の部分については、保護者の負担によるというようなことがしっかりと明記をされているというところで、本町としましてはこれまでもその法律に従った形での取り組みを図ってきたという状況でございます。

確かに国会の中で、様々審議をしていただいている中で、やはり自治体によっては保護者の負担する部分も自治体の方で負担をしている自治体もだんだん増えてきているというのが実態ではあるということは認識をしておりますけれども、まず本町といたしましては、現在のところはこの法律に従った形でのそれぞれの負担というような部分については、これまでどおりお願いをしてまいりたいという考えを持っております。

ただ、昨今の食材費等の高騰によりまして、やはり学校給食費の方もどんどん野菜等につきましてですが、非常に値上げになっている関係で、学校給食費も上がっているという実態がございます。そういった部分については三川町といたしましても、今年度補助金の方を学校の方に提供いたしまして、いくらかでも保護者の負担にならないように、少しでも負担が抑えられるように、そのような対応も三川町としては図っているという現在の状況であるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それから多くの自治体で保護者負担としているからという理由も前にございました。5年前までは学校給食費の無償化、これを全国で先駆的に実施していたのは76の自治体でしかありませんでしたが、今年3月時点では256の自治体になり、5年で3倍になっています。そして、現在では493の自治体に広がり、1年もしないうちに237の自治体で新たに実施しております。これはもう加速度的に広がっている、こういう状況にあると思っております。

それから、教育環境の変化に的確に対応していくためともお答えいただいております。これは当然、対応していただかなくてはなりません。先日の山形新聞報道でも、一面で「小中高視力1.0未満最多」との衝撃的な記事が載っておりました。デジタル機器の影響を排除できないとも言っております。このようなことなど、様々と対応しなければならないことが出てくると思っております。

ここで数字的なことを少し確認させていただきたいんですけれども、先程町の負担分、保護者負担分というお話がありましたけれども、その給食に係る経費、どのくらいになっているのか。もう一度数字として、町の負担分、保護者負担分、どのくらいになっているのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） すみません。細かい数字を今手元に持ち合わせていないところでございますけれども、おおよそのところで見ますと令和3年度の段階での数字といたしましては、確か町の方が負担している給食の調理、それから光熱水費等に関しましては3,200万円ほどの支出がございます。それから、食材費、これは保護者の方々から負担していただいている部分なんですけれども、こちらについては3,100万円、こちらの方をそれぞれ学校給食費全般に係る中で負担の割合としてはなっているというのが現状でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） すでに無償化を行っている自治体でのそのための予算は、自治体の大小に関わらず、当初予算の1%程度で行っています。本町の場合は、0.7から0.8%程度ではないかと思います。財政的には決して軽くはない数字とは思いますが、子育て支援という重要な視点からすれば実施できない数字ではないと思うところです。春の統一地方選挙でも、野党与党問わず子育て支援を訴えています。先日行われました米沢市長選挙でも、それぞれの候補者が給食費の無償化を訴えております。今や子育て支援という位置付けの給食費無償化を示さなければならない。住民が、地域社会が求めているそういうところに来ていることの表れだと思います。

先日、11月10日に三川町の子育てを考える会で、2回目となる町民の皆さんから託された小中学校給食費の無償化を求める署名615筆を阿部町長、齋藤教育長宛てに提出しております。1回目は、2月22日に560人分を提出しています。合わせて1,181人分となり、三川全町民の16.6%、約6人のうち1人に当たる方からの声が寄せられたということになります。1,181人、無償化に署名して下さった町民の皆さんの思いをどう受けとめられたのでしょうか。どうお考えくださるのでしょうか、どうかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 三川町の子育てを考える会の皆さまから学校給食の無償化に関しまして取り組んでいただいたことに関しましては、やはり本町の子育て世代の方々の思いを汲んで取り組んでいただいたものというように認識しておりますし、その取り組みについては本当に敬意を表するものでございます。1,181筆でしょうか、それぞれご署名をいただいたということで、その辺のお考えについては重く受けとめておりますし、今後行政運営の中でこういった給食の無償化というもの、町の財源だけでどうこうできるかと申しますと、なかなか厳しい部分もあるんですが、国等に関しましては今こういった学校給食の無償化というものを全国的に検討されているというようにも聞いておりますので、そちらについては町としましても要望を県を通じ、また全国の方に出していきたいというようには考えるところでございます。

三川町の子育て政策は、学校給食費の部分を切り取ってしまえば、そのことだけがピックアップされがちなところもあるんですが、他にはない子育て支援策として手厚く行っている部分も多くございます。そういった総合的に見た場合に、その学校給食費の割合が0.7%とか0.8%というお話もございましたけれども、それだけではなくて子育て支援全般について

本当に必要な部分というものを優先度とかものを考えながらですね、その都度、三川町としましては取り組んできたという経緯でございます。様々な時代の流れの中で、様々な対応を図らなければならない部分がございますので、そういった部分を全体を総合的に判断しながら、今後も子育て支援策、学校給食もそうですけれども、様々な部分で今必要な支援を行ってまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 2回目の署名活動と同時に行った県に対しての署名も行っていきます。吉村知事宛てに提出する署名は768筆集まりました。学校給食の早期無償化を目指す山形県民の会、こちらの方に届けております。同じ県内の学校に通いながら、片や無料で片や子ども1人に5万円から6万円の負担と大きな格差が生じている中で、県として市町村への財政支援をすることをはじめ、国に対しても財政措置を求める要請署名となっております。

なぜ、こんなにもお金をかけなければ子どもが学校に通えないのか、隠れ教育費と言われる給食費をはじめ、教材費、制服代など、特に給食費の無償化を訴えてきたのは、子どもの成長発達に直結するものであり、通っている学校、地域、自治体の間で格差があってはならないとの思いからです。日本も批准している国際条約の子どもの権利条約には、家庭は社会において子どもの成長と福祉、その責任を十分引き受けられることができるよう、必要な保護及び援助を与えられるべき対象であると、こういうように書いてあります。子どもを育てる責任のある家庭を社会全体で支えなさいと私は理解しているところです。

日本は国連子どもの権利委員会から子どもの権利の保証が不十分だとの勧告を繰り返し受けているという悲しい事実があります。三川町では、切れ目のない母子保健事業それから出産祝い金、子育て交流施設の3本柱で子育て世代を支援するなど、これまで阿部町政が進めてこられた自立のまちづくりによって、少子化のスパイラルに陥らないでおります。多くの住民の皆さんから寄せられた思いと、さらなる子育て世代への支援となる給食費の無償化をお考えいただきたいと申し上げるとともに、国・県にも働きかけていただきたいと、このことを申し上げて次の質問に移ります。

次に、高齢者福祉についてです。高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、来年度から第9期の計画となりますが、これまでに行われてきた9期計画の策定までの経過で、町民の方からの意見等も取り入れられる仕組みもあるとのことでしたが、これまでに寄せられた意見はあったのか、どのような意見があったのか。第8期計画策定時までの意見との違いや寄せられた意見、特徴的なものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 町民の方の声を聞く機会、あるいは特徴的なご意見ということのご質問でした。令和4年度に介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。中間年ということでの実施になります。対象は三川町に在住する65歳以上で、要介護1から5の認定を受けていない方600人を無作為抽出し、実施したところです。その中で特徴的な意見ということであったことを少し考えたところですが、最期に療養したい場所という質問に対しまして、自宅で療養し必要になればそれまでの医療機関に入院したいという声が

多い一方で、自宅で最期まで療養することは実現困難だというように答えている方が非常に多いということでありました。その理由としては、介護してくれる家族に負担がかかる、急変時の対応に不安がある、急変時にすぐに入院できるか不安であるというような順番で、そういった答えが多かったです。

やはり住み慣れた自宅で最期を迎えたいと考えている方が多い一方で、在宅での介護に不安があるというように考えている方が多いのかなと分析しているところでございます。人口減少に伴う医師不足、介護者不足、そういったことが問題になる中で、高齢化率は上昇するため、国や県の医療計画では病院、施設、自宅それぞれの役割を明確にするように、整備を始めている状況であり、今後在宅介護という仕組みが強化されるような社会が求められるのかなというように考えているところです。その他の町民の声といたしましては、外出や買い物への支援づくり、地域の助け合いの仕組みづくり、地域の通いの場への期待、そういった回答が多い状況でございました。そういった声を参考に、第9期計画の中で研修会のテーマに設定したり、地域支援事業の強化を図っていきたいというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。続いて第8期計画の地域資源事業の評価を伺いましたけれども、要支援、要介護になることを予防し、できるだけ重症化を防ぐために様々と取り組んでいただいておりますが、様々な介護予防事業において以前から男性の参加者が少ないとお話を聞いております。最近の傾向はどうか伺いたいのと、生活習慣病との関連も私の思うところなんか男性の方が多いような感じを持っているんですけれども、男性の参加者を増やすことが、これからのこういう事業の有効性も上がると思うのですが、この参加率をどう上げていかれるのか、お考えあれば伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 男性というところに突出したご質問だったかと思いますが、高齢者が増加していくからこそ、介護や認知症についての理解をもっと広めるとともに地域の見守り体制を強化する必要があるものと思います。本町では、認知症にやさしいまちづくり研修会など様々な研修会を行っておりますが、先程ご質問にあったように、参加者は女性が多く、また高齢者の方が多い状況でございます。やはり男性はもちろん、もっと早い段階から認知症等の意識を高める取り組みが今後必要になるものと思っております。

そういった中で令和5年度は認知症地域支援推進員を1名から3名に増員し、早速3町内会に出向いて認知症になっても安心して暮らせるまちを目指してということテーマに研修会を行うようにしております。やはりより参加しやすい状況ということで、地域に出向いて地域の方が参加しやすい状況を作りながら継続した支援をしていくことが今後大切になるものと思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 最後に、特別障害者手当についてお聞きしたいと思います。この特

別障害者手当という制度ですが、知らない方が大勢いらっしゃるのではないかと思います。制度の内容についてはここでは確認しませんが、町内にこの手当を受給できる可能性のある方がいらっしゃると思います。その辺の認識をお聞かせください。

- 議長（志田徳久議員） 以上で、5番 砂田 茂議員の質問を終わります。
- 議長（志田徳久議員） 以上で、一般質問を終了します。
- 議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)
- 議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時50分)
- 議長（志田徳久議員） 日程第2、議第60号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第60号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員、定年前再任用短期勤務職員及び特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正するとともに、60歳を超える職員の昇給等に関する規程を整備いたしたく、提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、一般職の職員については、民間給与との較差を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、すべての給与表の給料月額について引き上げの改定を行うとともに、勤勉手当についても0.10月分を引き上げるものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当及び勤勉手当を各々0.025月分、特別職の職員については期末手当を0.10月分引き上げ、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて引き上げの改正をいたすものであります。

また、60歳を超える職員の昇給については、当該職員が昇給する条件を規定するとともに、役職定年後等の職員の職務の級及び職務の名称を規定する改正をいたすものであります。

なお、参考資料といたしまして、新旧対照表及び給与勧告の骨子等を配布し、所管の総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（志田徳久議員） 所管の課長より補足説明を求めます。高橋総務課長。
- 説明員（高橋誠一総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

初めに、本日配布いたしました、人事院の給与勧告の骨子及び山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づき、この度の勧告の要点についてご説明申し上げます。

まず、県におきましては、民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上の民間事業所の職種別民間給与実態調査を実施し、その結果として民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準引き上げと、期末手当及び勤勉手当の引き上げを勧告したところであり、本町におきましては、山形県人事委員会勧告の給与改定等資料の1ページにあります内容に準じ、令和5年4月1日に遡及して、一般職の職員については、給与の平均改定率を0.90%、勤勉手当を0.10月引き上げることなどについて、所要の改正をいたしたく、本議会定例会に上程

したところであります。

それでは、上程しております議案について、別にお配りしております新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議案の第1条関係については、12月期の勤勉手当の支給月数を、一般職の職員については10/100、定年前再任用短時間勤務職員については、5/100引き上げるものであります。

さらに、一般職の職員の給料表の改定については、議案書の給料表により、民間給与との較差を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつすべての給料月額を改定するものであり、その平均改定率は0.90%であります。

次に、第3条関係につきましては、特別職の職員の期末手当について、12月期の支給月数を10/100引き上げるものであります。

次に、議案の第2条及び第4条関係については、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末勤勉手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、当該期末手当について所要の改正をいたすものであります。

以上でございます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 改正条例の第1条、具体的には、一般職員の給与に関する条例の第8条第7項に60歳を超える職員の昇給についての規定がなされたわけですが、これの具体的な基準といえますでしょうか、運用、規則で定めるといようになっていますけれども、これに伴う規則が今日の説明資料になかったものですから、詳細について説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 資料等はお配りしておりませんので、その中身について簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。先に職員の定年延長等に関する条例等を議決いただいたところでありますが、その際60歳を超え、定年後の職員については退職時の給与の7割を支給するという内容のものでありました。定年延長した職員については定年といいますか、60歳を超えて61歳の年度以降、その給与が基本的に昇給しないということになります。ただし、定年延長した職員においても、人事評価等は行います。定数の内の職員ということで評価を行うわけですが、その際、特に評価が高かった職員についてのみ、いわゆる2号級等昇給するというような内容の規定となっております。

ただし、そのいわゆるAランクでありますとかBランクといった、特に評価が高いというのはなかなかないのかなというように想定はしておりますけれども、ただその制度上昇給しない、する場合はこうですということを規定した内容のものとなっております。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第60号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第60号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第3、議第61号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第61号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「放課後児童健全育成事業実施要綱に係るこども家庭庁成育局長通知」の施行に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、令和6年度以降の円滑な事業運営に資するため、放課後児童支援員の要件に、研修を受講する資格を得てから2年を経過する年度末までに研修を修了する予定の者を加えるものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 学童保育所の現場においては、やはり支援員、またその職員の中にも支援員、それから補助員ですかね、それからアルバイトとか、時間割で勤務されている方、様々と応援をいただいているわけでありまして、本町の学童においても支援員におかれましては、押切も含めて11人かと記憶しておりますけれども、やはりこの通知は現場でそのマンパワー不足、人手不足を解消する、その意図を持つての通知なのかということをお聞きしたいというように思います。

あと1単位2人以上の支援員を置くというように謳われておりますが、2人の支援員がいなければ、1人の補充員でも差し支えないというようなことも謳っておりますが、今回の通知の中でこの補助員に関しては何らその資格要件に対するものは含まれていなかったのかどうかですね、この辺を少しお聞きしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまの支援員の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおりアソビバキッズにつきましては、対象を研修を受けた者まで拡大しなくても、十分支援員の数は足りていると認識しているところでございます。国といたしまして、マンパワー不足、人手が不足しているということから、研修の受講をもって支援員とみなすという部分を若干改正して、研修の計画を定めた上で研修を受講する、した者も支援員としてみなすことになったものでございます。補助員の関係につきましては、今回の規定には補助員の資格要件というのは何もなかったところでございます。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今補助員については触れられていなかったということでありまして、やはり現場の声を聞きますと、勤務する時間帯が夕飯の時間ということにかぶさるものですから、大変人を確保するには非常に苦慮しているというお話を伺っております。今のところ三川町の場合は間に合っているということですが、やはり将来的に学童の数を増やしていくとなりますと、それなりの職員の確保は当然求められるわけでありまして、その支援員に代わる補助員につきましては、例えば放課後子ども教室とか、それからそうしたものに例えば三川町も行っていますが、そうした学校開放事業、それからわくわく体験塾等々に応援をいただいている方々を、ぜひそうした補助員という立場の身分確保ですね、これをぜひやっていかないと、将来的に人材不足は解消できないのかなというように思います。

この第10条の一番最後の方に5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者というようにも謳われておりますので、こども家庭庁のみならず、文部科学省で管理管轄している部分からも、こうした人材を横断的に協力するような体制というのは、国も考えていかなければならないのかなというように私自身は思いますけれども、この辺についての三川町におけるこうした5年も学校開放事業とかわくわく体験塾等に応援をいただいている、そうした方々の育成についてのご認識をいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまご質問ありました第10条の10号ですけれども、5年以上というのは常時学童保育所とか保育所とか、そういう子どもに関わる現場で5年以上業務をなさった方が研修を受ける対象となるというような読み方をできるものでございまして、高校を卒業した方であれば2年以上とか保育士であればすぐ受けられるとか、資格要件によって少し異なってくるものであります。支援員にはなれるものでございます。ただ、補助員については、先程議員おっしゃるとおり、放課後子ども教室だとか学校開放事業に従事していただいている方が補助員になるということは十分可能であると思っております。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第61号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第61号「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第4、議第62号「三川町下水道事業の設置等に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第62号「三川町下水道事業の設置等に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、下水道事業の持続的な経営の確保を目的に、令和6年4月1日より地方公営企業に移行するため、新たに条例を設定いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、資産の取得及び処分、会計事務の処理などその設置及び管理について条例を整備するものであります。

なお、本条例の設定に関連して一部改正または廃止が必要となる三川町監査委員条例等については附則において対応するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この件に関しましては、全員協議会で丁寧の説明いただいたと思っておりますが、再度繰り返しの質問になる点もあろうかと思っておりますが、説明をお願いしたいと思います。

まず初めに、町からの繰入金に関しての勘定科目はどのような形で、この公営企業法になった場合、表記になるのか。例えば雑収入ですとか、そういった表記はどのような形になるのか。また、それは課税対象として今後運営に影響が出てくるのかどうか。その辺と、その場合、全体の損益計算書の中における割合といいますか、移行した場合、現行を照らし合わせてどのような数値になるのか説明いただきたいと思っております。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 新たな公営企業化に際しての予算等の科目ということでございます。町が支払うものにつきましては、そのものによりまして負担金なりということと設定はされるわけでありましてけれども、その詳細につきましては現在調整をしているところでございまして、すみません、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後程直接お話をさ

せていただければと思っているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 全員協議会のときに少し聞きそびれてしまいまして、詳細な説明は後程いただきたいと思います。負担金という扱いになるのであれば、少し収入の項目としては不思議な形になるのかなと思って聞いてしまいましたけれども、今後詳細な形での説明をいただきたいと思います。

この場でお聞きしたいのは、公営企業法に移行した上で、町民負担はどのような形で将来的に変化していくのかということとを再度お伺いしたいと。町民負担の変化はこの公益企業法の適用によってどのような影響をされていくのか。また、町の負担金の考え方、分かりやすく今度損益計算書等でパーセンテージで表れてくると思いますので、今後の町の負担の考え方、それをこの議場において説明いただければと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 新たな会計における町の負担等、それからその経営における町民への負担という形のお話かと存じます。この経営につきまして、町民からの負担、新たな負担、使用料ですとか、あと町の税金を持って運営している町からの負担という部分、こちらの方の経営につきましては、現在も下水道の処理についての費用というものは一部町の方から繰入金等を用いております、その作業を行っているところであります。その大きな変化等につきましては、処理の内容におきまして若干の増減等があるかとは思いますが、大きな変動等は現在のところ想定していないところでございます。

また、町の負担という形でありますけれども、こちらにつきましては、この下水道におきましては、通常下水道と言われると汚水処理、家庭からの雑排水等の処理が下水道ということで多く捉えられるわけでありまして、この下水道の処理につきましては、雨水処理ということで、本来町が行う、現在も町が行っている雨水排水の処理についても組み込まれているところでございます。このようなものもございまして、町の方からはその処理に対する費用の方も繰り入れしているところでございまして、その部分につきましては、適切に対応しておるところでありまして、今後もその運営について必要な部分については繰り入れ、町からの支払いが必要になるということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の同僚議員の質問に対する説明を再度私なりに少し整理した形で再質問というようになりますが、確認したいと思うんですが、現行の下水道特別会計に対しては町が直轄していますので、繰入金という表現で払い出しをしているわけですが、今度これが公営企業という独立した経営となりますと、繰入金という表現は一切使うことができませんで、先程説明ありました雨水排水に関わる町が本来事業実施しなければならない部分を下水道企業会計で処理してもらう分については負担金という区分での支払いになるのだろうと。一方で、その下水道事業を円滑に運用するにあたっての、いわゆる使用者・利用者負担の軽減を図るという部分では、町が公的な部分での補助金という形での払い出しになるだろうというように認識しておったところでして、基本的には町が支払いする部分、負

担金なり補助金なり企業会計に繰り出しをしたとしても、それについては消費税の対象にはならないという認識でおるのですが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 先程ご答弁申し上げられなくて大変申し訳ございませんでした。ただいま議員がおっしゃられたとおり、町からの補助金それから負担金等につきましては、町が行うべきもの等の支払いということになりますので、消費税については対象にならないものと解しているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 様々と予算書については、この間の全員協議会の中で3月定例会前に説明をいただくということになっておりましたので、その部分については触れないで質問したいと思います。今回は条例の設定、それから制定に関することとございますので、少しお聞きします。第2条で、法の財務規定等の適用とありますが、財務規定を適用する場合に法適用化に伴って必要となる規則の制定、これはどうなのかどうか。それから第6条にあります会計管理者のいわゆる（1）から（3）までの会計事務の処理に関して、一般会計の財務規則に特例として規則を制定する必要はないのかどうか。この辺について少しお聞きします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 下水道事業の企業会計に関する規則の設定でございます。こちらにつきましては、現在その準備をしているところでございまして、関係課、それから先進地等の情報を集めながら、町の形に合ったものということで整理をしているところでございます。その際には、現在事務を取り扱っている建設環境課、会計課、それから総務課と各々が集まってこの内容については協議をいたしているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 2点目の町の財務規則等との関連についてのご質問でありました。町の財務規則は当然一般会計等、町の予算執行に伴うその規則を定めているものであります。下水道事業においても、そのトップは町長ということになります。出納にあたっては、その会計管理者とは別に出納責任者ということでは所管の方の課長がその任にあたるものと認識しておりますけれども、これまで他の市町村等のその例を踏まえながら、町の財務規則上はそれを特任的に企業会計の業務を行う等の規定というものは、現時点では不要であるということで認識しており、その出納業務、企業会計に変わった出納業務については、下水道事業を所管する上でのその専門のといいますか、それ用の規則が定められるものということで、町の財務規則の体制等については現時点でその必要はないものということで認識しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今の課長の答弁で一応理解はできます。今建設環境課長も申しておりました、各関係課との調整を持って準備に入っているということではございましたので、地方公営企業会計の適用に伴いまして、地方公営企業法それから地方公営企業施行令という

ものがございますけれども、そうした条項によっては制定が必要な規則、これは必ずや生まれてくるだろうと私は思いますけれども、その辺についての認識はいかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 条例規則等の作成にあたりましては、当然上位法である法令の規定については守られるべきということで考えているところでございます。その法令等を守った上で、町のこの新たな規則を策定する際にどのような文言にするべきかということで、最適化を図って作成をいたすところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 全員協議会の中でしたか、この資料でお聞きしたかどうかは、ありましたね。企業会計に企業出納員を置くこととされていることから、これから下水道事業主管課長というような職名が出ています。これは新年度からスタートですか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 公営企業の経営に関しまして、企業会計に企業出納員を置くことということで定められていることから、新年度から企業出納員ということで担当である建設環境課長があたるということで考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） これまでの質問の後追いをするような質問で大変恐縮なんですけど、先程第2条の最終の財務規定等を適用するという部分について、三川町財務規則云々というような話が出てきたように聞いておったのですが、この部分というのは三川町財務規則とかは全く関係なしに、地方公営企業法に付随する国で定めている財務規定、諸々あるかと思うんですけども、これを適用するというように認識してよろしかったのか、一応確認のための質問です。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） その会計規則につきましては、現在、下水道事業に係る会計規則というものを策定して適用させるということで考えているものでございまして、下水道に限られたもの、この公営企業に係る部分ということで、新たに作るものを適用ということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の答弁ですと、町独自の下水道事業に係る財務規則というものを独自の財務規則規定を制定するという答弁だったと思うんですけど、この条例の文言から見ると、見出しが法の財務規定等の適用という見出しであって、地方公営企業法云々から始まって最後に財務規定等を適用するということでもありますから、国の法律体系の中の財務規定というものを適用するんだと。別個に三川町で財務規則を定めるということについては、この中では謳っていないわけですし、それは町の事情で財務規則を定めるということについては何ら否定するものではありませんので、事務処理上、円滑な事務処理のためには必要なものはどんどん制定していただいて構わないんですが、この条例文についての正しい解釈の仕方について説明をお願いします。

- 議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。
- 説明員（加藤善幸建設環境課長） すみません。先程ご説明しましたように、町の方でも下水道事業の会計規則を定めるということは予定しているところでございます。ただ、当然地方公営企業法の適用をした公営企業ということでありますので、国で定める法令等に基づいた財務規則、こちらの方は当然守られるべきということで考えているところでございます。
- 議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。
- 議長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。
- 議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。
- 議長（志田徳久議員） これから議第62号「三川町下水道事業の設置等に関する条例の設定」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第62号「三川町下水道事業の設置等に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議長（志田徳久議員） 日程第5、議第63号「三川町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任」の件を議題とします。
職員に議案を配布させます。

（書記配布）

- 議長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

- 議長（志田徳久議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第63号「三川町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明いたします。

このたび、本審査会の委員の任期が、来る12月31日をもって満了となることから、三川町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、識見を有する委員5名を次のように選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

まず、熊田勝洋氏につきましては、出羽商工会副会長及び三川支部代表理事として、地域経済の振興・発展にご尽力されており、また、現在は三川町振興審議会会長などの要職に就かれてご活躍いただいている方であることから、新たに選任をお願いするものであります。

続きまして、上野千晶氏でございますが、三川町民生委員・児童委員、さらに同協議会会長として地域福祉の推進にご尽力いただくとともに、社会福祉協議会理事並びに町営住宅入居者審査委員会委員など、各分野においてご活躍をいただいております、福祉分野をはじめとする行政全般に精通されている方であることから、再度選任をお願いするものであります。

続きまして、庄司睦子氏につきましては、長年にわたり医療、介護の業務に従事された豊

富な知識とご経験から、現在、人権擁護委員として地域福祉の向上にご尽力いただいております、さらに横山小学校学校運営協議会や三川町要保護児童対策地域協議会の委員など、教育分野にも高い関心をお持ちの方であり、行政に関する意見や知識も豊富な方であることから、再度選任をお願いするものであります。

続きまして、佐野和夫氏につきましては、三川町統計調査員として、国及び地域の行政活動の指針を定める重要な統計調査などに従事され、現在は、三川町統計調査員協議会会長としてご活躍いただいております。また、保護司としても地域福祉の推進にご尽力いただいております、行政全般にわたり識見豊富な方であることから、新たに選任をお願いするものであります。

続きまして、大川里美氏につきましては、三川町農業委員会委員として、地域農業の振興にご尽力いただくとともに、指導農業士として青年農業者の育成・指導にご尽力されている方であり、また、本町の国民健康保険運営協議会委員として、国民健康保険事業の適正な運営に関与いただくなど、行政に関する意見や知識も豊富な方であることから、新たに選任をお願いするものであります。

以上の5名につきましては、いずれの方々も人格及び識見において、情報公開・個人情報保護審査会委員として最適任者であることから、選任いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、何卒ご同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。本件は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、即ち、委員の私生活にわたる言論にならないようご留意願います。

（なしの声あり）

- 議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（志田徳久議員） これから議第63号「三川町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任」の件を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第63号「三川町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（志田徳久議員） 日程第6、選挙第3号「三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙」の件を議題とします。

地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員会の委員及び補充員については、議会で選挙することになっております。三川町選挙管理委員会から、同委員会の委員及び補充員が令和5年12月31日をもって任期満了という通知がありましたので、今定例会において選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法は議長において指名することに決定しました。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議 長（志田徳久議員） それでは指名いたします。三川町選挙管理委員会の委員に近藤正記氏、荒田賢二氏、菊池謙二氏、佃 久氏を、補充員には、第一順位、石川昭廣氏、第二順位、杉山淳一氏、第三順位、齋藤勝洋氏、第四順位、太田幹雄氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました8名を三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました8名の方々が三川町選挙管理委員会の委員及び順序のとおり三川町選挙管理委員会の補充員に当選されました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和5年第6回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞さまでした。

（午前11時44分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和5年12月8日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番